

文化審議会著作権分科会
過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会
中間整理

平成20年10月1日

文化審議会著作権分科会
過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会

目 次

第1章	はじめに	1
1	検討の経緯	1
2	各課題の関係	2
第2章	過去の著作物等の利用の円滑化方策について	4
第1節	検討の経緯等	4
1	検討の経緯	4
2	諸外国における保護期間延長の際の利用円滑化方策	6
第2節	多数権利者が関わる場合の利用の円滑化について	10
1	課題の整理	10
2	多数権利者が関わる実演の利用円滑化について(共有ワーキングチーム報告)	10
第3節	権利者不明の場合の利用の円滑化について	19
1	課題の整理	19
2	現状と基本的な対応方策	20
	【参考：諸外国における権利者不明の場合への対応例】	24
3	今後の対応方策	25
第4節	次代の文化の土台となるアーカイブの円滑化について	38
1	課題の整理	38
2	コンテンツ提供者が自ら行うアーカイブ活動に関する課題	39
3	コンテンツ提供者以外が行うアーカイブ活動の円滑化 (アーカイブワーキングチーム報告)	40
第5節	その他の課題	49
1	意思表示システムの在り方について	49
2	保護期間の在り方に関連して指摘されたその他の利用円滑化方策	49
第3章	保護期間の在り方について	51
第1節	はじめに	51
1	検討の経緯	51
2	検討の視点	55
第2節	制度の現状	56
1	我が国の現行制度等	56
2	諸外国における保護期間の規定等	59
3	諸外国の保護期間延長の背景	67
第3節	各論点についての意見の整理	73
1	各国の延長の背景に対応する事項の我が国の現状	73

2	国際的な制度調和の観点	78
3	文化の発展に与える効果の観点（総論）	80
4	創作意欲への影響の観点	81
5	コンテンツ事業者等を介した文化創造サイクルへの影響の観点	86
6	公有による文化創造サイクルへの影響の観点	88
7	ネット時代における情報流通の在り方との関係の観点	91
8	文化の発展への影響に関する各論点の関係	92
第4節	関連する課題	94
1	映画の著作物の保護期間について	94
2	著作隣接権の保護期間について	94
3	いわゆる「戦時加算」について	96
第4章	議論の整理と今後の方向性	98

参考資料

第1章 はじめに

1 検討の経緯

- 文化審議会著作権分科会では、近年、それ以前の著作権審議会、文化審議会著作権分科会における検討の状況や関係者からの要請等を踏まえて「著作権法における今後の検討課題」（平成17年1月24日文化審議会著作権分科会。以下「平成17年の分科会の検討課題」という。）を取りまとめ、それに基づいて順次検討を行ってきている。

この中で著作権の保護期間については、「欧米諸国において著作権の保護期間が作者の死後70年までとされている世界的趨勢等を踏まえて、著作権の保護期間を作者の死後50年から70年に延長すること等に関して、著作物全体を通じての保護期間のバランスに配慮しながら、検討する」として、いわゆる戦時加算の問題とともに、検討課題の一つに挙げられている。

また、平成18年9月22日には、著作権問題を考える創作者団体協議会から保護期間の国際的調和を図ること等について、要望が寄せられている。

- 一方、保護期間の延長に関しては、過去に著作権審議会や文化審議会著作権分科会で検討された際にも、著作物の公正利用のための方途を求める意見や、社会全体の著作物の利用方法の進展との関係等との関係を考慮すべきとの意見が出されている。

また、平成18年11月8日には、著作権保護期間の延長問題を考える国民会議から、一度延長をすると短縮が困難なこと、延長を繰り返す懸念があること等から、文化的経済的影響について実証的に慎重な国民的議論を経ずに延長を決定すべきでない旨の要望がなされ、同年12月26日には、日本弁護士連合会からも、同じく慎重な議論を求める旨、さらに延長する場合には、データベースの整備や実効性のある裁定制度その他の利用を困難にしないための措置を講ずるよう提案がなされている。

- 本小委員会は、上記のような経緯¹を踏まえ、著作権の保護期間の問題だけではなく、以下の4つの事項を課題として検討するため、平成19年3月以降、著作権分科会の下に設置されているものである。

- ① 過去の著作物等の利用の円滑化方策について（権利者不明の場合等の著作物の利用の円滑化方策）
- ② アーカイブへの著作物等の収集・保存と利用の円滑化方策について（図書館、博物館、放送事業者等においてアーカイブ事業を円滑に行うための方策）
- ③ 保護期間の在り方について（保護期間の延長、戦時加算の取扱い）
- ④ 意思表示システムについて（クリエイティブコモンズ、自由利用マーク等の利

¹ これらの経緯の詳細については、「第3章 保護期間の在り方」の検討経緯を参照されたい。過去の審議会における検討（平成8年、11年、16年）については、p.51-53において該当部分を、また、各団体からの要請についても、p.53-54で各団体からの要望の要旨を掲載している。

用に伴う法的課題等)

その後、昨年第7期著作権分科会において10回、今期第8期著作権分科会において6回、合計16回の委員会を開催して各課題について順次検討を行ってきたほか、20以上の分野の関係者からヒアリングを行うとともに、さらに一部の課題については別途2つのワーキングチームを設けて実務関係者を交えた検討も行い、議論の整理に努めてきた。昨年10月には、「文化審議会著作権分科会過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会における検討状況」(以下「昨年10月の検討状況の整理」という。)を整理したほか、本年5月には、利用の円滑化方策に関して「過去の著作物等の利用の円滑化のための方策について(中間総括)」(以下「5月の中間総括」という。)を取りまとめた。

本中間整理は、これまでのこれらの検討の成果を踏まえ、5月の中間総括で取りまとめられた課題についてはその後の議論により補足するとともに、それ以外の各課題についても意見の状況を整理し、今後の論点を明確にする観点から小委員会の議論全体としての中間的な整理を行ったものである。

- なお、この間には、政府の「知的財産推進計画2007」(平成19年5月31日知的財産戦略本部決定)、「知的財産推進計画2008」(平成20年6月18日知的財産戦略推進本部決定)において、「著作物の保護期間の延長や戦時加算の取扱いなど保護期間の在り方について、保護と利用のバランスに留意した検討」を行うこととされているほか、権利者不明の場合のコンテンツの流通促進、アーカイブの促進・活用等についても検討し、結論を得るべき旨が盛り込まれている。

2 各課題の関係

- これらの各検討課題は、上記の検討の経緯にあるように、保護期間の在り方を中核として、それに関連して、著作物等の利用を困難にしないための措置として提起された課題であるが、より具体的には、次のような関係に立つものとして指摘がなされている。
 - a 保護期間が延長される場合の権利調査の困難さ等への対応
仮に保護期間が延長された場合には、著作者のひ孫の世代になり遺族の数が増えると考えられるほか、著作物の利用許諾を得るための権利調査が困難になるなど取引費用が増大すると考えられる。このため、延長するのであれば、利用の円滑化のための方策が十分に措置されるべきであり、そのような観点から、次のようなことが課題となる。
 - ・ 権利情報の集約化(データベースの構築等)、権利の集中管理の一層の促進
 - ・ 権利者不明の場合の裁定制度の改善、著作隣接権についての同様の裁定制度の創設

- ・ 非営利利用等の零細な利用の場合にそれに見合ったコストで著作物が利用できる方策の検討

b その他、保護期間の延長によって影響を受ける事項への対応

また、上記 a の課題のほか、仮に保護期間が延長された場合には、既存の創作物を利用した二次的創作やアーカイブ活動の制約になるとの観点から、保護期間の延長がこれらの文化の承継に影響を与えないようにすべきとの課題も生じる。

その他、本小委員会の直接の検討事項ではない課題であっても、例えば、障害者への情報保障の環境が不十分なまま保護期間を延長することは、さらに障害者の情報アクセス環境を悪化させるおそれがあると指摘されるなど、保護期間延長に関連する問題点として指摘された課題があった。

- なお、本小委員会では、これらの課題について、このような相互の関係性に留意しながら検討を進めてきたが、小委員会の検討の中では、これらの課題の関係についてこれと異なる捉え方をすべきとの指摘もなされた。この点については、「第 4 章 議論の整理と今後の方向性」において、改めて触れることとする。

第2章 過去の著作物等の利用の円滑化方策について

第1節 検討の経緯等

1 検討の経緯

- 本小委員会では、第1章で述べたように、平成17年の分科会の検討課題に基づき、著作権等の保護期間の在り方を検討課題としているが、一方で、文化価値の共有・普及や次代の文化創造にもつながる貴重なコンテンツを円滑に流通させ、死蔵による社会の損失を防止するとの観点から、関係団体からの要請により、保護期間の延長をした場合の文化的経済的影響、及びデータベースの整備や実効性のある裁定制度その他、保護期間の延長をした場合に利用が困難にならないようにするための利用円滑化方策について、併せて検討課題としている。
- 昨年10月の検討状況の整理においては、その時点での論点の整理を行っているが、その中では、利用の円滑化のための課題や要望として、
 - ・ 権利情報のデータベース（所在、生没年、戦時加算対象物、管理事業者の管理著作物の範囲）の構築など権利情報の管理の仕組みを整えることや、権利の集中管理を一層促進すること、
 - ・ 特別な場合にしか使用されていない裁定制度を（著作隣接権の場合も含め）より簡易に使えるようにすることや、アメリカやイギリスの検討例を参考に需要に見合ったコストで著作物が利用できる方策を整えること、
 - ・ 複数の権利者のうち一部の反対のみで全体が利用できなくなるような事態を避けること、
 - ・ 過去の文化遺産を土台とした二次的創作や文化の継承のためのアーカイブ活動の制約にならないようにするための措置が必要などの指摘がなされた。
- これらの点に加えて、著作権分科会法制問題小委員会では、「知的財産推進計画2007」（平成19年5月31日知的財産戦略本部決定）や「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定）において2年以内に整備することが求められている「デジタルコンテンツ流通促進法制」の検討に際して、この提言の問題意識・背景を、「過去にインターネット以外の流通媒体での利用を想定して製作されたコンテンツをインターネットで二次利用するに当たっての著作権法上の課題」であると分析・整理しており、この二次利用の円滑化の観点からも、過去の著作物等の利用の円滑化のための方策が求められている。

- なお、法制問題小委員会でも整理されているように²、コンテンツの二次利用に当たって著作権等が課題になる場合とは、既に製作されたコンテンツを別の用途で、又はコンテンツ製作者とは別の者が用いることについて、著作権者等から改めて利用許諾を得なければならず、かつ、それが困難なときであるが、実際には、著作権等管理団体に権利を委託している者、権利者団体と利用者団体との協定が適用されている者については、所定の規程や協定のルールに従って、一定の使用料を支払うことにより、ほぼ自動的に利用許諾が得られる仕組みとなっており、二次利用について許諾が得られない場合とは、実のところ、
- ・ 多くは、これらの団体に権利を委託していない者、ルールが適用されていない者や、所在不明の権利者の場合であり、
 - ・ その他には、実演家のイメージ戦略、経済的価値の維持のために許諾をしない場合や、権利者の思想信条（例えば、論説やインタビュー等について制作時と考え方が変わっている）に関係する場合
- にはほぼ限られている。
- このような観点からは、本小委員会で要望、指摘された前述の検討課題と、法制問題小委員会から検討を求められている過去のコンテンツの二次利用に当たっての課題とは、大きな部分において共通の課題である。本小委員会では、このような双方の問題意識を踏まえつつ、指摘された課題や要望について、
- ・ 多数権利者が関わる場合の利用の円滑化、
 - ・ 権利者不明の場合の利用の円滑化、
 - ・ 次代の文化の土台となるアーカイブの円滑化、
 - ・ その他の課題
- に分けて、それぞれ議論を行うとともに、特に実務の実態について精査が必要となった「多数権利者が関係する場合の実演の利用の円滑化」、「図書館等におけるアーカイブ活動の円滑化」については、本小委員会の下にワーキングチームを設置して、関係者も交えて実務の実態を踏まえつつ、検討を行った。
- また、本年5月の中間総括においては、これらの検討の結果を中間的に取りまとめた上で法制問題小委員会にも報告し、共通理解を図るなど、制度設計等について必要な検討を行ったところである。

² 法制問題小委員会（平成19年6月7日・第7期第4回）配付資料「過去の放送番組等の二次利用に関する論点整理」参照（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/013/07061121/002.htm）

2 諸外国における保護期間延長の際の利用円滑化方策

- 著作権の保護期間を既に著作者の死後 70 年に延長している国においては、中には、保護期間の延長の是非やその弊害に対する対策等について活発に論じられているものもある。主な国では、過去の保護期間延長の際に、次のような代替措置の例が見受けられる³。(参照条文 p.7)

- 諸外国の中で最初(1965年)に70年に延長したドイツでは、延長の代替としての利用円滑化方策の議論は特に見あたらないが、次いで延長したフランスでは、
 - ・ まず1985年に音楽の著作物について70年に延長した際に、著作者の相続人による利用許諾権の濫用、権利者の不明、又は相続権主張者の不存在、若しくは相続人の不存在の場合において、著作物を利用しようとする者が大審裁判所に申立てを行い、あらゆる適切な措置を命ずる判決を得ることができるとする措置を導入している。
 - ・ また、1997年にEU指令を受け、全ての著作物について70年に延長した際には、共同著作物として、共同著作者中の最後の生存者の死後から保護期間を計算していた映画の著作物について、起算の基となる者を限定(脚本の著作者、台詞の著作者、音楽著作物の著作者、監督)する措置を講じている。

- イギリスでは、1995年にEU指令を受け70年に延長したが、その際には、特に延長の代替としての利用円滑化方策の議論は見あたらないものの、その後、2005年12月にアンドリュー・ガワーズ氏(Financial Timesの元編集長)に対し、イギリスの知的財産の枠組みについての報告書の提出を依頼し、2006年12月にガワーズ・レビュー最終答申が公表されている。その中では、権利者不明著作物の対策の必要性が述べられ、利用者が合理的な調査を行うことを条件とする権利制限規定や、権利者情報を任意に登録するシステムの整備などを提案している。

- アメリカでは、1998年に70年に延長した際に、図書館や文書資料館において、保護期間の最後の20年間は、通常の商業的利用の対象でなく合理的価格で入手できない公表著作物については文書の保存を目的とした複製・頒布等を許容する規定が追加されている。

また、その後においても、「孤児著作物」と呼ばれる権利者不明の場合の対応策について議論等⁴が活発に行われており、2006年に著作権局が「孤児著作物に関する報告書(Report on Orphan Works)」をまとめている。その後2度にわたり、利用者が、真

³ 過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会(平成20年3月14日・第8期第1回)配付資料「諸外国の保護期間延長の際の議論」より(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/024/08031816/005.htm)

⁴ なお、保護期間延長の代替措置そのものについての議論ではないが、保護期間を延長した1998年改正法が、言論・出版の自由を定めた憲法に違反するのではないかと争われた訴訟(Eldred v. Ashcroft, 534U.S.1160(2002))において、これを合憲とした法定意見の中では、公正利用の場合には著作権の効力が及ばない(フェアユース理論)等の著作権の内在的な調整原理の存在が、憲法違反ではないことの理由として挙げられている。

摺な調査を行ったが著作権者の所在を特定できない場合で、かつ、可能な限り適切な著作者・著作権者の表示を行ったことを利用者が証明した場合、著作権者が後に出現して著作権侵害の請求を行ったとしても、救済手段（金銭的救済等）を制限することを内容とする法案が提出されたが、いずれも廃案となっている。また、現在、新たな法案が議会提出されている⁵。

- オーストラリアでは、2005年に70年に延長した後、2006年に公益目的（図書館、教育機関、障害者福祉）の非営利利用、パロディ・風刺目的の公正な利用についての権利制限を含む、創作活動の促進を目的とした著作権法改正が行われている⁶。
- また、韓国では、2007年の米韓FTAの締結を受け、現在、著作権の保護期間を70年に延長することを内容に含む法案が提出されている最中であるが、その法案の中には、フェアユース（公正利用）の規定や一時的蓄積についての権利制限などの措置が、併せて盛り込まれている⁷。
- このように、既に保護期間の延長を行った又は決定した国においても、権利者不明の場合の対策、図書館等の非商業的な利用や、日常的で小規模な利用の円滑化が、中心的な対策となっていることが見て取れる。

【参照条文】

①フランス著作権法⁸

L122-9条

L121-2条に定める死亡著作者の代理人による利用権の行使または不行使において濫用が生じた場合、大審裁判所はあらゆる適切な措置を命ずることができる。複数の代理人間で対立がある場合、権利者不在の場合、または相続権主張者の不存在もしくは相続人の不存在の場合も同様とする。

大審裁判所は、特に文化担当大臣によって提訴されることできる。

L123-2条2項

視聴覚著作物については、〔保護期間の計算の〕基準となる年は、以下の共同著作者のうち最

⁵ Orphan Works Act of 2006 H.R.5439,109th Cong. ; Copyright Modernization Act of 2006 H.R.6052. 109th Cong. ; 現在提出中のものは、Orphan Works Act of 2008, H.R.5889, 及び Shawn Bentley Orphan Works Act of 2008, S.2913, 110th Cong.

⁶ 過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会（平成19年9月3日・第7期第7回）配付資料「諸外国における保護期間に関する議論の動向」より（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/021/07091009/003.htm）

⁷ 2007年12月26日「著作権法一部改正法律案」（韓国文化観光部HPより）。ただし、同HPによれば、公正利用の規定については、技術の発展に応じた著作権保護強化との関連で設けられた旨が記載されており、特に保護期間延長に伴う措置であるとは説明されていない。

⁸ (株)三菱UFJコンサルティング&リサーチ編「著作物等の保護と利用円滑化方策に関する調査研究『諸外国の著作物等の保護期間について』報告書」（平成20年2月）のうち大橋麻也氏・執筆部分より。

後の生存者の死亡した年とする。 脚本の著作者、台詞の著作者、視聴覚著作物のために特別に作曲された歌詞付きまたは歌詞なしの音楽著作物の著作者、主たる監督

旧 L123-3 条 2 項

仮名著作物、匿名著作物または集合著作物が段階的に公表される場合、保護期間はそれぞれの要素の公表の翌年の 1 月 1 日から起算する。ただし、公表が最初の要素の公表から起算して 20 年以内に終了した場合は、著作物全体についての排他権は最後の要素の公表の年に続く 50 年の満了時にはじめて消滅する。

②アメリカ著作権法⁹

第 108 条(h) 図書館・文書資料館による利用

- (1) 本条において発行著作物に対する著作権の保護期間の最後の 20 年間に、図書館または文書資料館（図書館または文書資料館として機能する非営利的教育機関を含む）は、合理的な調査に基づいて第(2)項(A)、(B)および(C)に定める条件に該当しないと判断した場合には、保存、学問又は研究のために、かかる著作物又はその一部のコピーまたはレコードをファクシミリ又はデジタル形式にて複製、頒布、展示又は実演することができる。
- (2) 以下のいずれかの場合、複製、頒布、展示または実演は本条において認められない。
 - (A) 著作物が通常の商業的利用の対象である場合。
 - (B) 著作物のコピー又はレコードが合理的価格で入手できる場合。
 - (C) 著作権者又はその代理人が、著作権局長が定める規則に従って、第(A)号または第(B)号に定める条件が適用される旨の通知を行う場合。
- (3) 本節に定める免除は図書館又は文書資料館以外の使用者による以後の使用には適用されない。

第 504 条 侵害に対する救済：損害賠償及び利益

(c) 法定損害賠償一

- (2) 侵害が故意に行われたものであることにつき、著作権者が立証責任を果たしかつ裁判所がこれを認定した場合、裁判所は、その裁量により法定損害賠償の額を、150,000 ドルを限度として増額することができる。侵害者の行為が著作権の侵害にあたることを侵害者が知らずかつかく信じる理由がなかったことにつき、侵害者が立証責任を果たしかつ裁判所がこれを認定した場合、裁判所は、その裁量により法定損害賠償の額 200 ドルを下限として、減額することができる。著作権のある著作物の利用が第 107 条に定めるフェアユースであると侵害者が信じかつかく信じるにつき合理的な根拠があった場合、侵害者が
 - (i) 非営利的教育機関、図書館もしくは文書資料館の被用者もしくは代理人としてその雇用の範囲内で行動している者、または非営利的教育機関、図書館もしくは文書資料館であって、著作物をコピーまたはレコードに複製することにより著作権を侵害したとき、または
 - (ii) 公共放送事業者または個人であって、公共放送事業者の非営利的活動の通常の一部（第

⁹ (株)三菱UFJコンサルティング&リサーチ編「コンテンツの円滑な利用の促進に係る著作権制度に関する調査研究報告書」（平成 19 年 3 月）のうち山本隆司氏・執筆部分より。

118条(g)に規定する)として、既発行の非演劇的音楽著作物を実演しまたはかかる著作物の実演を収録した送信番組を複製することによって著作権を侵害したときには、裁判所は、法定損害賠償額の支払を減免しなければならない。

③オーストラリア著作権法¹⁰

第41A条 パロディまたは風刺のための公正利用

言語、演劇、音楽もしくは美術著作物または言語、演劇もしくは音楽著作物の翻案物の公正利用は、パロディまたは風刺のために行われている場合には、当該著作物に対する著作権の侵害にあたらない。

④韓国著作権法（改正案）¹¹

第35条の2（著作物利用過程の一時的複製）

コンピュータ等を通して、正当に著作物を利用する技術的過程の一部として複製物が作られることが必須に要請される場合にはこれを一時的に複製することができる。

ただし、不法複製物から一時的複製が起きる場合にはそうでない。

第35条の3（著作物の公正利用）

- ① 第23条から第35条の2までに規定された場合のほか、著作物の通常の利用方法と衝突せず、著作者の合法的な利益を不合理に害しない特定の場合には著作物を利用することができる。
- ② 著作物利用行為が第1項の公正利用に該当するの可否を判断するに当たっては次の各号の事項を考慮しなければならない。
 - 1 営利非営利など利用の目的および性格
 - 2 著作物の種類および用途
 - 3 利用された部分が著作物全体で占める分量および比重
 - 4 利用が著作物の現在または将来の市場や価値に及ぼす影響

¹⁰ 2007年7月 FTA交渉における日本政府からの質問に対する豪州政府の回答より。

¹¹ 2007年12月26日「著作権法一部改正法律案」（韓国文化観光部HP）より。
事務局仮訳（原文は<http://www.mcst.go.kr/web/dataCourt/ordinance/legislation/legislationView.jsp>）。

第2節 多数権利者が関わる場合の利用の円滑化について

1 課題の整理

○ 昨年10月の検討状況の整理では、複数の権利者のうち一部の反対のみで全体が利用できなくなるような事態を避けるべきことが課題・要望として指摘されているが、この指摘の背景は、大きく2つの流れに分けられると考えられる。

一つは、保護期間を延長した場合に生じてくる問題としての指摘であり、すなわち、現在の死後50年までの保護期間は、概ね著作者の孫の代までの保護であるが、これを死後70年まで延長した場合には、ひ孫の代になり、遺族の数が増えるために許諾手続きが煩雑になるとの指摘である。

もう一つは、保護期間の延長と関係なく、現行規定の下においても存在する問題としての指摘であり、すなわち、「デジタルコンテンツ流通促進法制」として特に求められている放送番組等の二次利用の円滑化に関連して、出演者等の権利処理の過程で一部の者から許諾が得られないことにより、コンテンツ全体の二次利用が妨げられる状況があるのではないかと、との問題提起である。

○ 前者の指摘（保護期間延長の関連）については、近年は出生率が低い数字で推移しており¹²、これを前提にする限りは、孫世代からひ孫世代に移ることによって遺族が増加する程度は、実際には膨大なものではないことが見て取れる¹³。一方で、現行規定の状況下であっても、既に放送番組等の二次利用の場面において問題が生じているのではないかとこの指摘は現実には寄せられていることから、本小委員会では、特に多数の権利者が関係している映像コンテンツ（特に放送番組）を念頭に置き、その中でも特に多くの者が関わる「実演」を中心に据えて、課題の整理を行った。

2 多数権利者が関わる実演の利用円滑化について（共有ワーキングチーム報告）

（1）問題の所在

○ DVD化、インターネットを活用した配信等により、放送番組を二次利用する場合、

¹² 平成17年合計特殊出生率：1.26、平成18年：1.32（人口動態統計より）。その他、過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会（平成19年9月3日・第7期第7回）配付資料「平均寿命及び平均出産年齢の変遷」を参照。
(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/021/07091009/004.htm)

¹³ ただし、国外の著作物を利用する場合には、先進国のように出生率が下がっている国ばかりではないとの指摘や、子がない場合には、親や兄弟姉妹に相続されて権利承継者がより複雑になる場合もあり、出生率が下がっていることで、必ずしも、多数権利者の問題が喫緊の課題でなくなるわけではなく、引き続き検討が必要であるとの指摘もあった。

当該放送番組に係る著作権者（モダンオーサー及びクラシカルオーサー¹⁴）の複製権等及び実演家の録音権・録画権等が働く¹⁵。

このことについては、本小委員会で行った関係者からのヒアリングにおいても、

- ・ 多数権利者のうち一部の許諾が得られない場合については、一定条件のもとに利用が可能となる仕組みについて検討が必要、
- ・ 放送番組については、多数の権利者が関係するため、一部の許諾が得られない場合については、共有著作権と同様に正当な理由がない限り同意を拒否できないようにすべきではないか、
- ・ 複数の権利者がひとつの財に対して権利を有している場合、アンチ・コモنزの悲劇として市場での解決は困難なことが立証されている。より簡便な裁定制度や同意の推定規定をおくべき

等といった意見が述べられている。

また、映画の著作物のうち、実演家から録音・録画の許諾を得たものと、実演家から放送の許諾を得て放送のために録音・録画したものとでは、それらの二次利用に関する実演家との許諾契約の要否が全く異なる。このため、放送の許諾しか得ていない放送番組の二次利用について、その円滑化を求める声が特に強い¹⁶。

- 放送番組の二次利用に関しては、平成16年6月、文化庁の検討会により「過去の放送番組の二次利用の促進に関する報告書」がまとめられ、その中で放送番組の二次利用が進まない背景が分析されている。これによれば、二次利用が促進されない理由として、二次利用可能な番組が保存されていない、ビジネス上の判断によって番組提供者が供給しない等、著作権契約以外の事由によって供給されない場合がほとんどであり、著作権契約の問題が占める割合はそれほど多くないと指摘されている。

さらに、今後制作される番組についての利用円滑化を図る観点から、関係者により「放送番組における出演契約ガイドライン」が作成され¹⁷、コンテンツのマルチユースを念頭に置いた書面による契約を結ぶような環境づくりも進められている。

- 一方、今回の検討においては、このような経緯を踏まえるとともに、前述の文化庁検討会の報告書の時点ではインターネット配信事業等がまだ萌芽的であったもののその後の技術革新も進展していること、著作権や著作隣接権が私権である以上、様々な理由から許諾を得られず放送番組の二次利用ができないという場合も皆無で

¹⁴ 映像コンテンツに関しては、一般に、一つの映像コンテンツに係る多様な権利者のうち、映画に使用された小説、脚本などの原著物の著作権者、音楽、美術セットなど映画の著作物に複製されている著作物の著作権者を「クラシカルオーサー」、それらを利用しつつ映像制作に関わる映画監督等の著作権者を「モダンオーサー」と呼んでいる。

¹⁵ ただし、実演家の録音権・録画権については実演家の録音・録画の許諾を得て映画の著作物に録音・録画された実演については、これを録音物以外に録音する場合には権利が働かない（第91条第2項）。

¹⁶ (社)日本経済団体連合会・映像コンテンツ大国を実現するための検討委員会「映像コンテンツ大国の実現に向けて」（2008年2月25日）においても、「放送番組には多くの権利者が関わっているが、一部の人の反対があるとコンテンツの流通は難しい」、「著作権法上、共有著作権については正当な理由がない限り反対できないといった規定があるが、放送番組に適用できないか」といった指摘がある。

¹⁷ 平成19年2月、(社)日本経済団体連合会・映像コンテンツ大国を実現するための検討委員会に設置された「放送番組における映像実演の検討ワーキング・グループ」による。

はないと考えられること等を考慮し、多数権利者が関わる実演の利用円滑化方策について、その可能性を検討することとした。

(2) 「共同実演」について

- 「共同著作物」については、その著作権の共有者全員の合意によらなければ著作権を行使することができず（第 65 条第 2 項）、その場合、各共有者は、正当な理由がない限り、合意の成立を妨げることができない（同条第 3 項）。またこのことは共同著作物でない著作物について権利を共有している場合も同様である。

これに対し、著作隣接権についても権利が共有される場合はあるため、共有著作権の行使に関する規定（第 65 条）が著作隣接権の行使に準用されている（第 103 条）。ただし、共同著作物に係る著作者人格権の行使に関する規定（第 64 条）は準用されておらず、「共同実演」というものが著作権法上認められているかどうかは明らかでない¹⁸。

そこで、これを明確化することにより、放送番組に録音・録画されている実演の中に共同実演と言い得るものがあるのであれば、複数の実演家が関わる場合であっても許諾手続きが効率化する（正当な理由がない限り合意の成立を妨げることができない）のではないかという考え方がある。

- 「共同著作物」に準じて「共同実演」を定義するとすれば、その要件は①実演であること、②二人以上の者が共同して行うこと、③各実演家の寄与を分離して個別的に利用することができないことであると考えられる。

このうち②については、基本的には複数の実演家の間で共同して実演を行う意思を持ち、相互に影響を及ぼしあって実演が行われている場合に、その実演に共同性があると考えられる。このため、放送番組の場合、最終的に完成する番組はひとつであっても、その要素である実演が別々に行われているのであればこれに該当せず、実演の共同性が認められるものは少ない¹⁹と思われる。また、③については、複数の実演家により行われた実演のうちある実演家の実演のみを取り出すことができ、かつ、その取り出した部分だけでも利用できるものは「共同実演」から除かれることになると考えられるが、今日の番組制作技術によれば、映像や音声の部分的な取

¹⁸ もっとも、「共同実演」に関しては、「一個の実演と概念されるためのメルクマールは、共同著作物に関する第 2 条第 1 項第 12 号の定義の考え方に準じて、各実演家の寄与を分離して個別的に利用することができないかどうかということになります」との見解がある（加戸守行著「著作権法逐条講義五訂新版」（社）著作権情報センター発行、597 頁）。また、平成 13 年 12 月の文化審議会著作権分科会「審議経過の概要」では、「実演及びレコードに関する世界知的著作権機関条約」締結に伴う著作権法改正を検討した際、音の実演に係る実演家の人格権に関連し、「2 人以上の者が共同して行い、又は指揮・演出した実演であって、その各人の寄与を分離して利用することができないものを「共同実演」とし、実演家の人格権の行使について、共同著作物の著作者人格権の行使に関する規定と同様の規定を設ける」ことを提案している。

¹⁹ 共同性が認められるものとしては、同じ時間、同じ空間を共有している場合であって、音楽番組の場合、生で行われるある一曲の伴奏と歌唱、ドラマの場合、同じシーンでの演技の掛け合いなどが考えられるが、完成した番組を見ただけでは分からないものもあり得る。

り出しが可能な場合が多く、分離利用可能性がないものは自ずと限られてくる。したがって、実演のうち②の要件を満たすものがあるとしても、③の要件まで満たすものは少なく、「共同実演」といいうるのは、例えば、少数のマイクで集音している合唱、オーケストラ、バンド演奏等に限られるものと考えられる。

- また、「共同実演」に該当する場合には「共有者全員の合意がなければ権利を行使できない」ことになるが、もし放送番組全体が「共同実演」であり、ひとつの実演ととらえるとすれば、そのような放送番組の一部を部分使用しようとする場合には、当該部分に録音・録画されていない他の実演家の許諾をも得なければならないという問題も生じる可能性がある。
- したがって、「共同実演」の定義を明確化することに意義がないわけではないが、それを定義することによって第 103 条で準用する第 65 条第 3 項の規定（「共有に係る著作隣接権の行使について、正当な理由がない限り合意の成立を妨げることができない」）の適用範囲を明確にしても、直ちに実演の利用の円滑化を促進することに資するとは必ずしもいえないと考えられる。

(3) 多数権利者が関わる実演の利用を円滑にするための方策

実演に多数の権利者が関わる場合としては、共同実演によって権利が共有される場合だけでなく、例えば、ある実演に係る著作隣接権が相続や譲渡によって複数の者に承継された場合、複数の実演が一体となって利用される場合（実演と著作物とが同時に利用される場合もある）、それらが複合した場合等が考えられる。これらのように多数の権利者が関係する場合に、一部の権利者から許諾が得られなければそのコンテンツを利用することができず、流通が阻害されるという意見がある。

① 許諾が得られないことについての正当な理由

- 放送番組の二次利用について、許諾が得られないことは少ないが、その態様によっては、権利者の許諾が得られなかった事例もあるようである。実演家の著作隣接権が共有に係る場合には、正当な理由がない限り、共有者全員の合意の成立を妨げることができないが、権利が共有されていない場合には、理由のいかんに関わらず利用を拒否することも許されることになる。しかし、場合によっては、権利の濫用に当たるか否かという問題が生じることも考えられなくはなく、正当な理由のない利用の拒否が現実的な問題となっているのであれば、何らかの方策を検討する必要がある。
- 放送番組の二次利用の許諾が得られなかった理由の実例として、検討過程においては、
 - ・ デジタルコンテンツの特質に基づく目的外への流出が不安だから。

- ・ 相手方事業者の実情がよく分からないから。
- ・ イメージ戦略等の観点からプロダクションの計画に沿った露出をしたいから。
- ・ 実演の出来が悪いから。
- ・ 許諾に伴う対価に満足できないから。
- ・ 引退した実演家が、過去の番組の二次利用により話題となることを嫌い、平穏な生活を希望しているから。

等が挙げられた。これらについては権利の濫用に当るような理由ではないが、一般的な拒否の理由としても必ずしも不当な理由とは言い切れない。

- もっとも、例えば「実演のできが悪かったから」という理由であっても、その実演家の位置づけによっては必ずしも正当な理由とはいえない可能性もある。すなわち著名な実演家、あるいは主演・助演級の実演家の実演である場合には、このような理由により許諾をしないことは容認されてもよいと考えられるが、一方、そのような俳優がすべて許諾しているにもかかわらず、まだ知名度も低く端役で出演しているにすぎない俳優が同じ理由で許諾をしないような場合であれば、「実演の出来が悪かったから」だけでは正当な理由とは認められないとの考え方もあり得る²⁰。ただし、実務の現場では、そのような理由による拒否によって問題となったケースはほとんど聞かれないとのことである。なお、かつて端役で出演していた実演家がその後に著名になった場合で、端役当時の実演の二次利用を拒むということも考えられるが、それぞれの事案ごとに事情が異なり、理由の正当性を一律に判断することは難しい。

また、「許諾の対価に満足できない」という理由も考えられるが、それは法外な額を請求しているのか、あるいはその程度の額であれば過去の実演を二次利用するのではなく実演家に改めて出演の機会を与えてほしいと思えるような額しか提示されないのか等、事情が様々であり、この場合も理由の正当性を一律に判断することは難しい。特にインターネットを活用した番組の配信については、関係者の中には現時点においてもビジネスにならないとの意見もまだ存在するので、実演家に対する対価の額が妥当かどうかという問題以前に、関係者全員の利益を実現できるビジネスモデルとして必ずしも成熟していないことの方が問題であるとの見方もある。

- 実務の現場では、実演の二次利用が拒否されるというより、引退等の理由により連絡先が不明となり、許諾を求めることができないという事例の方が多くあり、むしろ不明者の方が問題となっているようである。

② その他、実演を円滑に利用できるようにする方策があるか

²⁰ このことについては、(社)日本経済団体連合会・映像コンテンツ大国を実現するための検討委員会「映像コンテンツ大国の実現に向けて」(2008年2月25日)においても、関係者の合意事項として「実演家について、主役級や準主役級の出演者は別として、それ以外の出演者がネット提供に反対した場合には、可能な限り権利者団体等が説得に当たることとする。」とされている。

- 許諾が得られないことに関し、理由の正当性の有無を基準として何らかの利用円滑化方策を講じる必要性については、上記のとおり、正当な理由がないと考えられるケースは少ない、またはその判断が難しいのが現状である。そこで、正当な理由があるかどうかは別にして、一定の条件の下で実演を円滑に利用できるような仕組みができないかについて検討した。
- まず立法論としていくつかの方策を検討したところ、それぞれ次のような課題が明らかになった。
 - i) 「実演の利用に関する協議不調の場合の裁定制度を創設する」
 - ⇒ 「実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約（実演家等保護条約）」では強制許諾が認められる場合は限られている²¹ため、裁定制度の内容によっては同条約に抵触するおそれがある。なぜ実演についてのみこのような制度を設ける必要があるのか、その理由も明らかでない。
 - ii) 「共有の権利の行使について民法第 252 条の規定を適用し持分の価格に従い過半数で決する旨の規定を設ける」
 - ⇒ 権利が共有されている場合にしか適用されず、放送番組等における実演の利用は、実演が多数存在するという問題であるので、その問題解決のための実効性に乏しい。
 - iii) 「二次利用を拒む実演家のごく一部であった場合に、一定要件の下で、実演の二次利用に同意したものと推定したり、実演の二次利用に反対することができないとしたりするような規定を設ける」
 - ⇒ 二次利用への同意を推定する規定については、少なくともすべての番組が当然に二次利用されるような実態にならない限り、そのような推定は困難ではないか。ただし、推定に限らず、多数の実演家が二次利用を許諾する一方でごく一部の实演家の許諾が得られない状況において、相当額の報酬が支払われること、実演家の名誉・声望を害する実演の利用が行われないこと、一定の場合にはワンチャンスで録音権・録画権が行使できなくなることをしないようにすることなどの条件の組み合わせによって、実演の二次利用に反対することができないこととするような何らかの方策を検討することの意義は否定できない。
 - iv) 「アメリカの裁判例²²を参考として、ひとつの放送番組に複数の実演が利用

²¹ 実演家等保護条約第 15 条では、強制許諾は同条約と抵触しない場合においてのみ認められるとの条件が設けられている。(p. 26-28 において詳述。参照条文 p.35 参照)

²² Thomson v. Larson, 147 F.3d 195, 199 (2nd Cir. 1998)、Davis v. Blige, 505 F.3d 90, 100 (2nd Cir. 2007)、Meredith v. Smith, 145 F.2d 620, 621 (9th Cir. 1944)などにおいて、共同著作物で複数の者が著作権を共有している場合、一方の権利者からライセンスを受けていれば、他の権利者からのライセンスがないまま著作物を利用しても権利侵害とならない

されている場合、一部の権利者から許諾を得た者は他の権利者から明示的な拒否がなければ、その許諾の範囲で当該放送番組を利用することができ、許諾した実演家が対価を受けた場合には他の実演家も相当額の報酬を請求できる旨の規定を創設する」

⇒ 著作権の制限を超える広範な権利の例外となると考えられ、利用を認めようとする内容によっては実演家等保護条約に抵触するおそれ²³があり、また、これらの裁判例は共同著作物で権利が共有されているものが前提とされているものであるため、さらに検討が必要である。

v) 「権利が共有されていない場合、ドイツ著作権法における結合著作物に係る取り扱いを参考として、共同の利用のために相互に結合した実演の各実演家は、他の実演家に対して、その結合された実演の利用に関する同意を、その同意が信義誠実に照らして他の実演家に期待できるときは求めることができる旨の規定を創設する」

⇒ ドイツにおいても結合著作物に係る規定であり実演には準用されておらず、さらなる検討が必要である。

<参考：ドイツ著作権法>²⁴

第9条 結合された著作物の著作者

二以上の著作者が、それらの著作物を、共同の利用のために相互に結合した場合には、各著作者は、他の著作者に対して、その結合された著作物の公表、利用及び変更に関する同意を、その同意が信義誠実に照らして他の著作者に期待し得るときは、求めることができる。

○ また、実務上の解決策としては、著作権等管理事業者への権利管理委託を促すことは、過去の実演の二次利用の円滑化のためにも地道ではあるが重要であり、権利者に対して権利委託を強制することはできないものの、関係者による環境整備が期待される。

○ さらに、前述のとおり実際には、正当な理由なく二次利用が拒否されるというよりも、引退する等して連絡が取れず許諾を求めることができないという事例の方が問題であるとすれば、後で（第2章第3節 権利者不明の場合の利用の円滑化方策について）検討されるように、イギリスやアメリカで検討中の新たな制度²⁵や権利者不明の場合の裁定制度等により実演を利用できるような方策を検討することが重要であると考えられる。

とされている。

²³ 実演家等保護条約第15条では、実演家等の保護の例外は、著作物の保護について定められた制限と同一種類の制限であること等の条件が設けられている。（p.26-28において詳述。参照条文p.35参照）

²⁴ 本山雅弘訳「外国著作権法令集(37)・ドイツ編」（平成19年3月、(社)著作権情報センター）

²⁵ p.6及びp.24において詳述。

(4) その他

- コンテンツ上の実演を利用することについて（特に部分使用をする場合）、どの範囲の実演家の許諾を得る必要があるのか明らかであることが望ましい。このことは、前述の利用円滑化方策のいずれかを仮に実現することができた場合でも同様である。
- 「共同実演」の場合の一個の実演は、各実演家の寄与を分離して個別的に利用することができないかどうかによって判断せざるを得ないが、前述のとおりそもそも該当するケースは少ないと考えられ、オーケストラや合唱であれば通常は楽曲単位と考えてよいと思われる。
他方、「共同実演」でない実演については、一つひとつの実演について許諾を得ることになるが、現在の実務では、放送番組等のコンテンツを二次利用する際、あるドラマに a、b、c の俳優（a が主役）が出演しており、そのうちシーン1には abc、シーン2には bc、シーン3には ac がそれぞれ登場している場合、ドラマ全体を二次利用するときには abc、シーン2のみ部分使用するときには bc にそれぞれ許諾を求めている（主役が登場しない部分であれば、主役の許諾までは求めている）。そして、このような実務上の処理に対して問題となったことはないようである。
- 実演を区分する方法については、例えば、「コンテンツ上で視覚又は聴覚によって連続的に認識できる最も小さい範囲」とか、「撮影や制作等の工程あるいは公開する際の節目等による単位」等のような区分を定めることも考えられるが、演出効果や番組制作の事情との関係から、実演の利用方法も多様であるという状況もあり、一律の基準を当てはめることは困難であり、それぞれの実演の実態に応じて判断することが適当であると考えられる。

(5) まとめ

今回、放送番組の二次利用に係る実演家の権利を円滑に処理できるようにする方策について検討を行ったが、利用の阻害要因について、ワーキングチームにおいて調べた限りでは、利用の許諾が得られないことは少なく、その態様によって許諾が得られなかった場合でも、その理由については必ずしも不当な理由といえるものではないという状況であった。そして、利用を阻害しているのは、むしろ、ビジネスモデルの問題や権利者不明の問題であるということであった。

これを踏まえて、共有状態にある実演や多数権利者が関わる実演の利用円滑化のための具体的な方策についても、さまざまな角度から検討を行った。もっとも、実演の利用形態は非常に多様であるため、明確に効果があると考えられる対応策を直ちに見出すことは困難であった。

しかしながら、コンテンツ流通の新たなメディアに対する期待が低いわけではなく、権利者においては権利の集中管理の促進、流通事業者においては関係者に適正な利益の再配分ができるビジネスモデルの構築など、それぞれの立場におけるコンテンツ流通の活性化のための取組によって、一定の効果が期待できる方策が生まれる可能性はあると思われる。また、インターネットを活用した番組配信は現時点においてはビジネスにならないとの意見もあるが、他方で音楽配信ビジネスの成功例もあるので、不正な流通を防止する仕組みづくりとともに開放的な市場でのコンテンツ取引の展開等にも関係者が積極的に取り組むことが望ましいと考えられる。

そのため、これらの取組やその他の状況の変化を踏まえ、必要に応じて実演の利用円滑化方策に関して検討を行っていくべきと思われる。

第3節 権利者不明の場合の利用の円滑化について

1 課題の整理

- 前述のように、昨年10月の検討状況の整理では、
 - ・ 権利情報のデータベース（所在、生没年、戦時加算対象物、管理事業者の管理著作物の範囲）の構築など権利情報の管理の仕組みを整えることや、権利の集中管理を一層促進すること、
 - ・ 特別な場合にしか使用されていない裁定制度を（著作隣接権の場合も含め）より簡易に使えるようにすることや、アメリカやイギリスで検討されている制度の例を参考に需要に見合ったコストで著作物が利用できる方策を整えることが、課題・要望として指摘されているが、この指摘の背景は、先の場合（第2章第2節 多数権利者が関わる場合の利用の円滑化について）と同様に、保護期間延長に関する問題とそれ以外の問題とが存在している。

権利者不明の場合には、多数の権利者が関わる中で利用許諾のための権利関係の調査、契約作業等のための費用が過大となりかねないこと自体は、特に保護期間延長に関するものではなく常に存在しうる問題であるが、加えて、保護期間を延長した場合に生じてくる問題として、死後70年まで保護期間が延長された場合には、転居等によって権利者情報が管理しきれなくなる割合が自然と増加するのではないかと、さらに、代々相続が行われるうちに、権利を管理する自覚のない遺族が増えるのではないかと、この問題意識が指摘された。なお、諸外国においても、保護期間延長後の利用円滑化の課題として、権利者不明の場合の利用円滑化が中心的な問題の一つとなっていることは前述（第2章第1節 検討の経緯等）のとおりである。

- さらに、前述（第2章第2節 多数権利者が関わる場合の利用の円滑化について）のように、放送番組等の二次利用のような多数権利者が関わる場合においても、実務上は、許諾が拒否されるというより連絡先の不明により許諾を求めることができない事例の方が多く、権利者不明の場合の方が問題となっていることが明らかになったほか、後に（第2章第4節 次代の文化の土台となるアーカイブの円滑化について）触れるように、アーカイブの構築の際にも、コンテンツ事業者自らが行うアーカイブにおいては、結局はアーカイブの構築も、自らが既に製作したコンテンツの二次利用に過ぎないため、必要な対応策は、コンテンツの二次利用についての問題と同じことであることが分かる。

また、一部の権利者不明の場合に結果としてコンテンツが利用できない状態となっていることは、コンテンツの享受により恩恵を受ける側だけでなく、収益の機会を逸することや、二次利用が困難になることを避ける観点から、あらかじめ不利な条件で権利の買取りなどの条件を提示される背景となってしまうなど、権利者にとっても、問題であるとの指摘もなされている。

- このことから、権利者不明の場合の著作物等の利用の円滑化は、単にこの問題自身にとどまらず、より広く、多数権利者が関わる場合の利用の円滑化やアーカイブ構築の円滑化にもつながるものであり、一部の所在不明の権利者のために、文化価値の共有・普及や次代の文化創造にもつながる貴重なコンテンツが死蔵され、社会にとっての損失となるとの事態を防ぐためのボトルネックとして、大きな意義・役割を有するものと考えられる。

2 現状と基本的な対応方策

(1) 前提

そもそもの前提として、権利者不明が問題になる場面とは、著作権者等から利用許諾を得ようとする際に、権利者の所在情報が十分でないこと（またそもそも誰が著作者・著作権者なのか分からないこともある）により、利用許諾自体が困難になる場面であるが、そもそも、著作権者等から改めて利用許諾が必要となる場合とは、二次利用、すなわち既に製作されたコンテンツを別の用途で用いる場合、又はコンテンツ製作者とは別の者が用いる場合である。

ただし、同じ利用許諾のための交渉が必要となる場合の中でも、利用許諾交渉が必要となる対象の者が、利用しようとするコンテンツの制作に関わっていた者（制作関係者、原著作家や出演者等）である場合と、いわゆる「写り込み」²⁶の関係者である場合とで、その課題が大きく異なってくるほか、対象物についても、著作権・著作隣接権である場合と、肖像や思想・信条、名誉等の人格的利益である場合とがあるため、権利者不明の問題について一律にとらえるのではなく、これらを分けて認識しておくことが重要である。

(2) 二次利用の円滑化のための基本的な対応策とその限界

- コンテンツの二次利用を円滑化するための基本的な方策としては、現在、次のような方策が取り組まれている。

- i) 「当初のコンテンツ製作時にあらかじめ、二次利用を前提とした契約を締結する」
⇒ この場合、あらかじめ二次利用の許諾を得ているため、二次利用を行う時点で再度の交渉が必要なく、権利者不明により許諾が得られないとの問題が生じない。

²⁶ 街頭で映像の収録作業を行った場合に、一般人の肖像、看板やポスター等の美術の著作物、街頭で流れている音楽等が記録されてしまうなど、コンテンツの制作過程において、意図せずに収録されてしまうものを、一般に「写り込み」と呼んでいる。

実際、今後制作される放送番組についての利用円滑化を図る観点から、関係者により「放送番組における出演契約ガイドライン」が作成され²⁷、コンテンツのマルチユースを念頭に置いた書面による契約を結ぶような環境づくりも進められている。

ii) 「コンテンツ製作者が責任を持って権利者の所在情報等を管理する」

⇒ 当初のコンテンツ製作の際に関わっている者については、その時点で所在不明であることがあり得ないため、その制作の時点で関係者の所在情報を管理しておくことが、後々の二次利用の際の交渉の際に、権利者不明の問題が生じることを未然に防ぐ有効な方策となる。実際、アメリカでは映画に関して、団体協約によりコンテンツホルダーと権利者団体とで権利者データを共同管理する取組が行われているとの指摘があった。また、我が国においても、現在このような取組が進められつつある。

iii) 「権利の集中管理体制の充実・強化により、集中管理団体が権利者の所在情報等を管理する」

⇒ 上記 ii) と考え方は類似であるが、コンテンツごとではなく、音楽、脚本、レコード、実演等の各分野で行われている権利の集中管理の取組をより一層進め、集中管理団体に所属していない者を減らしていくことにより、権利者不明の問題が生じることを防ごうとするものである。また、集中管理団体が、二次利用についていわゆる「一任型」の権利管理を行っている場合には、そのまま集中管理団体が二次利用の許諾を与えることができるため、権利者不明の問題が生じない。

実際、著作権に関して、音楽、原作、脚本の分野において著作権等管理事業法に基づく「一任型」の集中管理が行われているほか、著作隣接権に関しても、実演や放送番組で用いられたレコードのインターネット送信での二次利用について、著作権等管理事業法に基づく「一任型」による集中管理が開始されている²⁸。

iv) 「権利者の所在情報等についてのデータベースを整備する」

⇒ 上記 ii)、iii) の取組をさらに統合し、データベース化することにより、一括してこれらの権利者情報を取得することができるようにするとの考え方であり、現在、コンテンツ情報を紹介することを目的として、(社)日本経済団体連合会(以下、「日本経団連」という。)により企画されたコンテンツ・ポータルサイトが運営されている²⁹ほか、各権利者団体の権利者情報データベースを

²⁷ 前掲注 17 参照。

²⁸ これらのインターネット送信についての権利管理を行っている主な著作権等管理事業者としては、音楽については(社)日本音楽著作権協会、原作については(社)日本文藝家協会、脚本については(協)日本脚本家連盟、(協)日本シナリオ作家協会、実演については(社)日本芸能実演家団体協議会、レコードについては(社)日本レコード協会がある。

²⁹ 過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会(平成 19 年 7 月 9 日・第 7 期第 5 回)配付資料「コンテンツ・ポー

連携させた創作者団体ポータルサイトの開発が進められており³⁰、双方のデータベースの連携も視野に入れて取組が進められている。

- 一方で、これらの取組それぞれには限界もある。例えば、「写り込み」の場合には、コンテンツ製作者が情報を管理しようにもそもそも情報を有していない場合があるほか、肖像等の人格的利益が問題となる場合には、個々人の認識に負う部分が大いいため、いわゆる「一任型」の集中管理が性質的になじまないなど、各種の取組を組み合わせて対応していくことが必要となる。
- しかしながら、これらの対応方策を今後充実させていくことで相当の部分について対応ができるようになるとしても、あらかじめの二次利用を前提とした契約による対応方策や、コンテンツ製作者による権利者情報の管理による対応方策については、既に過去に製作されてしまっているコンテンツでは、必ずしもそのような方策がとられているわけではないため、過去のコンテンツに対する効果は限定的であるとの指摘もある。
また、今後製作されるコンテンツについても、例えば、実演家の引退等により、どうしても所在情報等の管理が難しくなる場合があるとの指摘があった³¹。

(3) 権利者不明の場合の民間の対応策とその限界

- このように、一定の対策にもかかわらず既に製作されたコンテンツの二次利用に当たって権利者不明の事態が生じてしまった場合について、現在、関係団体間において、一定の能力・実績を有する団体が権利者搜索を請け負い、その団体が利用の事後に権利者との調整を行うこと、また、権利者が判明した場合に備えて、使用料を事前に預託しておく第三者機関を設け、その第三者機関において精算を行うとの取組が検討されている³²。
このような取組は、コンテンツの円滑な流通を進めるとの社会的な要請がある中で、大多数の権利者の許諾が得られつつも、一部の権利者不明の者がいるために利用が妨げられることのないようにする観点から、その一部の不明権利者の搜索を、その者と関係の深い一定の団体に委ね、事後に訴えられるリスクを負いつつも利用を行い、権利者が判明した場合には、その団体を通じて事後的に調整を行うものと考えられる。

タルサイトの概要について」参照。(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/021/07071007/001.pdf)

³⁰ 過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会(平成19年9月3日・第7期第7回)配付資料「ポータルサイト構想について」参照。(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/021/07091009/006.pdf)

³¹ 小委員会の議論の中では、放送番組に関して、10年以上前のドラマ番組について、1割程度の出演者が所在不明になっており、所属事務所や権利者団体でも把握できない場合があるとの実態の紹介もなされている。

³² 「映像コンテンツ大国の実現に向けて」(2008年2月25日、映像コンテンツ大国を実現するための検討委員会)

- しかしながら、このような取組には法的な裏付けがあるわけではなく、事後的に差止請求を受けるリスクや、刑事罰の適用関係など、最終的な法的リスクがなくなるわけではない点には特に留意が必要である。例えば、利用に先立って比較的大きな投資が必要となるような利用形態にあつては、多少でもリスクが残ることによって利用がためられる場合もあると考えられる。

(4) 権利者不明の場合に対応するための現行制度とその問題点

- このような権利者不明の場合に、著作物を利用するための制度としては、現行著作権法において、次のような制度が設けられている。

まず、私的使用目的や各種の公益目的での利用など、権利制限規定の対象となる場合には、二次利用に当たって利用許諾を得る必要がないため、権利者不明かどうかにかかわらず、利用が妨げられることはない。

それに加えて、文化庁長官による裁定制度が設けられている。裁定制度とは、著作権者が不明の場合、相当な努力を払っても著作権者と連絡することができないときは、文化庁長官の裁定を受け文化庁長官が定める額の補償金を供託することにより、著作物を利用することができる制度である（著作権法第67条）。この場合は、著作権者の許諾を得たことと同様の効果を生じるため、民間における権利者不明の場合への対応策と比べて、事後の訴訟リスクは存在しない。

- しかし、各種の権利制限規定について、別途、法制問題小委員会において見直しの検討が進められてはいるものの、本小委員会で行った関係者からのヒアリングでは、例えば、障害者関係団体や図書館関係者等から、現行の権利制限規定では不十分な範囲があると指摘されたほか、非営利や日常的で小規模な利用についての権利制限規定を設ける要望などがなされた。

さらに、裁定制度については、次のような問題点が指摘されている。

- ・ 著作権使用料の多少にかかわらず、手数料等が高く、手続きに時間がかかる。
- ・ 著作者調査の「相当な努力」に多大な費用と時間がかかり、無償での利用を予定しているなど、経済的価値と裁定に要する費用とが見合わない場合には、手続きをどれだけ改善したとしても利用に限界がある。
- ・ 新聞、雑誌のように1点に出版物に多くの著作物が含まれている場合には、調査が特に困難であり、事実上、裁定制度の利用が困難である。
- ・ 制度が設けられているのは、著作物の利用の場合だけであり、著作隣接権に関して同様の制度がない。

この中には、権利者不明の裁定制度そのものの問題点というよりは、二次利用に際しての許諾手続の一般的な円滑化方策によって解決すべきものも含まれているが、このように、現行の文化庁長官による裁定制度は、各種の権利制限規定に該当しない利用を行おうとする場合には、権利者不明の場合に事後のリスクなく利用を行うための唯一の手段である一方で、事実上、その利用が困難となっている実態が指摘

されている。

【参考：諸外国における権利者不明の場合への対応例】

諸外国でも、前述（第2章第1節 検討の経緯等）のように、アメリカ、イギリスを中心に、権利者不明の場合の対応策は大きな関心を持たれる傾向にある。現在、主な国において導入あるいは検討されている措置は、次のとおりである³³。（参照条文 p. 32）

①アメリカ

- ・ 図書館・文書資料館において、著作権保護の最後の 20 年間は、合理的な調査に基づいて一定の条件に該当しないと判断した場合には、保存、学問又は研究のために、著作物又はその一部のコピー・レコードを、ファクシミリ又はデジタル形式で、複製、頒布、実演又は演奏することができる。（第 108 条(h)）
- ・ また、利用者が、真摯な調査を行ったが著作権者の所在を特定できない場合で、かつ、可能な限り適切な著作者・著作権者の表示を行ったことを利用者が証明した場合、著作権者が後に出現して著作権侵害の請求を行ったとしても、救済手段（金銭的救済等）を制限することを内容とする法案が企画された。【再掲】

②イギリス

- ・ 合理的な調査により著作者の身元を確認することができないときには、文芸、演劇、音楽、美術の著作権について、侵害としないこととしている。（第 57 条。映画についても、第 66 条の A で同様の規定がある。）
- ・ 実演の録音録画物については、著作権審判所による強制許諾制度が設けられている。（第 190 条）
- ・ また、ある者が合理的な調査によって著作者の身元が確認できないときは、著作者が知られていないものとして扱われ、著作権の保護期間がそれに基づいて算定されるとの規定もある。（第 9 条(5)、第 12 条、第 13 条の B）
- ・ このほか、利用者が合理的な調査を行うことを条件とする権利制限規定や、権利者情報を登録するシステムの整備などが提案されている。【再掲】

③カナダ

- ・ 日本と同様、利用者が相当の努力を払っても著作権保有者の所在が確認できない場合について、著作権委員会による裁定制度が設けられている。（第 77 条）

³³ 過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会（平成 20 年 3 月 14 日・第 8 期第 1 回）配付資料「裁定制度以外の対応策として出された提案について」より（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/024/08031816/006.htm）

④その他

- ・ 権利者不明の場合のために設けられた制度ではないが、一般の権利制限規定も、権利者不明の場合の著作物の活用に有効な役割を果たすとされている。中でも、北欧諸国においては、「拡張された集中許諾スキーム」(Extended collective licensing scheme)により、代表的な集中管理団体から許諾を得ることによって、当該団体が代理権を有しない権利者についてもその合意が法的拘束力を有する等の仕組みを有しており、それが、権利者不明の場合の著作物の利用策となっているとされている。

3 今後の対応方策

(1) 基本的な考え方

- 権利者不明の場合の対応策については、現在、前述のように民間において各種の取組が進められている途上の状況にある。これらの取組は、著作物等の二次利用全般の許諾手続の円滑化にも資する方策も含まれており、権利者情報の把握について、コンテンツ製作者と集中管理団体の双方において体制整備の努力を続けるなど、今後とも中核的な対応策として、引き続き、強化、充実されるべきものと考えられる。
一方で、権利者不明の場合の裁定制度などの制度的な対応については、訴訟リスク等の面で民間の取組を補完しうる唯一のセーフティネットとしての意義を有するものであるため、この制度の機能不全によって、文化価値の共有・普及や次代の文化創造にもつながる貴重なコンテンツが一部の所在不明者のために死蔵され、社会にとって大きな損失となることのないよう、より利用しやすい制度とすることが必要と考えられる。
- なお、本小委員会の検討の中では、民間の取組が進められている中、まずはその努力を重視すべきであり、より利用しやすい制度が設けられることにより、民間の努力に対する意欲を削ぎかねないとの懸念も寄せられたが、本小委員会としては、権利者検索のための努力や権利者情報の把握のための民間の取組が引き続き行われるべきことを前提としつつ、その取組を補完し、最終手段たるセーフティネットとしての制度的措置を用意するとの基本的な考え方に立ちつつ、制度を整備すべきものとする。
- なお、権利者不明の場合として対応が求められる事項のうち、単なる「写り込み」の場合については、問題の本来的性格が異なるほか、前述のように民間において取ることが可能な対応方策も限られるなど、同列に論じるべきものではないと考えられる。このような「写り込み」については、セーフティネットとしての制度的措置として対応するのではなく、権利制限の見直しなど別途の措置として対応を考えていくべ

きものである³⁴。(参照条文 p.31)

(2) 制度的な対応において取りうる方向性について

① 現行裁定制度の手続についての運用改善の可能性

○ 現行の裁定制度については、知的財産推進計画 2004 等において手続の見直しについて指摘を受け、既に平成 17 年度に手続の簡素化を行っているが、手続に要する期間や手数料について、なお改善の要望がある³⁵。また、本小委員会の検討においては、現在開発中の権利者情報に関するデータベースを活用し、データベースに登録されていない者については、より簡易な手続で裁定が受けられるような方策が提案された。

○ しかしながら、このような指摘に対しては、非営利無料などの小規模な利用については、どのように手続、費用を改善したとしても裁定制度を利用することにどうしても限界があるとの意見や、写真など一人の著作者で膨大な数の著作物を創作する可能性のある分野では、作品をデータベース上で完全に把握できるようにすることは困難との懸念が示された。

また、権利者情報のデータベース上の登録の有無については、権利者搜索の相当な努力の内容として加味することは当然にあり得ることと思われるが、加味できる程度は、権利者情報データベースがどの程度の情報を集積しているかの実態にもよってくると考えられ、登録の有無自体を直接的に法的効果に結びつけることは、困難が多いと思われる。

② 著作隣接権の裁定制度の創設の可能性

○ また、著作隣接権について、現行裁定制度と同様の制度が設けられていない点については、この制度が、民間の様々な努力を補完し、最終手段たるセーフティネットとしての役割を果たすとの基本的な考え方に立てば、何らかの対応が必要であると考えられる。

○ しかしながら、現行裁定制度と同様の形態で、著作隣接権についての裁定制度を設けることについては、著作隣接権関係の国際約束に抵触しないかどうか、留意が必要である。(参照条文 p.35)

³⁴ 例えば、「主要な被写体の背景に何か絵らしき物が写っているという程度のもは、著作物の実質的利用というには足りず、著作権がそもそも働かないジャンルのもの」(加戸守行著「著作権法逐条講義五訂新版」(社)著作権情報センター発行、288 頁)とする見解がある。

³⁵ 特に指摘があったのは、①期間の面(権利者を搜索する「相当な努力」として、一般又は関係者への協力要請が必要とされており、インターネットのホームページにより調査をする場合には、通常 2 ヶ月以上の期間が必要とされる(文化庁 HP「裁定申請の手引き」より。標準処理期間は 3 ヶ月)点)と、②費用の面(手数料は 13,000 円であるが、(社)著作権情報センターの権利者搜索のための窓口ページを利用する場合には、さらに基本料金 21,000 円と加算料金が必要となるなどの点)である。

具体的には、「実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約（実演家等保護条約）」第15条では、保護の例外として認められる範囲について、著作権の保護の制限と同一の種類 of 制限を設けることができるとしているが、強制許諾については、実演家等保護条約に抵触しない範囲に限定される旨を定めている。

※ 「強制許諾」とは、排他的権利の例外・制限³⁶のうち、「特定の条件の下に、多くの場合は権限のある機関により又は著作者団体を通じて強制的に与えられる特別の形式の許可」を指すと一般に理解されており³⁷、文化庁長官による裁定制度は、手続の外形上からは、この類型に当たる可能性がある³⁸。

なお、現行の権利者不明の場合の裁定制度（著作権法第67条）は、そもそも協議のしようがない場合の規定であり、かつ、著作者が利用を廃絶しようとしていることが明らかかな場合には裁定してはならないとされている（同法第70条）ように、裁定制度の中でも、利用について協議が成立しない場合の裁定制度（同法第68条、第69条）とは性格が異なるとも考えられる。実際、著作権に関する国際約束との関係では、著作権法第67条の裁定制度は、一般の権利制限の基準である「スリーステップテスト」³⁹の範囲内で設けられていると考えられる一方で、同法第68条及び第69条の場合は、ベルヌ条約上、特に根拠規定が定められており、規定の外形上に差異が見られる⁴⁰。ただし、はっきりと両者が異なることを根拠づけている資料は、現在のところ見あたらない。

○ また、その他の関係する国際約束では、保護の制限・例外については、次のような基準が採用されており、これらの規定についても留意が必要である。

- ・ 「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約（WPPT）」は、保護の制限について、著作権の制限と同一の種類 of 制限であること及び「スリーステップテスト」を基準としている（第16条）。
- ・ 「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定・附属書一C（TRIPS協定）」は、実演家等保護条約が認める範囲内で、条件、制限、例外及び留保を定めることができるとしている（第14条）。

³⁶ その他「権利の例外又は制限」には、自由利用、法定許諾、強制的に集中管理に従わせること、が含まれる。

³⁷ 大山幸房訳「WIPO著作権・隣接権用語辞典」（1980年WIPO、昭和61年（社）著作権資料協会）

³⁸ なお、カナダにおいては、著作権の保有者の所在を確認するために相当な努力を払っておりかつ同保有者の所在が確認できない旨の確信を得た場合に、著作権委員会が権利者に代わって、実演やレコード等の利用について許諾を与えることのできる制度が設けられているようである（第77条）。また、イギリスにおいても、権利者の身元又は所在を合理的な調査により確認することができない場合には、著作権審判所が、実演の録音・録画物の複製物を作成することの同意を与えることのできる制度が設けられているようである（第190条）。いずれの場合も、実演家等保護条約との関係は、現在のところ、明らかとはなっていない。

³⁹ 文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約・第9条(2)。複製権以外の制限については明文の規定はないが、1967年のストックホルム会合での合意により、「小留保（minor reservation）」として、公の上演・演奏権、朗読権等の「伝達系の権利」について、制限・例外を定めることが認められている。

また、ベルヌ条約以後に締結された、著作権に関する世界知的所有権機関条約（WCT）においても、保護の制限・例外については、全面的に「スリーステップテスト」の基準が採用されている（第10条）。

⁴⁰ それぞれベルヌ条約第11条の2(2)、第13条(1)

- ・ このほか、レコードに関しては「許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約（レコード保護条約）」があり、同条約は、権利の制限を著作権の制限と同一の種類制限とすることとしつつ、強制許諾は一定の条件が満たされない限り認めることができないとしている（第6条）。

○ なお、視聴覚的実演のインターネット送信については、現在のところ関係の国際約束に基づく義務が課せられておらず⁴¹、このような範囲に限って裁定制度を設けることについては、特段の支障はないのではないかと指摘もあった。

③ 新たな制度による対応の可能性

現行の裁定制度について、単なる手続改善にはとどまらない提案としては、次のような指摘がなされた。

- ・ 実際には供託金を受け取りに来る権利者が少ない中で、この供託金を単純に国庫に帰属させるのではなく、非営利目的の利用の場合の裁定制度の利用について費用を軽減させるための原資に回すことや、不明権利者を探すための広告料や運営費として用いることを検討すべきではないか。
- ・ 事前に一律に使用料を支払わせる合理性が果たしてあるのか。著作物等の利用にどの程度のコストをかけることができるのかは、利用態様によって異なるほか、利用態様によって事後に訴えられるリスクも異なる。それを最も適切に判断できるのは利用者自身であり、イギリス、アメリカにおいて検討されている制度のように、自己責任でリスクを判断する可能性を活かせる制度とすべきではないか。
- ・ 裁定制度の運用主体を見直して、権利者情報を管理し、検索を行うような機関が、権利者に代わって許諾を与える仕組みを検討してはどうか。このような第三者機関が利用料を預かり、精算等も行うことにより、きちんとしたルールを定め、監視をしつつ、かつ、現行制度よりも柔軟に運営することができるのではないか。

（3）制度的な対応についての検討

① 新たな制度を設ける場合の制度設計のイメージ

○ 以上のように、現行の裁定制度の手続運用改善による対応では、非営利の利用の場合などの手続コストの負担が難しい利用に対応が困難なこと、また、著作隣接権の場合について国際約束との関係が明確ではないこと、また上記（2）③のようにより柔軟な制度運用が可能な制度を目指すべきとの指摘もあることを踏まえれば、例えば次のような新たな制度を設けることが考えられる。

⁴¹ WPPTは、インターネット送信等に関しては、実演のうちレコードに固定された実演についてのみを規定の対象としており、視聴覚的固定物を用いてインターネット送信等を行うことについての実演家の権利は、WIPOにおいて検討が続けられてきたが、現在のところ、国際約束の締結には至っていない。

<A案>

- ・ イギリスで検討されている制度を参考としつつ、権利者の検索について相当の努力を払っても、権利者と連絡することができない場合には、著作物等の利用ができることとする（権利制限。なお、相当な努力を払ったことの立証責任は、利用者側が負う。）。
- ・ その際に利用者は、権利制限規定によって利用されたものであることを利用の際に明示する。
- ・ 権利者が判明した場合には、通常の使用料に相当する補償金を支払わなければならないこととする（事前支払いは不要）。

※ この案を採用する場合には、裁定制度の要件をいたずらに緩和することについて懸念を表明する意見もあり、次のような考慮点も示された。

ア 例えば、権利者の検索についての相当な努力について、何らかのガイドラインを設けることはどうか（イギリスのガワーズ・レビューにおいても、ガイドラインを提示する必要が指摘されているほか、アメリカで現在提出されている法案においては、著作権局が「調査のベストプラクティス」の現況について整備し公衆に提供することとされ、それが救済制限を受けるための要件となっている）。

イ この規定により利用を行ったことについて、一定の機関に申告し、その情報を開示しておくなど、利用記録が残るようにすることはどうか。（アメリカで現在提出されている法案においても、使用通知が救済制限を受ける要件とされており、著作権局がその使用通知を保存することとされている。）

ウ あるいは、既存の裁定制度も残しつつ、新たな制度は、導入が特に求められている映像コンテンツ分野に限って導入するという考え方はどうか。

エ あるいは、多数権利者のうち大半の権利者の同意が得られている場合に限るなどの、その他の要件を課すなどの考え方はどうか。

※ この案を採用する場合でも、B案で主眼とするような、事前の支払いを一定の機関にプールしておいて、それを事後の請求に対する精算や様々な費用等に充当するとの提案については、民間の自主的な取り決めにより対応することが可能と考えられる。

<B案>

- ・ 民間の自主的な取組として検討されている第三者機関の取組を参考としつつ、権利者の検索について相当の努力を払っても、権利者と連絡することができない場合には、第三者機関に使用料相当額を支払ったときは、事後の権

利迫及に関して免責される一定の効果を与える。(なお、事後の免責に関して、相当な努力を払ったことの立証責任は、利用者側が負う。)

- ・ その際に利用者は、免責規定によって利用されたものであることを利用の際に明示する。

※ この案については、次のような考慮点も示された。

ア なお、この免責の法的性質をどのように考えるかについては、検討を要する。仮に、権利者による許諾に代わる同等の効果があることとする場合には、実質的には、第三者機関が文化庁長官の裁定と同じ権限を行使することと同じことになる。また、その場合に、第三者機関は要件に適合していることについてチェックすべきなのか等について、どのように考えるか。

イ 事前の支払いを要件とする場合には、支払いを行う相手方をある程度特定しておくことが、法的な要件として必要となると思われるが、第三者機関を特定する手段として、どのような方法が考えられるか。(例えば、行政機関への登録、認可、指定等)

ウ 事前に支払った使用料の取扱いについて、仮に、その清算(使用料の精算、あるいは損害賠償の免責)を制度的に位置付ける場合には、事後の権利者からの請求が第三者機関になされた場合と利用者本人になされた場合、選択的に請求できることとするかどうか、選択的とする場合には相互の免責、求償(精算)の関係をどうするか、利息の取扱い、時効の取扱い等について、詳細な検討が必要となる可能性がある。

② 検討の結果

○ このような新たな制度の検討については、次のような指摘があった。

- ・ A案の方がシンプルな制度であるが、事前に支払いの必要がないA案では、利用の把握や事後の料金の回収が困難になりかねない点について、何らかの検討が必要である。
- ・ 利用者側にとっても、ビジネス上のコストを明確にする観点からは、事前に金銭を支払う仕組みがあった方がよい。
- ・ 不明権利者の代わりに使用料を預かりつつ、利用者の代わりに不明者を捜索する機関を用意して、受け取りにこない使用料を元手としてその機関を運営するなど、A案とB案の折衷的な形も考えられるのではないか。
- ・ 実演家等保護条約などの解釈次第によっては、著作隣接権の裁定制度を設けることによって対応するという選択肢も考えておくべきではないか。

そのほか、A案については、各団体間や第三者機関で捜索についての「相当な努力」の基準を考慮しておくべきか否かについて、また、使用料相当額の補償金の金額の定め方について指摘があったほか、事後的に権利者が現れた場合に無条件

で差し止められることとするのでは制度の意味がないため、権利者が現れた後の取扱いについて工夫が必要との指摘がなされた。

- 権利者不明の場合に著作物等が円滑に利用されるための方策について、何らかの対応が必要であるとの意見に概ね異論はなかったが、上記のような指摘も踏まえ、制度の詳細を検討するに当たっては、著作物等の保護の実効性が失われないように配慮しつつ、必要な制度的な措置が行われることが必要と考えられる。

【参照条文】

○「写り込み」関係

①ドイツ著作権法⁴²

第24条 拘束を離れた使用

- (1) 独立の著作物で、他人の著作物の拘束を離れた使用において作成されているものは、使用された著作物の著作者の同意を得ることなく、公表し、及び利用することができる。
- (2) 前項の規定は、音楽の著作物の使用で、旋律をその著作物から取り出しかつその旋律を新たな著作物の基礎とすることが明白であるものには、適用しない。

第57条 重要でない付随物

著作物を複製し、頒布し、又は公衆に再生することは、その著作物が、複製、頒布又は公衆への再生の本来の対象と比べて重要でない付随物とみなされ得るときは、許される。

②イギリス著作権法⁴³

(著作権資料の付随的挿入)

- 第31条(1) 著作物の著作権は、美術の著作物、録音物、映画、放送又は有線番組へのその著作物の付随的挿入により侵害されない。
- (2) その作成が第1項に基づいて著作権侵害ではなかったいずれかのものの複製物を公衆に配布し、又はそれを演奏し、上映し、放送し、若しくは有線番組サービスに挿入することにより、著作権は侵害されない。
- (3) 音楽の著作物、音楽とともに話され、若しくは歌われる歌詞又は音楽の著作物若しくはそのような歌詞を挿入している録音物、放送若しくは有線番組は、それが故意に挿入されるときは、他の著作物に付随的に挿入されたものとはみなされない。

⁴² 前掲注24参照。

⁴³ 大山幸房訳「外国著作権法令集(34)-英国編-」(社)著作権情報センター、平成16年6月)

③カナダ著作権法⁴⁴

付随的使用 (Incidental use)

30.7 次に掲げる行為を行うことは、それが付随的にかつ善意で(not deliberately) 行われる場合には、著作権を侵害しない。

- (a) 著作物その他の目的物を他の著作物その他の目的物に含ませること
- (b) 他の著作物その他の目的物に付随的にかつ善意で含ませられた著作物その他の目的物について何らかの行為を行うこと

④オーストラリア著作権法⁴⁵

第 67 条 美術著作物の付随的撮影またはテレビ放送

前二条の効力を妨げることなく、美術著作物に対する著作権は、当該著作物を映画フィルムまたはテレビ放送に含めることによって、当該フィルムまたは放送により表現される主たる主題に付随するにすぎない場合には、侵害されない。

○権利者不明関係

②アメリカ著作権法⁴⁶

第 108 条(h) 図書館・文書資料館による利用

- (1) 本条において発行著作物に対する著作権の保護期間の最後の 20 年間に、図書館または文書資料館 (図書館または文書資料館として機能する非営利的教育機関を含む) は、合理的な調査に基づいて第(2)項(A)、(B)および(C)に定める条件に該当しないと判断した場合には、保存、学問又は研究のために、かかる著作物又はその一部のコピーまたはレコードをファクシミリ又はデジタル形式にて複製、頒布、展示又は実演することができる。
- (2) 以下のいずれかの場合、複製、頒布、展示または実演は本条において認められない。
 - (A) 著作物が通常の商業的利用の対象である場合。
 - (B) 著作物のコピー又はレコードが合理的価格で入手できる場合。
 - (C) 著作権者又はその代理人が、著作権局長が定める規則に従って、第(A)号または第(B)号に定める条件が適用される旨の通知を行う場合。
- (3) 本節に定める免除は図書館又は文書資料館以外の使用者による以後の使用には適用されない。

②イギリス著作権法⁴⁷

(著作物の著作者)

⁴⁴ 駒田泰士・本山雅弘 共訳「外国著作権法令集(26)-カナダ編」 ((社)著作権情報センター、平成 11 年 3 月)

⁴⁵ 岡雅子訳「外国著作権法令集 (33) -オーストラリア編-」 ((社)著作権情報センター、平成 15 年 8 月)

⁴⁶ (株)三菱UFJコンサルティング&リサーチ編「コンテンツの円滑な利用の促進に係る著作権制度に関する調査研究報告書」 (平成 19 年 3 月) のうち山本隆司氏・執筆部分より。

⁴⁷ 前掲注 43 参照。

第9条(1) この部において、著作物に関して、「著作者」とは、著作物を創作する者をいう。

(2)・(3) (略)

(4) この部の目的上、著作者の身元が知られていないとき、又は共同著作物の場合にはいずれの著作者の身元も知られていないときに、著作物は、「著作者が知られていない」ものである。

(5) この部の目的上、ある者が合理的な調査により著作者の身元を確認することができないときは、著作者の身元は、知られていないとみなされる。ただし、著作者の身元がいったん知られるときは、その後は知られていないとはみなされない。

(文芸、演劇、音楽又は美術の著作物の著作権の存続期間)

第12条(1) 以下の規定は、文芸、演劇、音楽又は美術の著作物の著作権の存続期間について効力を有する。

(2) 著作権は、以下の規定に従うことを条件として、著作者が死亡する暦年の終わりから70年の期間の終わりに消滅する。

(3) 著作者が知られていない著作物の場合には、著作権は、以下の規定に従うことを条件として、

(a) 著作物が作成された暦年の終わりから70年の期間の終わりに消滅する。

(b) その期間中に著作物が公衆に提供されるときは、著作物が最初にそのように提供される暦年の終わりから70年の期間の終わりに消滅する。

(4) 第3項(a)号又は(b)号に明示される期間の終了前に著作者の身元が知られることとなるときは、第2項の規定が適用される。

(5)～(9) (略)

(映画の著作権の存続期間)

第13条のB(1) 以下の規定は、映画の著作権の存続期間について効力を有する。

(2) 著作権は、以下の規定に従うことを条件として、次の者のうち最後に死亡する者が死亡する暦年の終わりから70年の期間の終わりに消滅する。

(a) 主たる監督

(b) 映画台本の著作者

(c) 対話の著作者

(d) 映画のために特別に創作され、かつ、映画において使用される音楽の作曲者

(3) 第2項(a)号から(b)号までにおいて言及されている1人又は2人以上の者の身元が知られており、かつ、1人又は2人以上の他の者の身元が知られていない場合には、同項におけるそれらの者のうち最後に死亡する者の死亡への言及は、身元が知られている最後に死亡する者への言及として解釈される。

(4) 第2項(a)号から(b)号までにおいて言及されている者の身元が知られていない場合には、著作権は、

(a) 映画が作成された暦年の終わりから70年の期間の終わりに消滅する。

(b) その期間中に映画が公衆に提供されるときは、それが最初にそのように提供される暦年の終わりから70年の期間の終わりに消滅する。

(5)～(8) (略)

(9) いずれの場合にも、第2項(a)号から(d)号までに該当する者が存在しないときは、前記の規定

は適用されず、著作権は、映画が作成された暦年の終わりから 50 年の期間の終わりに消滅する。

(ある種の場合に実演家のために同意を与える審判所の権限)

第 190 条(1) 著作権審判所は、実演の録音・録画物の複製物を作成することを希望する者の申請を受けて、複製権について資格を有する者の身元又は所在を合理的な調査により確認することができない場合には、同意を与えることができる。⁴⁸

(2) 審判所が与える同意は、次の規定の目的上、複製権について資格を有する者の同意としての効力を有し、また、審判所の命令に明示されるいずれの条件にも従うことを条件として、与えることができる。

(a) 実演家の権利に関するこの部の規定

(b) 第 198 条第 3 項 (a) 号 (刑事上の責任—資格ある実演に関する十分な同意) の規定

(3) 審判所は、第 150 条 (一般的手続規則) に基づいて定められる規則が要求することができる通知又は審判所がいずれかの特定の場面に指示することができる通知の送達又は公表の後を除き、第 1 項(a)号に基づく同意を与えない。

(4) 削除

(5) いずれの場合にも、審判所は、次の要因を考慮する。

(a) 原録音・録画物が実演家の同意を得て作成され、かつ、以後の録音・録画物を作成することを提案する者がそれを適法に所有し、又は管理しているかどうか。

(b) 以後の録音・録画物の作成が、原録音・録画物がそれに基づいて作成された協定の両当事者の義務と一致しており、又はその他原録音・録画物が作成された目的と一致しているかどうか。

(6) この条に基づく同意を与える場合には、審判所は、申請者と複製権について資格を有する者との間に合意がないときは、与えられる同意を考慮してその者に対して行われる支払いについて適当と認める命令を定める。

③カナダ著作権法⁴⁹

所在不明の権利保有者

委員会によって許諾証が発行されうる事情

77. (1) 著作権が存続する次の目的物について、その利用に係る許諾証の取得を希望する者の申請があったとき、委員会が、その申請者が著作権の保有者の所在を確認するために相当な努力を払っておりかつ同保有者の所在が確認できない旨の確信を得た場合には、委員会は、第 3 条、第 15 条、第 18 条又は第 21 条のいずれかに掲げる行為を行う許諾証を、その申請者に発行す

⁴⁸ (3)の中に、「第 1 項(a)号」との記述があるが、原文も同様であり、1988 年法の第 190 条(1)は、以下のような条文であったため、その当時の条項引用を指しているものと思われる。

(1) The Copyright Tribunal may, on the application of a person wishing to make a recording from a previous recording of a performance, give consent in a case where—
(a) the identity or whereabouts of a performer cannot be ascertained by reasonable inquiry, or
(b) a performer unreasonably withholds his consent.

⁴⁹ 前掲注 44 参照。

ることができる。⁵⁰

- (a) 発行された著作物
- (b) 実演家の実演の固定物
- (c) 発行されたレコード
- (d) 伝達信号の固定物

許諾の条件

- (2) (1)の規定に基づき発行される許諾証は、排他的でなくかつ委員会が定める期間及び条件に従う。

権利保有者への支払い

- (3) 著作権の保有者は、当該著作権に関して(1)の規定に従い発行される許諾証の期間満了後5年以内に、当該許諾証に裁定される使用料を徴収し、又は、その支払いに不履行が生じた場合には、裁判管轄権を有する裁判所において、その回収の訴訟を開始することができる。

規則

- (4) 著作権委員会は、(1)の規定に基づく許諾証の発行に関する規則を制定することができる。

○国際約束関係

①実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約（実演家等保護条約）

第15条（保護の例外）

- 1 締約国は、国内法令により、次の行為については、この条約が保障する保護の例外を定めることができる。
 - (a) 私的使用
 - (b) 時事的事件の報道に伴う部分使用
 - (c) 放送機関が自己の手段により自己の放送のために行う一時的固定
 - (d) 教育目的又は学術的研究目的のためのみの使用
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、国内法令により、実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関しては、文学的及び美術的著作物の著作権の保護に関して国内法令に定める制限と同一の種類 of 制限を定めることができる。ただし、強制許諾は、この条約に抵触しない限りにおいてのみ定めることができる。

②実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約（WPPT）

第16条 制限及び例外

- (1) 締約国は、実演家及びレコード製作者の保護に関して、文学的及び美術的著作物の著作権の

⁵⁰ 第3条は著作権、第15条は実演家の権利、第18条はレコード製作者の権利、第21条は放送事業者の権利の内容を、それぞれ列挙している規定である。

保護について国内法令に定めるものと同一の種類の特権又は例外を国内法令において定めることができる。

- (2) 締約国は、この条約に定める権利の特権又は例外を、実演又はレコードの通常の利用を妨げず、かつ、実演家又はレコード製作者の正当な利益を不当に害しない特別の場合に限定する。

第1条 他の条約との関係

- (1) この条約のいかなる規定も、1961年10月26日にローマで作成された実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約（以下、「ローマ条約」という。）に基づく既存の義務であつて締約国が負うものを免れさせるものではない。

③世界貿易機関を設立するマラケシュ協定・附属書一C（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）(TRIPS 協定)

第14条 実演家、レコード（録音物）製作者及び放送機関の保護

- 6 1から3までの規定に基づいて与えられる権利に関し、加盟国は、ローマ条約が認める範囲内で、条件、制限、例外及び留保を定めることができる。（以下略）

④許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約（レコード保護条約）

第6条（保護の制限、強制許諾）

著作権その他特定の権利による保護又は刑罰による保護を与える締約国は、レコード製作者の保護に関し、文学的及び美術的著作物の著作者の保護に関して認められる制限と同一の種類の特権を国内法令により定めることができる。もつとも、強制許諾は、次のすべての条件が満たされない限り、認めることができない。

- (a) 複製が、教育又は学術的研究のための使用のみを目的として行われること。
(b) 強制許諾に係る許可が、その許可を与えた権限のある機関が属する締約国の領域内で行われる当該複製についてのみ有効であり、かつ、当該複製物の輸出については適用されないこと。
(c) 強制許諾に係る許可に基づいて行われる複製について、作成される当該複製物の数を特に考慮して(b)の権限ある機関が定める公正な補償金が支払われること。

⑤文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約

第9条（複製権）

- (2) 特別な場合について(1)の著作物の複製を認める権能は、同盟国の立法に留保される。ただし、そのような複製が当該著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その著作者の正当な利益を不当に害しないことを条件とする。

第11条の2（放送権等）

- (2) (1)に定める権利を行使する条件は、同盟国の法令の定めるところによる。ただし、その条件は、これを定めた国においてのみ効力を有する。その条件は、著作者の人格権を害するものであつてはならず、また、協議が成立しないときに権限のある機関が定める公正な補償金を受け、著作者の権利を害するものであつてはならない。

第13条（録音権に関する留保等）

- (1) 各同盟国は、自国に関する限り、音楽の著作物の著作者又は音楽の著作物とともにその歌詞を録音することを既に許諾している歌詞の著作者が、その音楽の著作物を録音すること又はその歌詞を当該音楽の著作物とともに録音することを許諾する排他的権利に関し、留保及び条件を定めることができる。ただし、その留保及び条件は、これを定めた国においてのみ効力を有する。その留保及び条件は、協議が成立しないときに権限のある機関が定める公正な補償金を受ける著作者の権利を害するものであつてはならない。

⑥著作権に関する世界知的所有権機関条約（WCT）

第10条 制限及び例外

- (1) 締約国は、著作物の通常の利用を妨げず、かつ、著作者の正当な利益を不当に害しない特別な場合には、この条約に基づいて文学的及び美術的著作物の著作者に与えられる権利の制限又は例外を国内法令において定めることができる。
- (2) ベルヌ条約を適用するに当たり、締約国は、同条約に定める権利の制限又は例外を、著作物の通常の利用を妨げず、かつ、著作者の正当な利益を不当に害しない特別な場合に限定する。

第4節 次代の文化の土台となるアーカイブの円滑化について

1 課題の整理

○ アーカイブ事業の意義について、昨年10月の検討状況の整理では、文化の健全な発展には、文化的所産としての著作物等を幅広く収集・保存しておくことは重要であること、国民ができるだけ幅広く著作物等へのアクセスができるような環境整備が必要であることについて指摘がなされている。しかしながら、その一方で、昨年10月の検討状況の整理では、同時に、具体的に望まれるアーカイブ像について見解が統一されていない点についても指摘をしている。

○ アーカイブの円滑化に関する指摘についても、多数権利者が関わる場合の利用の円滑化や、権利者不明の場合の利用の円滑化についての指摘と同様に、その背景は、大きく2つの流れに分けられると考えられる。

一つは、保護期間を延長した場合に生じてくる問題としての指摘であり、すなわち、コンテンツのアーカイブを構築するためには、著作物等の複製等が必要となるため、保護期間を死後70年まで延長した場合には、古いコンテンツのアーカイブについて、権利処理が必要となるコンテンツが増え、アーカイブ活動に現在以上に負担がかかる（特に、保護期間が切れたもののみをアーカイブの対象とするような活動の場合には、活動そのものに支障を来す）との指摘である。

もう一つは、保護期間の延長と関係なく、

- ・ デジタル技術の進展で、データ容量や処理速度、送信速度が向上し、コストも安くなったことで、従来大規模施設でしか行えなかったアーカイブが小規模な図書館、機関等でも可能になってきた状況や、
- ・ 政府の知的財産戦略本部が指摘するように、インターネットを活用して情報を共有する習慣が広まってきている中で、オープン・イノベーションを支える基盤として、政策上の観点からインターネット等を通じて図書館等の蔵書・資料に国民が容易にアクセスできる環境を整備することが重要であるとの認識⁵¹

によって、次代の文化の土台となる文化的所産を保存するという観点よりは、むしろ、インターネット等を通じて多くの者が情報を共有できるようにしようとの意図に基づいてなされた指摘であると思われる。

○ 望まれるアーカイブ像について見解が統一されて来なかった一因としては、このような背景となる問題意識の違いがあるとも考えられ、目指すべきアーカイブ像として、権利者情報のメタデータのデータベース化について議論すべきという見解と、コンテ

⁵¹ 2008年3月4日「オープン・イノベーションに対応した知財戦略の在り方について」（知的財産戦略本部知的財産による競争力強化専門調査会）2.(2).ア.(ア)①図書館に存在する学術情報等へのアクセスの改善 など

コンテンツの自由な視聴、利用を促進する環境を整備する観点から議論すべきであり、著作者の情報だけではなく、中身に関する情報も付ける方向で検討すべきとの見解に分かれていた。

- このため、本小委員会では、まずは、関係者からアーカイブ活動についての取組の現状等を聴取し、それぞれの取組がアーカイブとして目指す方向性、また、そのアーカイブ活動を実際に行う上での著作権法上の課題を抽出することを試みた。

その結果、まずは、方向性よりも取組主体いかんによって、大きく著作権法上の課題が異なるのではないかということ、具体的には、コンテンツ提供者が自らのコンテンツを保存しつつ、その提供を行う場合と、市場に置かれたコンテンツを他者が収集・保存等する場合とでは、解決すべき課題の性質が大きく異なるのではないかとの点が指摘できる。一方で、インターネット等を通じて各種のコンテンツに国民が容易にアクセスできる環境を整備することが重要との問題意識に照らした場合には、コンテンツ提供者が自ら構築するアーカイブであっても、図書館等のコンテンツ提供者以外の主体が行うアーカイブであっても、国民が容易にアクセスできるようになるとの面で同様の効果があり、我が国の社会全体の在り方の観点から、公共的な立場で行うべきことと民間に任せる部分とを明確にした上で、課題を検討すべきとの指摘もあった。

そこで、本小委員会では、アーカイブ事業の円滑化方策を検討するに当たっては、これら双方の取組を尊重し、それぞれの役割分担、相互の補完や協調の中で、全体としてアーカイブに望まれる効果が実現されるべきとの基本的な考え方に立ちつつ、コンテンツ提供者自らが行うアーカイブ活動、その他の者が行うアーカイブ活動と、それぞれに分けて著作権法上の課題の検討を行った。

2 コンテンツ提供者が自ら行うアーカイブ活動に関する課題

- 現在、コンテンツ提供者が、自らアーカイブを構築する取組が進められており、例えば、放送番組の分野についてはNHKアーカイブス、ソフトウェアの分野においてゲームアーカイブス等、音楽の分野ではレコードについて歴史的音盤のアーカイブ事業、書籍の分野でのオンデマンド復刻出版などの取組が進められている。

また、文化的所産を保存する目的としてのアーカイブそのものとは異なる場合もあるが、インターネット等を通じた情報アクセスを可能としているという意味ではデジタルアーカイブと同様の効果を有するものとして、音楽、映像コンテンツ、書籍や漫画のネットワーク配信などの取組も普及、定着してきている。

- 関係者からのヒアリングによれば、これらの取組を実施するに当たっては、著作権等の権利処理が大きな障害となっているとの実態は、特に指摘されなかった。この原因は、おそらく、これらの取組がコンテンツ提供者が自ら製作したコンテンツを二次利用しているに過ぎないことや、ビジネスの一環として行われている側面もあること

から、権利者情報の把握や、権利者との再度の利用許諾の交渉等の面で要する手間やコストについて問題視されることが比較的少ないことによるものと考えられる。

このような観点からすると、コンテンツ提供者が自ら行う取組に関する課題は、コンテンツの二次利用に関する問題と同じであると捉えられ、その場合には、多数権利者が関わる場合の利用の円滑化や、権利者不明の場合の利用の円滑化の場合と同様の視点で、円滑化方策を考えることができると思われる。

- なお、上記（1 課題の整理）との繰り返しになるが、別途の課題としては、ヒアリングの中で、コンテンツ提供者が行う取組は、コンテンツ流通ビジネスの一環として行われる側面もあり、利用者のコスト負担等によって支えられなければ情報生成のサイクルの維持が困難となることや、図書館等の公共主体が行うアーカイブ活動でも重複してコンテンツ提供が行われ得ること、このために、相互の役割分担、利害調整、あるいは提携協調について検討が必要になることについて指摘がなされている。

3 コンテンツ提供者以外が行うアーカイブ活動の円滑化

(アーカイブワーキングチーム報告)

- コンテンツ提供者とは異なる立場で行うアーカイブ活動については、アーカイブ事業の円滑化方策を議論する足がかりとして、ひとまず、創作者や提供者とは異なる立場で著作物等の収集・保存を行う施設として代表的な存在である図書館等⁵²に焦点を当て、具体の制度について検討した。

検討に当たっては、図書館等が、貴重な資料の体系的な保存、あるいは国民の情報アクセスの保障等の公益的な観点から行うアーカイブ事業について、円滑に進めることができるようにすることは重要であるとの認識の下、一方で、権利者保護の観点と民間のコンテンツ流通ビジネスへの影響への配慮は必要であるため、両者のバランスをとることに配慮した。

(1) 国会図書館における所蔵資料のデジタル化について

- 国立国会図書館（以下、「国会図書館」という。）では国立国会図書館法により納本制度が設けられており、日本の官庁出版物、民間出版物を網羅的に収集しているが、これらの収集資料は、国会議員のための立法補佐業務の基盤となると同時に、蓄積保

⁵² ここでいう「図書館等」とは、著作権法第31条で規定する「図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの」とする。

なお、コンテンツ提供者とは異なる立場でアーカイブ活動を行っているものとしては、その他に、放送法の規定に基づき放送番組を収集する(財)放送番組センター・放送ライブラリーや、貴重な資料としての映画フィルムを収集する独立行政法人国立美術館・東京国立近代美術館・フィルムセンターがあるが、これらは、放送事業者や映画製作会社から任意にコンテンツの提供を受けて実施しており、コンテンツ提供者が自ら行うアーカイブ活動に比較的近い形での活動と捉え得る面もあると思われる。

存され、現在及び将来の国民の利用に供される⁵³ことをその役割としており、資料自体の保存が大きな目的となっている。

国会図書館の資料の保存状態については、「国立国会図書館所蔵和図書（1950～1999年刊）の劣化に関する調査研究（平成17・18年度調査研究）」（平成20年3月）によれば、本文紙が酸性紙で紙の物理的強度が低下している資料については、大量脱酸性化処理には不向きであり、マイクロ化等の媒体変換が必要となるが、その割合は、10年ごとに各400点（計200点）のサンプル調査で、50年代5割、60年代2割、70年代0.5割であり、印刷物資料の劣化が激しい状態にある。そのため、これまでも保存のためにマイクロフィルムやマイクロフィッシュに複製を行ってきているが、これらのマイクロ資料についても長期保存により傷がつく場合がある他、マイクロフィルム自体の保管スペースも拡張していかなければならない状況である。

- 現行法では、国会図書館を含む図書館等が行う複製に関して、著作権法第31条第2号で、「保存のため必要がある場合」であれば、権利者の許諾なく行うことが認められている。保存のための複製については、かつては、

「貸出し、閲覧等の業務を行うためには、資料の適切な保存が図られる必要があり、そのため、既に所蔵している資料についての複製が認められるものであって、例えば、欠損・汚損部分の補完、損傷しやすい古書・稀覯本の保存などの必要がある場合に複製を行うことができるものとしているものである。従って、例えば図書を一冊購入して、貸出し、閲覧又は他の図書館等への提供を目的として、その図書の多数の複製物を作成することが許容されるものでないことはいうまでもない。なお、所蔵資料のマイクロ化についても、このような意義を有する場合に限り認められるものと解すべきであり、すべてのマイクロ化が本号にいう保存のための複製に該当することとなるものではない。」

と厳格に解していた⁵⁴。この点について、技術の発達等の社会の変化に応じ、許容される範囲が拡大していると考えられるのか、検討を行った。

- まず、図書館資料をデジタル方式により複製すること（以下、「デジタル化」という。）は、現に資料の傷みが激しく保存のために必要があれば、第31条第2号によって認められる。同様の理由でマイクロ化したものを、さらに媒体変換してデジタル化することについても、基本的には現行法の趣旨を逸脱するものではないと考えられる。

次に、国会図書館に納本された書籍等を将来にわたる保存のためにデジタル化することについては、第31条第2号の解釈で可能な部分もあると考えられるが、納本後直ちにデジタル化することが認められるか必ずしも明らかではない。

⁵³ 「国立国会図書館の役割について」平成18年2月10日記者発表資料
(<http://www.ndl.go.jp/jp/press060210.pdf#search=国会図書館の役割>)

⁵⁴ 昭和51年9月「著作権審議会第4小委員会（複写複製関係）報告書」（第2章 著作権に関する諸問題—2 図書館等における複写複製）

この点、将来の国民の利用に供するために資料を保存するという、国会図書館の役割を考えれば、資料の傷みが激しくなる前に良好な状態でデジタル化され、保存されることが当然、期待される。今日においては、デジタル化することが、原資料自体を文化財として保存すること、また資料に掲載された情報を保存することのいずれの面から見ても有用であると考えられるのであり、著作権法上も国会図書館が、納本された資料について直ちにデジタル方式により複製できることを明確にすることが適当である⁵⁵。

(2) 国会図書館でデジタル化された資料の利用について

- 国会図書館でデジタル化された資料の利用については、書籍等の原資料であれば行うことができる利用については、デジタル化された資料についても同程度の利用が可能となるような制度が望ましい。ただし、デジタル技術の発達によって、あらゆる者が著作物等の複製や加工等を行うことが可能となっており、国会図書館でデジタル化された資料の利用の在り方次第では、著作権者等の利益が脅かされる可能性があることは否定できない⁵⁶。そこで、国会図書館でデジタル化された資料の利用については、著作権者等の利益が損なわれないようにする仕組みを様々な局面に応じて取り入れることが必要である。

また、現状のコンテンツビジネス（例えば、書籍・雑誌媒体の出版や、ネットワークを利用した出版が特に関係が深い）を阻害することがないよう配慮が必要である。特に今後は、省資源の観点から印刷物に代わって電子媒体（パッケージ又はネットワーク配信）による出版が増加することも予想されるとの指摘⁵⁷や、ネットワークを通じたコンテンツの提供により在庫コストが軽減される結果、書籍の絶版という概念がなくなる可能性があるとの指摘もあるため、デジタル化された資料の利用については、十分な検討が必要である。

① 国会図書館内の利用について

a 閲覧

現行法では、図書館資料の原資料を閲覧させることについては、そもそも権利が及ばず、CD や DVD を館内視聴させることについては、非営利・無料の演奏、

⁵⁵ デジタル化の方式について、例えば、テキストの方式であれば、文献を本文中にある語句で検索することも可能になり、資料検索に有効ではないかとの意見がある一方、電子出版の元となるデータを作成することに相当することとなるため、権利者や民間の流通ビジネスへの影響があるのではないかと指摘があった。そこで、まずは国会図書館において、既に著作権が消滅した資料を用いて、検索可能なデータベースを作成し、その効果や影響を検証しながら、関係者間で協議を進めることが適当である。

⁵⁶ 他方、技術の発達は著作物等の利用方法をきめ細かくコントロールすることも可能ではあるともいえる（例えば技術的保護手段や、利用者・利用期間・利用方法等の限定等）。

⁵⁷ 平成10年5月に総務省により公表された「情報通信による地球環境保全のための政策提言（答申）」によれば、CO2排出削減効果を有する情報通信システムとして、電子出版や電子新聞が紙使用（製造・流通）の削減、紙廃棄物の削減の効果があるものとして例示されている（第3章 地球温暖化問題に対する情報通信の活用—2 情報通信システムのCO2排出削減効果）。

上映等として権利が制限されている（第 38 条第 1 項）。書籍等をデジタル化したものを端末機器の画面に映して閲覧させる場合も上映と同様に考えられ、権利者の許諾なく行うことができる。

また、国会図書館の東京本館、関西館、国際子ども図書館の間でデータを送信し、受信館において来館者に端末機器で視聴させるとすれば、それは公衆に対して直接受信させることを目的としたものではないと考えられるため公衆送信には当らず、（その過程に複製が介在しない、いわゆるストリーミング形式のようなものであれば）上記の上映と同様である。

なお、デジタル化された資料は、技術的には館内の複数の端末機器を用いて同時に複数の図書館利用者に対して閲覧させることもできる。そこで、デジタル化された資料は、原資料の代替物であると考えて、同時に同一のデジタル化された資料にアクセスができる人数は、国会図書館が所蔵する原資料の部数に限定する等の措置が考えられる。

b コピーサービス

現行法では、デジタル化された資料からのコピーサービスについても、原資料と同様に、図書館利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分の複製物を一人につき一部提供する場合には、権利者の許諾なく行うことができる。

なお、複製の方式については、実務上、書籍等の場合、紙への印刷によっているが、この点について規定上何らの限定もしておらず⁵⁸、デジタル化された資料からデジタル方式で複製物を作成して提供することについては、たとえ一部分であっても多様な目的での利用も可能になるという懸念が著作権者や出版者から示されている。このことについては、当面、関係者により具体的な解決策を協議することが適当である。

② 国会図書館以外での利用について

a 他の図書館等において閲覧できるようにすること

国会図書館以外の図書館等で、国会図書館においてデジタル化を行った資料を閲覧するためには、①DVD 等にデータを入れ、郵送等で他の図書館に送る、②メール等を使ってデータを送信する、③インターネットを活用してアクセスに応じてデータを送信する、のいずれかによることが考えられる。これらについては、①の場合には複製権が、②③の場合は複製権及び公衆送信権が働くこととなり、現行法上は、権利者の許諾なく行うことはできない。

一方、図書館間では相互貸借（国立国会図書館法第 21 条、図書館法第 3 条第 4 号）により、ある図書館において所蔵していない資料については、国会図書館や近隣の図書館から一時的に借り受けて利用者の要望に応じている⁵⁹。国会図書館

⁵⁸ 図書館資料として録音物が所蔵されている場合、著作物の一部分をテープに複製して提供することはあり得る。

⁵⁹ 国立国会図書館が貸し出した資料は借り受けた図書館の館内でしか閲覧できないこととされているが、いわゆる公共

でデジタル化した資料については、他の図書館で利用できなくするとすれば、法令で努力義務が課されている相互貸借を行うことができなくなることになる。

そもそも原資料が傷むことを防ぐためにデジタル化を行い、デジタル化された資料によって閲覧やコピーサービスを行うことを目的としているのであれば、他の図書館に貸し出す場合も、デジタル化された資料を利用することも考えられてよい。

ただし、デジタル化された資料であるために、その利用方法が無限に広がる可能性があり、提供するためのシステムや借り入れる側の管理体制を整える必要がある（例えば、①の場合であればDVD等に技術的保護手段を講じることや、②や③の場合であれば閲覧させる端末機器に複製物が残らないようなシステムを整備すること等が考えられる）。また、権利制限の下で利用を図るのであれば、ベルヌ条約や著作権に関する世界知的所有権機関条約との関係から、通常の利用を妨げず、かつ、著作者の正当な利益を不当に害しない特別な場合でなければならないので、市場に流通し、一般に入手可能なものを館外に提供したり提示したりすることはできないと考えるべきである。

以上のような点を踏まえ、国会図書館でデジタル化された資料を他の図書館等で閲覧する具体的な方法について、引き続き関係者間で協議を行うこととする。

b 他の図書館等の利用者に対するコピーサービス

現行法では、図書館利用者に対するコピーサービスについては、当該図書館の図書館資料を用いて行うこととされているため、国会図書館から他の図書館等が借り受けた資料について図書館利用者がコピーサービスを希望する場合については、当該図書館利用者が国会図書館に別途申し込むこととなっている。

今後、国会図書館でデジタル化された資料について、他の図書館等を通じてコピーサービスの希望がある場合、効果的な提供手段としてどのようなものが考えられるか、関係者間で協議を行うことが適当である。

(3) 国会図書館以外の図書館等での所蔵資料のデジタル化について

国会図書館以外の図書館等であっても、現行法上認められている「保存のため必要な場合」（第31条第2号）に該当するのであれば、その所蔵する資料を複製することができる。例えば、損傷、紛失の防止等のためにマイクロ化をしたのであれば、同様の目的の範囲でそれをデジタル化することも不可能でないと考えられる。

また、例えば、記録のための技術・媒体の急速な変化に伴う旧式化により、SPレコード、5インチフロッピーディスク、ベータビデオのように、媒体の内容を再生するために必要な機器が市場で入手困難となり、事実上閲覧が不可能となってしまう事態が生じていることから、新しい媒体に移し替えて保存する必要があるが、その

図書館間では、借り受けた資料を図書館利用者に貸し出すことも認めている。

ためにデジタル化をすることについて、第31条第2号の規定の解釈として不可能ではないと考えられる⁶⁰。

このように、国会図書館以外の図書館等においても、蔵書をデジタル化する場面は考えられるが、デジタル化された資料を館外に提供したり提示したりすることについては、国会図書館でデジタル化された資料と同様に、関係者間の協議によって議論を続けることが必要である。

(4) おわりに

図書館等におけるアーカイブ事業の円滑化方策としては、ひとまず国会図書館において納本された後にデジタル化できるよう、法的な措置を講じることが必要である。

一方、デジタル化された資料の利用方法や、国会図書館以外での図書館でのデジタル化については、デジタル技術は多様な可能性をもっている反面、著作権者の利益を損なうおそれがあるため、民間のコンテンツビジネスの展開にも留意するとともに今後の図書館の在り方も視野に入れながら、例えば技術的保護手段やDRMの活用、簡便な契約方式の開発、補償措置を考慮した権利制限の導入、出版ビジネスと競合しない仕組みを取り入れることにより、図書館資料が適切かつ円滑に利用できるよう、引き続き関係者間で様々な方策を検討することが必要である。

その際、図書館利用者へのサービスを現状より低下させないよう、図書館関係者が中心となって計画を立て、関係者間での協議を進めることが必要である。そして、関係者間での検討の結果、法的な措置が必要であれば、可能な部分から立法等の措置を講じていくことが適当である。

<参考：諸外国の図書館に関する著作権法の規定例>

① ドイツ⁶¹

第52b条 公共の図書館、博物館及び記録保存所の閲覧用電子端末における著作物の再生

公表された著作物で、直接的であるか間接的であるかを問わず経済的又は営利の目的を追求せ

⁶⁰ その場合、「当該著作物について新形式の複製物が存在する場合は除くべきではないか」との指摘もあるが、1個の図書館資料から1個の複製物を作成する（利用可能なものをさらに増製しない）のであれば経済的な利益を害することにはならないと考えてよいと思われ、また、「入手の困難性に関して判断基準を明確にする必要があるのではないか」との指摘に対しては、再生機器等が完全になくならないまでも、今後の生産中止が決まっている等、将来において現在の再生手段が使えなくなることが客観的に分かればよいと考えてよいと思われる。また、その際、元の資料（原資料）については、破棄することが必要であるとする考え方もあるが、それは、痛んだ資料の保存のためという目的であれば複数の複製物を同時に利用者に提供することは想定されていないからということであって、元の資料と増製された資料が同様に図書館利用者の利用に供されることがないのであれば、破棄を必須とする必要はないと考えられる。

⁶¹ 「情報社会における著作権の規整に関する第二の法律」（2007年10月31日）による改正後のドイツ著作権法（本山雅弘著「ドイツ著作権法改正（第二バスケット）〔前編〕〔後編〕」（『コピライト』2008年2月、4月（社）著作権情報センター）より）

ず公衆に利用可能な図書館、博物館又は記録保存所において所蔵されるものは、契約の定め反しない限り、専ら各々の施設の構内において、調査及び私的研究を目的として独自に設置された閲覧用電子端末において、当該目的のために提供することが許される。一の著作物について、その設置された閲覧用電子端末で同時に提供される部数は、原則として、その施設における所蔵数を超えてはならない。その提供行為に対しては、相当なる報酬が支払われるものとする。この請求権は、集中管理団体によってのみ行使することができる。

第 53a 条 注文に基づくコピー送付

- (1) 郵便又はファックス送付の方法により、公共図書館が、新聞及び雑誌において発行されている編集構成物の少量並びに発行された著作物の小部分を、個別の注文に基づき複製しかつ送達することは、その注文者による使用が第 53 条に基づき許されるものと認められるときは、許される。その他の電子的形態による複製と送達は、それが非商業的な目的を追求することのために正当とされる限り、専ら文字記号のファイルとして、かつ、授業の解説のため又は学術的研究の目的のために、許される。その他の電子的形態による複製と送達は、更に、公衆の構成員が自らの選択に係る場所と時間において、その編集構成物又は著作物の小部分へアクセスすることが、契約の合意による相当な条件の下で可能でないことが自明な場合に限り、許される。
- (2) この複製と送達に関しては、著作者に対して、相当なる補償金が支払われるものとする。この請求権は、集中管理団体によってのみ行使することができる。

②アメリカ⁶²

第 108 条 排他的権利の制限：図書館および文書資料館による複製

(c) 本条に基づく複製権は、コピーまたはレコードが損傷を受け、変質し、紛失し、または盗難にあい、または現在著作物が収録されている形式が古くなり、かつ、以下の条件をみたす場合には、かかるコピーまたはレコードと交換することのみを目的として増製した発行著作物のコピーまたはレコード 3 部に適用される。

- (1) 図書館または文書資料館が、相当な努力の後、公正な価格で未使用の代替物で入手できないと判断し、かつ、
- (2) デジタル形式で複製されたコピーまたはレコードが、合法的にかかるコピーを占有する図書館または文書資料館の施設外で、デジタル形式にて公に利用可能になっていない場合。

本節において、形式が古くなったときは、当該形式で保存された著作物を覚知するに必要な機械または装置がもはや製造されずまたは商業的市場において合理的に入手可能でなくなった場合をいう。

③カナダ⁶³

図書館、資料館及び博物館

所蔵物、資料館及び保全

第 30.1 条 図書館、文書保管所、美術館

⁶² 山本隆司・増田雅子共訳「外国著作権法令集(29)-アメリカ編-」(平成 12 年 7 月、(社)著作権情報センター)

⁶³ 事務局仮訳(原文は <http://laws.justice.gc.ca/en/c-42/text.html>)

- (1) 図書館、文書保管所、若しくは美術館、又は図書館、文書保管所、若しくは美術館の権限の下で行う者が、その永久収集物又は他の図書館、文書保管所若しくは美術館の永久収集物の維持又は管理のために、その永久収集物のうちの著作物又はその他の素材を、公表されているか否かに関わらず複製することは、以下の場合には著作権侵害にはならない。
- (a) 原作品が稀少若しくは未発行であり、かつ、
 - (i) 劣化、損傷、若しくは紛失し、又は
 - (ii) 劣化、損傷、若しくは紛失のおそれがある場合
 - (b) 原作品の状態若しくは原作品を維持するための大気条件のために、原作品を見たり、触れたり、聴いたりすることができない場合に、敷地内で利用する目的のとき
 - (c) 原作品が現在では時代遅れとなった方式であり、又は原作品を利用するのに必要な技術が利用できない場合、代替的な方式によるとき
 - (d) 内部で記録維持及び目録を作成する目的のとき
 - (e) 保険の目的又は警察の捜査の場合、又は
 - (f) 修復のために必要な場合
- (3) 第1項に基づき複製物を作成するために中間複製物を作成しなければならない場合、その複製物を作成した者は、必要がなくなり次第、中間複製物を破棄しなければならない。

④韓国⁶⁴

第28条 図書館等における複製等

- (1) 図書館及び読書振興法による図書館及び図書、文書、記録その他の資料（以下「図書等」という。）を公衆の利用に供する施設のうち、大統領令の定める施設（当該施設の長を含み、以下「図書館等」とする。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その図書館等に保管された図書等（第1号の場合は、第3項の規定により当該図書館等が複製し、又は伝送を受けた図書等を含む。）を使用して著作物を複製することができる。但し、第1号及び第3号の場合には、デジタル形態で複製することができない。
1. 調査、研究を目的とする利用者の要求に応じて公表された図書等の一部の複製物を1人1部に限り提供する場合
 2. 図書等のそれ自体の保存のために必要な場合
 3. 他の図書館等の要求に応じて絶版その他これに準ずる事由により入手が困難な図書等の複製物を保存用として提供する場合
- (2) 図書館等は、コンピュータ等情報処理能力を備えた装置（以下「コンピュータ等」という。）を利用して、利用者がその図書館等のなかで閲覧することができるように保管された図書等を複製し、又は伝送することができる。この場合において、同時に閲覧することのできる利用者の数は、その図書館等が保管する図書等の部数又は著作権その他この法律により保護される権利を有する者から利用許諾を受けた図書等の部数を超えることができない。
- (3) 図書館等は、コンピュータ等を利用して、利用者が他の図書館等のなかで閲覧することができるように保管されている図書等を複製し、又は伝送することができる。但し、その全部又は

⁶⁴ 金亮完訳「外国著作権法令集(35)-韓国編-」（平成18年4月、(社)著作権情報センター）

一部が販売用として発行された図書等は、その発行日から5年を経過していない場合は、この限りでない。

- (4) 図書館等は、第1項第2号の規定による図書等の複製及び第2項及び第3項の規定による図書等の複製をするに際し、その図書等がデジタル形態で販売されている場合には、その図書等をデジタル形態で複製することができない。
- (5) 図書館等は、第1項第1号の規定によりデジタル形態の図書等を複製する場合、及び第3項の規定により図書等を他の図書館等のなかで閲覧することができるように複製し、若しくは伝送する場合は、文化観光部長官が定めて告示した基準による補償金を著作権者に支給し、又は供託しなければならない。但し、国、地方自治団体又は高等教育法第2条の規定による学校を著作権者とする図書等（その全部又は一部が販売用として発行された図書等を除く。）の場合は、この限りでない。補償金の支給の方法、手続等に関して必要な事項については、大統領令で定める。
- (6) 第1項ないし第3項の規定により図書等をデジタル形態で複製し、又は伝送する場合において、図書館等は、著作権その他この法律により保護される権利の侵害を防止するために複製防止装置等大統領令の定める必要な措置を講じなければならない。

⑤中国⁶⁵

第7条 図書館、文書館、記念館、博物館、美術館等は、著作権者の許可なく、デジタルサービスを通じて館内利用者に、館内で保持する合法に出版されデジタル化された作品や陳列・保存が必要でデジタル化された作品を提供できる。但し、デジタル化に報酬を伴わず、利用者から直接的にも間接的にも金銭を受け取らない場合かつ当事者間で別の約定がない場合でなければならない。

前段で規定された陳列・保存のためにデジタル化することができる作品とは、破損もしくは破損寸前のもの、入手できないもしくは入手することが困難なもの又は（プレミアがついて）市場においては購入することができないものもしくは高価すぎて購入することが困難なものとする。

⁶⁵ 情報ネットワーク送信権保護条例 (http://www.gov.cn/zwggk/2006-05/29/content_294000.htm、2006年、事務局仮訳)

第5節 その他の課題

1 意思表示システムの在り方について

- 本小委員会では、著作物等の利用を円滑に行うための方策の一つとして、例えば、「クリエイティブコモンズ」や「自由利用マーク」等、あらかじめ著作権者等の利用許諾に関する意思表示しておく仕組みについても検討課題として取り上げた。
これらの意思表示システムについては、専門的な法知識がなくとも利用が可能であり、利用者・権利者双方の時間や労力の節約にもなることから著作物の利用円滑化を図るシステムとして期待がかけられている。また、権利者情報データベース等とこれらの意思表示システムによる利用許諾条件の組み合わせることなど、より幅広い活用方法も模索されている。
- この点に関しては、昨年10月の検討状況の整理において、意思表示システムの利用促進のための方策や、付されたマークの保護方策等についての指摘がなされているほか、意思表示システムに関する課題について法的に解決すべきか、それとも民間の取組に任せるべきかについても慎重に検討すべきである旨の指摘がなされた。実際、デジタル化、ネットワーク化の下での著作物等の流通を促進させるための各種の民間の取組の中でも、意思表示システムを活用したような仕組みが提唱されることも見られる状況となっており、引き続き、これらの動きを注視しつつ、必要が生じてくる場合には法的な課題を検討していくべきと考える⁶⁶。

2 保護期間の在り方に関連して指摘されたその他の利用円滑化方策

- 本小委員会では、前述の「第2章第2節 多数権利者が関わる場合の利用の円滑化について」から「第2章第4節 次代の文化の土台となるアーカイブの円滑化について」までで指摘された課題のほか、保護期間の在り方に関連して指摘されたものとして、次のような問題提起がなされた。
 - ・ 保護期間について欧米諸国並みにするというのであれば、権利制限規定についても欧米諸国並みに整備すべき。
 - ・ 延長がなされれば円滑な利用が害されるとの意見はあるが、現行の死後50年

⁶⁶ 民間のいわゆる「登録制」によるコンテンツ流通促進策の提案について、これが権利者の意思表示や当事者の合意に基づく仕組みとしての側面を有することについて、「デジタルコンテンツ流通促進に関する諸提案に関する論点整理」（平成19年10月12日法制問題小委員会・平成19年度中間まとめ・参考資料1、82頁）において整理されている。また、既存の意思表示に関する取組については、三菱UFJリサーチ&コンサルティング「平成19年度・著作物等のネットワーク流通を推進するための意思表示システムの構築に関する調査研究会報告書」（平成20年3月）において、比較整理が行われている。（<http://www.bunka.go.jp/chosakuken/chousakenkyu.html>）

であっても既に生じている問題も多く含まれており、これを機に、公正な利用の確保のための規定を整備すべき（延長問題とセットにすれば、これらの規定を整備する絶好の機会となるのではないか）。

- ・ 保護期間延長の懸念として提起された問題点だけ一つ一つ対応していけばいいという問題ではなく、インターネット社会、デジタル社会の中で著作権がどうあるべきかという観点から最適な著作権制度を考えるべき。

これらに関する必要な対応策としては、具体的には、二次創作やパロディ、非営利無償のアーカイブや、障害者福祉目的の権利制限、いわゆるフェアユース規定のような一般条項などについて言及がなされた。

一方で、このような問題提起に関しては、権利制限となると、保護期間の在り方に関係する問題だけではなく、全ての著作物利用に関わる問題であり、別途、法制問題小委員会における権利制限の見直しの中で検討すべきとの意見も出された。

- 実際、これらの指摘のうち障害者福祉目的の権利制限については、既に法制問題小委員会で検討されている課題であるほか、デジタルコンテンツの流通促進の検討の中で、デジタル化、ネットワーク化の下での著作物等の利用形態、創作形態の変化に対応した著作権制度の在り方についても検討が進められている⁶⁷。

このため、その他の権利制限による利用円滑化方策については、法制問題小委員会に対して問題提起を行うとともに、逆に、法制問題小委員会で検討されている権利制限の見直しの結果も含めて、利用円滑化方策としての評価や検討を行うべきものと考えられる。

⁶⁷ 法制問題小委員会平成20年度中間まとめ

第3章 保護期間の在り方について

第1節 はじめに

1 検討の経緯

- 本小委員会では、第1章で述べたように、平成17年の分科会の検討課題に基づき、著作権等の保護期間の在り方を検討課題としているが、その中でも、特に著作者の死後50年までとされている現行法の著作権の保護期間を、欧米諸国の水準に合わせて死後70年まで延長することの可否を中心として議論を行ってきた。
- この問題については、過去にも欧米の立法動向を踏まえて著作権審議会や文化審議会著作権分科会において検討されているが、その際には、国際的調和に積極的に取り組むべきとの意見のほか、その他諸々の要素の分析が必要である等の意見とがあり、引き続き検討を行うとの結論にとどまっていたところである。その際に、考慮、分析が必要とされた要素としては次のようなものがある。
 - ・ 諸外国の動向の更なる見極め
 - ・ 欧米諸国が保護期間を延長したより詳細な理由
 - ・ 権利情報の整備と集中管理の一層の推進など、著作物の公正な利用のための方途の検討
 - ・ 著作物の創作活動に対するインセンティブや文化活動、経済活動に与える影響など、保護期間延長の意義

○ 「著作権審議会・第1小委員会審議経過報告」（平成8年9月20日）

IV. 著作権の保護期間の延長について

我が国は、昭和45年の現行法制定以来、著作権に関する基本的な条約であるベルヌ条約の規定に則り、著作権の原則的保護期間を著作者の死後50年までとしている。

しかし、近年における国際的動向をみると、ヨーロッパ諸国では、1993年10月のECディレクティブの採択を受けて、各国において著作権の保護期間を70年間に延長しつつあるところであり、米国においても、1995年2月に保護期間を70年間に延長するための著作権法改正案が議会に提出されている状況である。

このような国際的状況を踏まえ、権利者団体からは著作権の保護期間を70年にすべきであるとの要望が出されている。

今回寄せられた関係団体からの意見においては、賛成意見のほか、諸外国の動向を更に見極めるべきであるとする意見、権利者団体による著作物の権利情報の整備と著作物の集中管理を一層推進するなど著作物の公正な利用のための方途の検討を求める意見、プログラムの著作物

等も含む全ての著作物について一律に 70 年に延長するのではなく、個別に検討すべきであるとする意見などが出されている。

保護期間の延長の問題は、欧米諸国の保護期間延長の動向を踏まえると、我が国としても積極的に取り組んでいく必要があると考えられる重要な課題である。また、先進諸国の大半が延長を行ってから後発的に取り組むということではなく、国際社会における我が国の積極的な取組姿勢を示していくことに留意する必要がある。

この問題については、今後も、保護期間の延長の意義、影響を更に具体的に検討する必要があると考えられるところであり、国際的動向に留意するとともに、関係者の理解の進展を図りつつ、法律改正について引き続き検討を進めていくべきものと考えられる。

○「著作権審議会第 1 小委員会審議のまとめ」（平成 11 年 12 月）

Ⅲ 保護期間の延長等

(1) 保護期間の延長について

我が国は、昭和 45 年の現行法制定以来、著作権に関する基本的な条約であるベルヌ条約の規定に則り、著作権の原則的保護期間を著作者の死後 50 年までとしている。しかしながら、近年における国際的動向を見ると、米国においては昨年成立した改正法において、EU 諸国においては 1993 年 10 月の EC ディレクティブの採択を受けて、それぞれ保護期間が死後 70 年に延長されてきているところであり、このような国際的動向との調和を図る観点から、本小委員会において検討が行われた。

保護期間の延長の問題については、保護期間の相互主義により、我が国より保護期間の長い国において日本の著作物が利用された場合、当該著作物は我が国の保護期間だけしか保護を受けることができず、当該国において我が国の権利者が著作物使用料を得る機会を失うのは均衡を欠くことや、保護期間を延長すれば著作者本人の創作意欲の増進につながる等の理由から、延長に積極的な意見がある。

その一方で、多様な著作物を融合したマルチメディアの利用が進展している状況の下で、さらに保護期間を延長することは文化的所産の公正な利用の妨げになりかねないこと、プログラムやデータベースの著作物等は社会全体の技術発展の観点から長期間の保護になじまない場合があること、特許権等他の知的所有権法制における保護期間との均衡を考慮する必要があること、保護期間の延長に先立って権利者団体による著作物の権利情報の整備や権利処理制度の整備が必要不可欠であること、及び現行戦時加算規定の下での更なる保護期間の延長は避けるべき等、延長に消極的な意見も多数ある。

また、保護期間の延長については、著作権とともに著作隣接権の保護期間も延長すべきであるとする意見や、映画の著作物の保護期間を「公表後 50 年まで」から「著作者の死後 50 年まで」に改めるべきとする意見等多様な意見があった。

この問題については、欧米諸国の動向を踏まえると、国際的調和の観点から積極的に検討すべき重要な課題であるものの、現時点においては直ちに延長すべきとする結論には至らなかった。今後国際的動向に留意するとともに、保護期間の延長の意義や経済活動に与える影響等を具体的に分析しつつ、引き続き検討を進めていくことが適当と考えられる。

○「文化審議会著作権分科会報告書」（平成 16 年 1 月）

第 1 章 法制問題小委員会

Ⅱ. 検討の結果

3 個別の権利の在り方に関する事項

保護期間について

○問題の所在

我が国の著作権法では、昭和 45 年の現行法制定以来、著作権に関する基本的な条約であるベルヌ条約の規定に則り、著作権の保護期間は、原則として「創作の時」から「著作物の死後 50 年を経過するまでの間」と定められている。

「映画の著作物」については、昨年度の文化審議会著作権分科会審議経過報告を踏まえて行われた著作権法の改正により、「公表後 50 年を経過するまでの間」から「公表後 70 年を経過するまでの間」に延長されたが、同審議経過報告においては、無名・変名・団体名義の著作物の保護期間の在り方や、保護期間そのものに関する考え方等についても、今後検討を行うことが適当であるとされた。

○検討結果

インターネット環境の充実により、瞬時に世界中に著作物が流通することを踏まえると、国際的に保護期間を平準化することが必要であり、欧米並みの「死後 70 年」に保護期間を延長すべきとの意見があった。

他方、国際的な平準化を目指すなら、保護期間を一番長く保護している国に合わせる必要があり、延々と保護期間が延長される恐れがあること、平準化するといっても、EU 各国が「死後 70 年」にしたのは、個々の国は「死後 70 年」に反対であっても、EU の中で一番長い国に合わせざるを得ない事情があったことなど、欧米諸国が保護期間を延長した理由を仔細に検討すべきであり、数字だけを根拠に平準化すべきでないことから、平準化を理由とする保護期間の延長に慎重な意見があった。

保護期間の延長については、国際的動向に留意するとともに、著作物の創作活動に対するインセンティブや文化活動、経済活動に与える影響など、保護期間延長の意義を具体的に分析しつつ、引き続き検討する必要がある。

なお、著作権とともに著作隣接権についても同様に保護期間を延長すべきとの意見や、映画の著作物の保護期間の起算点について「公表後」から「死後」に改めるべきとの意見もあった。

- また、平成 17 年の分科会の検討課題の後にも、関係団体からの要望は引き続き寄せられており、この要望においても、保護期間の国際的調和を図るべきとの方向性のものと、文化的経済的影響について実証的に慎重な国民的議論が必要等とする方向性のものがある。主な要望とその要旨は次のとおりである。

a 著作権問題を考える創作者団体協議会⁶⁸（平成 18 年 9 月 22 日）

⁶⁸ (社)日本文藝家協会、(協)日本脚本家連盟、(協)日本シナリオ作家協会、(社)日本児童文学者協会、(社)日

- ・ 著作権の保護は創作者のインセンティブを高める上で極めて大きな役割を果たしている。
 - ・ 著作物が国境を越えて流通しており、保護期間の国際的調和が必要である。
 - ・ 戦時加算は保護期間の延長に併せて廃止することが必要である。
 - ・ 著作者や作品に関する情報が公開され利用者が容易にアクセスできる環境が必要である。
- b 著作権保護期間の延長問題を考える国民会議⁶⁹（平成 18 年 11 月 8 日）
- ・ 欧米では古い作品の著作権が切れそうになる度に延長が繰り返されており、今後も延長が続く懸念があること、また、一度延長されると短縮する例はほとんど見られないことから慎重な議論が必要である。
 - ・ 保護期間延長に関しては、単に権利者団体と利用者団体だけの問題に矮小化するのではなく、多様なセクターの関係者から広く意見を聞き、かつ文化的・経済的影響について実証的なデータや予測に基づいて慎重に議論することが必要である。
 - ・ 国民的議論を尽くさずに保護期間延長を決定しないように要望する。
- c 日本弁護士連合会（平成 18 年 12 月 26 日）
- ・ 保護期間の延長について検討する際に、権利団体だけでなく延長によって直接的な影響を受ける実演家等関係者の意見を広く十分に聞くべきである。
 - ・ 著作者の創作意欲を高めるのか、知的財産権収支や国債流通にどのような影響がでるのか等の実証的なデータや経験に基づく検討が必要である。
 - ・ 仮に保護期間を延長するとされた場合、前提としてデータベースや実効性の高い裁定制度の整備や予算措置が必要である。
 - ・ 著作者の死後、その作品について保存・普及・研究・教育・福祉等を目的とする小規模利用や、非営利利用を困難にしないための更なる措置が講じられることを提案する。
- 本小委員会では、このような経緯を踏まえ、他の著作物等の利用円滑化方策と併せてこの問題を検討してきており、昨年 10 月の検討状況の整理においてその時点での論点の整理を行うとともに、その後も、そこで示された主な論点について、関係者や有識者等からのヒアリングも行いつつ、さらに検討を深めてきたところである。

本児童文芸家協会、（社）日本漫画家協会、（社）日本美術家連盟、日本美術著作権連合、（中間法人）日本写真著作権協会、（協）日本写真家ユニオン、日本音楽作家団体協議会、（社）日本音楽著作権協会、（社）音楽出版社協会、（社）日本芸能実演家団体協議会、（社）日本レコード協会、（社）日本歌手協会の 16 団体から成る。2003 年に（社）日本演劇協会が加わり、現在 17 団体。

⁶⁹ 2007 年 2 月より「著作権保護期間の延長問題を考えるフォーラム」

2 検討の視点

○ 本小委員会では、保護期間の延長の可否を検討するに当たっては、著作物等の利用の円滑化方策との関係のほか、以下のような視点から検討を行った。

- ・ 保護期間の国際的な調和、諸外国の延長の背景との関係
- ・ 文化の発展への寄与、ビジネス等への影響
- ・ 創作者の創作意図への影響
- ・ デジタル・ネット時代における情報流通の在り方との関係

それぞれの観点ごとの基本となる問題提起の概要は、次のとおりである。

a 保護期間の国際的な調和、諸外国の延長の背景との関係

保護期間の国際的調和を図るべきか、国際的な趨勢は保護期間延長なのかどうか、欧米の保護期間延長には、それぞれの理由があり、我が国にその理由が当てはまるのか我が国の事情に照らして検証すべき等の問題提起があった。

b 文化の発展への寄与、ビジネス等への影響

著作物利用をさらに 20 年間著作物利用を権利者に独占させることと、権利を消滅させて公有（パブリックドメイン）にすることと、どちらがより創作活動を促進し文化に発展に役立つのか、著作権ビジネスは作り手、送り手、受け手がそろって成立するものであるから、市民の情報アクセスが制限を受けることでビジネスにどのような影響が出るのか等の問題提起があった。

c 創作者の創作意図への影響

経済的合理性等の面からの創作者の創作意欲の視点のみでなく、創作者の創作意図や創作者の尊厳（人格的な利益等）の確保の観点についても配慮すべきか等の問題提起があった。

d 今後の情報流通の見通し

インターネットの発展など情報の流通が急速に変わっている中で、今後の情報流通のための社会基盤がどうあるべきか、その適正な整備をまず考えるべきとの問題提起があった。

なお、これらの問題提起のうちには、「第2章 過去の著作物等の利用の円滑化方策について」と関係する問題も含まれているが、両者の関係については、「第4章 議論の整理と今後の方向性」において触れることとする。

第2節 制度の現状

1 我が国の現行制度等

(1) 現行制度の趣旨及び現行までの変遷

- 我が国の現行の著作権法においては、著作権の保護は、原則として著作物の創作の時から始まり、著作者の死後 50 年を経過するまでの間、存続するものとされている（著作権法第 51 条）。その他著作物の名義や種類等によって多少の例外は設けられているが、著作隣接権を含めて概略を整理すると次の表のようになっている。

一般の著作物（写真の著作物を含む。）	死後 50 年
無名・変名の著作物	公表後 50 年
団体名義の著作物	公表後 50 年
映画の著作物	公表後 70 年
著作隣接権	行為後 50 年

このように著作権に保護期間が定められているのは、「文化的な所産としての著作物は、先人の遺産である著作物を利用することによってまた新たに創造されるものであるという観点から」「無期限に著作権の保護を認めるということは妥当と言い難く、一定の年限で保護を打ち切る必要」があるためとされているが⁷⁰、その年限として、旧著作権法（明治 32 年法律第 39 号）の死後 30 年までとの年限に替えて、死後 50 年との年限が採用されたのは、その当時の著作権関係条約の改正規定と、他国の動向が考慮されたことによるものである⁷¹。

- また、現行法になってからも、写真の著作物に係る保護期間については起算方法の変更が行われたほか、映画の著作物に係る保護期間と著作隣接権の保護期間については延長が行われている。旧著作権法から現行の保護期間に至るまでの間の我が国の保護期間の変遷と、それぞれの保護期間が変更された際の趣旨は、次のとおりである。

⁷⁰ 加戸守行著「著作権法逐条講義五訂新版」（社）著作権情報センター発行、331 頁）

⁷¹ 前掲注 70 の部分に続いて、同書では、「旧著作権法下におきましては、著作権の保護期間を原則として著作権者の生前間及び死後 30 年としておりました。ところが、国際的には、ほとんどの先進諸国は死後 50 年又はそれ以上の期間を定めておまして、日本だけが立ち遅れていた状態にあったわけでございます。そういうことで、著作権法全面改正作業に着手し（略）昭和 44 年に（略）やっと法律の全面改正が行われて、死後 50 年に切り替わった」と述べられている。また、この時期は、ベルヌ条約のブラッセル改正条約が採択された後であり（1948 年、日本は同改正会議には不参加）、同改正規定の中では、著作権は死後 50 年までの保護が原則的な義務となっていた。

(旧著作権法下)

		明治 32 年 (1889 年)	昭和 37 年 (1962 年)	昭和 40 年 (1965 年)	昭和 42 年 (1967 年)	昭和 44 年 (1969 年)
一般の著作物		死後 30 年	死後 33 年	→全面改正に向けて、「死後 38 年」まで暫時延長		
無名・変名の著作物		公表後 30 年	公表後 33 年	→全面改正に向けて、「公表後 38 年」まで暫時延長		
団体名義の著作物		公表後 30 年	→	→	公表後 32 年	公表後 33 年
写真の著作物		発行後 10 年	→	→	発行後 12 年	発行後 13 年
映画の 著作物	独創性 あり	一般	死後 30 年	死後 33 年	→全面改正に向けて、「死後 38 年」まで暫時延長	
		無名・変名	公表後 30 年	公表後 33 年	→全面改正に向けて、「公表後 38 年」まで暫時延長	
		団体名義	公表後 30 年	→	→	公表後 32 年
	独創性なし	発行後 10 年	→	→	発行後 12 年	発行後 13 年

(現行法制定後)

	昭和 45 年 (1970 年)	昭和 63 年 (1988 年)	平成 3 年 (1991 年)	平成 8 年 (1996 年)	平成 15 年 (2003 年)
一般の著作物	死後 50 年	→	→	→	→
無名・変名の著作物	公表後 50 年	→	→	→	→
団体名義の著作物	公表後 50 年	→	→	→	→
写真の著作物	公表後 50 年	→	→	死後 50 年	→
映画の著作物	公表後 50 年	→	→	→	公表後 70 年
著作隣接権	行為後 20 年	行為後 30 年	行為後 50 年	→	→

- i) 昭和 37 年から現行法制定時までの間の暫定延長については、著作権制度の全面的検討に着手することに伴い、相当な期間を有すると思われる改正作業中に保護期間が経過することとなる著作物の著作権者を救済する趣旨である⁷²。
- ii) 昭和 63 年の著作隣接権の保護期間の延長については、現行法制定時は、実演家等保護条約の締約国中、保護期間を 20 年又は 25 年とする国がほとんどであったのに対し、その後それを上回る期間とする締約国が増えて 20 年の保護期間を定める国が少数派になった状況を踏まえたものである⁷³。
- iii) 平成 3 年の著作隣接権の保護期間の延長は、GATT（関税と貿易に関する一般協定）の包括貿易交渉の中で、国際的なルール作りとして著作隣接権の保護期間を 50 年とする議論が先進諸国の大勢であったことや、その他先進諸国の改正動向を考慮して、我が国の国際的地位に応じて著作隣接権制度の充実を図ったものである⁷⁴。

⁷² 昭和 37 年 2 月 29 日衆議院本会議・衆議院文教委員会委員長・八木徹雄（改正法案提出者）の趣旨説明より。

⁷³ 加戸守行著「著作権法逐条講義五訂新版」（社）著作権情報センター発行、577 頁）

⁷⁴ 前掲注 71 に同じ。なお、実際に著作隣接権の保護期間を 50 年とする国際ルールが採択されたのは、1994 年（平成 6 年）の TRIPS 協定による（後述）。

iv) 平成 8 年の写真の保護期間の変更は、死亡時起算とする国が多くなってきたこと、同年に採択された WIPO 著作権条約において死後 50 年と規定されたこと、現行法制定時において写真には著作者名の表示が少なく死亡時起算とすることが困難であったとの状況に改善が見られたことを考慮したものである⁷⁵。

v) 平成 15 年の映画の保護期間の延長は、映画の著作物については公表後の起算であったため、他の著作物の保護期間と比較すると、著作者の生前期間の分だけ実質的に短いという状況であったこと、他の先進国では著作物の保護期間全体について条約上の義務を越えた延長を行う傾向が進みつつあったこと等を踏まえたものである⁷⁶。

(2) 保護期間の戦時加算について

- また、我が国では、前述の保護期間に加え、サンフランシスコ平和条約第 15 条(c)の規定に基づいて、連合国に対して
 - ・ 連合国・連合国民が、戦前・戦中に取得した著作権の保護期間について、
 - ・ 戦争開始時（戦中に取得した著作権については取得時）から、当該国との平和条約発効時までの期間の日数を、通常の著作権の保護期間に加算して保護するとの義務を負っている。（連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律）

- この戦時加算義務は、平和条約の批准国 46 カ国のうち、平和条約の発効時までに、ベルヌ条約又は個別協定により、日本がその国・国民の著作権を保護する義務を負っていた国が対象国となっており、アメリカ、イギリス、フランス、カナダ、オーストラリア（3,794 日）、ブラジル（3,816 日）、オランダ（3,844 日）、ノルウェー（3,846 日）、ベルギー（3,910 日）、南アフリカ（3,929 日）、ギリシャ（4,180 日）等、多くは約 10 年間の保護期間が加算されている。

- なお、著作権法の全面改正について審議していた著作権制度審議会の答申（昭和 41 年）においては、保護期間の死後 50 年への延長を機に戦時加算を解消すべきものとする基本的な方向性が示された。しかし、その後の政府部内での検討の結果、平和条約の解釈としては加算の基礎となる権利の「通常期間」について、平和条約発効時の旧著作権法の保護期間（死後 30 年）を指すものとはされず、改正後の保護期間（死後 50 年）に加えて戦時加算を行うこととしたとの経緯がある⁷⁷。

【参照条文：日本国との平和条約】

第 15 条(c)

(i) 日本国は、公にされ及び公にされなかつた連合国及びその国民の著作物に関して 1941 年 12 月

⁷⁵ 加戸守行著「著作権法逐条講義五訂新版」（社）著作権情報センター発行、350 頁）

⁷⁶ 加戸守行著「著作権法逐条講義五訂新版」（社）著作権情報センター発行、344-345 頁）

⁷⁷ 著作権法百年史編集委員会編「著作権法百年史」（社）著作権情報センター発行、344 頁）

6日に日本国に存在した文学的及び美術的著作権がその日以後引き続いて効力を有することを認め、且つ、その日に日本国が当事国であつた条約又は協定が戦争の発生の時又はその時以後日本国又は当該連合国の国内法によつて廃棄され又は停止されたかどうかを問わず、これらの条約及び協定の実施によりその日以後日本国において生じ、又は戦争がなかつたならば生ずるはずであつた権利を承認する。

- (ii) 権利者による申請を必要とすることなく、且つ、いかなる手数料の支払又は他のいかなる手続もすることなく、1941年12月7日から日本国と当該連合国との間にこの条約が効力を生ずるまでの期間は、これらの権利の通常期間から除算し、また、日本国において翻訳権を取得するために文学的著作物が日本語に翻訳されるべき期間からは、6箇月の期間を追加して除算しなければならない。

2 諸外国における保護期間の規定等

(1) 著作権等関係の国際約束における規定

- 著作権に関係する国際約束としては、ベルヌ条約が、著作者の生存期間及びその死後50年までを保護する義務を各同盟国に課している(ベルヌ条約第7条(1))。なお、この「条約に定める期間は最低限のもの」とされ⁷⁸、各国はそれ以上の期間を定めることができることとされている(同条約第7条(6))。(参照条文 p.63)

この死後50年との期間は、ベルヌ条約が最初に締結された当初(1886年)には盛り込まれていなかったが、その後ベルリン改正条約(1908年)において原則的な期間として設定され、1948年のブラッセル改正条約において、現在のような最低限の期間として各同盟国に義務づけられたものである。この50年との期間が採用された理由は、「著作者とその直系の子孫の平均的な生存期間すなわち3世代が含まれるのが公正かつ正当」と考えた国が多く、「著作者の相続人達が著作者のことを記憶している間で、その著作物から利益を得るに十分な期間を著作者の生存期間に追加するのが正当」と考えられたものとされている⁷⁹。

- その後の改正会議においては、より長い期間を検討する議論はあるものの、最低限の期間としてより長い期間を義務づけるとの合意には至っておらず、ベルヌ条約の後に締結されたWCT、TRIPS協定(参照条文 p.64、66)においても、ベルヌ条約の義務を踏襲する形をとっている。ただし、ベルヌ条約のストックホルム改正会議(1967年)の際には、保護期間延長に関する多国間協定の締結を目指す交渉が関係諸国の間で続けられることを望む旨の勧告が採択されている⁸⁰。

⁷⁸ WIPO 編、黒川徳太郎訳「ベルヌ条約逐条解説」(社)著作権資料協会、55頁

⁷⁹ WIPO 編、黒川徳太郎訳「ベルヌ条約逐条解説」(社)著作権資料協会、51頁

⁸⁰ Intellectual Property Conference of STOCKHOLM, 1967 - Decision and Recommendations - B. Recommendation Adopted in the Field of Copyright - I

- 著作隣接権に関係する国際約束では、実演家等保護条約などが、実演、レコード、放送についてそれぞれ、行為後 20 年を下回らない保護期間を各締約国に義務づけているが、その後に締結された TRIPS 協定、WPPT（参照条文 p.65、66）では、レコード及びレコードに固定された実演については、保護期間は、行為後 50 年を下回らないこととされている。実演家等保護条約の少なくとも 20 年との期間は、締結当時（1961 年）の各国の保護期間の両端の間を取ったものであり⁸¹、TRIPS 協定は、権利保護をより拡充する方向で、他の著作権と同様に 50 年以上としたものとされている⁸²。

(2) 主要国における保護期間の状況

- 上記のように、各国では、国際約束上の義務を果たしつつ国内法でそれよりも長い保護期間を定めることができ、現在では、国際約束上の義務よりも長い保護期間を設定する国もベルヌ条約加盟国の 4 割を超す規模となってきた（巻末参考資料 1 「ベルヌ条約加盟国保護期間一覧」）。主要国の関係では、欧州で、EC 指令が 1993 年に域内の著作権の保護期間を統一するために著作者の死後 70 年との保護期間を加盟国に義務づけたほか、アメリカが 1998 年に、オーストラリアが 2005 年に、それぞれ 70 年への延長を行っている。また、韓国でも、現在、著作権の保護期間を 70 年に延長することを内容の一つとする著作権法の改正法案が議会に提出されている。2005 年 4 月現在の状況は、次のとおりである。

(著作権関係)

	EU ⁸³	イギリス	フランス	ドイツ	イタリア	ロシア
一般の著作物	死後70年	死後70年	死後70年	死後70年	死後70年	死後70年
無名・変名の著作物	猪後70年	公衆の利用能 化後70年	猪後70年	猪後70年	猪後70年	猪後70年
団体名義の著作物	猪後70年	死後70年	猪後70年	—	—	死後70年
映画の著作物	死後70年	死後70年	死後70年	死後70年	死後70年	死後70年

オーストラリア	カナダ	アメリカ	中国	韓国	日本
死後70年	死後50年	死後70年	死後50年	死後50年	死後50年
猪後50年	猪後50年	猪後95年	—	公表後50年	公表後50年
—	—	猪後95年	公表後50年	公表後50年	公表後50年
猪後70年	猪後50年	猪後95年	公表後50年	公表後50年	公表後70年

⁸¹ WIPO 編、大山幸房訳「隣接権条約・レコード条約解説」（社）著作権資料協会、79 頁）

⁸² 尾島明著「逐条解説 TRIPS 協定」（日本機械輸出組合、78 頁）

⁸³ EU は「著作権及び特定の関連する権利の保護期間を調和させる 1993 年 10 月 29 日の欧州理事会指令」より

- 著作隣接権については、レコードを著作権によって保護しているアメリカは著作権と同じ保護期間となっており、例えばレコードについてはWPPT締約国の1/4近くは70年以上の保護を与えている（巻末参考資料2「実演・レコード条約（WPPT）等加盟国のレコードの保護期間一覧」）一方で、EU諸国等においては、現在のところ概ね行為後50年の保護期間となっている。2005年4月現在の状況は次のとおりであるが、最近の動向については、「第4節 関連する課題」の中で詳述する。

(著作隣接権関係)

	EU	イギリス ⁸⁴	フランス	ドイツ	イタリア	ロシア
レコード	固定後50年	発後50年	発後50年	発後50年	固定後50年	固定後50年
実演	実演後50年	実演後50年	実演後50年	実演後50年	実演後50年	実演後50年
放送	放送後50年	放送後50年	放送後50年	放送後50年	放送後50年	放送後50年
有線放送	—	有線放送後50年	—	—	—	—

オーストラリア	カナダ	アメリカ ⁸⁵	中国	韓国	日本
発後70年	固定後50年	死後70年 もしくは 発後95年	作成後50年	固定後50年	発後50年
実演後50年	実演後50年	—	実演後50年	実演後50年	実演後50年
放送後50年	放送後50年	—	放送後50年	放送後50年	放送後50年
—	—	—	—	有線放送後50年	有線放送後50年

(3) 諸外国における戦時加算

- 戦時加算については、必ずしも我が国の平和条約に特有の制度ではなく、欧州諸国では、以前から存在する制度であり、また敗戦国に限らずこの制度を設けることがあったようである。

例えば、フランスでは、戦争の期間は精神的著作物の正しい利用が不可能であるとの立法者の判断にもとづき、フランスは戦勝国であるが、第一次世界大戦後に戦時加算（1919年法：6年152日延長）を行い、また、第二次世界大戦後に公有に帰属していないすべての著作物に戦時加算（1951年法：8年120日延長）を行っている。また、1951年法による延長期間は1919年法による延長期間に追加することができる。さらに1951年法では、著作者がフランスのために戦死した時は、相続人または

⁸⁴ イギリスではレコード、放送、有線放送は著作物として保護されているが、保護期間については、それぞれ50年と規定されている。

⁸⁵ アメリカではレコードは著作物として保護されている。

承継人のために 30 年の例外的延長を設定している⁸⁶。

その他、第一次世界大戦後には、ベルギーが 10 年の戦時加算、ハンガリーが 8 年の戦時加算を行っている。第二次世界大戦後には、オーストリアが 7 年の戦時加算、ブルガリア、フィンランド、ルーマニア、ハンガリーについても戦時加算が行われている⁸⁷。

○ 一方、第二次世界大戦後のドイツ、イタリアでの戦時加算の取扱いは、我が国とは異なる状況となっている。

i) ドイツ

ドイツは平和条約を締結していないため、平和条約における戦時加算の規定はないが、連合国高等委員会 (Alliierten Hohen Kommission) 指令 No.8-24 第 5 条によって戦時加算について規定されている。同指令によると、連合国及びその国民はドイツ特許庁に 1950 年 10 月 3 日までに申し出ることにより、工業所有権及び著作権の保護期間を延長することができることとされ、延長期間は開戦から 1949 年 9 月 30 日までとされていた。

しかし、著作権については申出がなく、ドイツでは著作権の保護期間についての戦時加算は機能しなかったとされる⁸⁸。

ii) イタリア

イタリア平和条約第 15 条付属書により、交戦国双方に加算の義務を課し、連合国側と双務的に戦時加算を行っている。イタリアは第二次世界大戦当初はドイツや日本と共に枢軸国を形成していたが 1943 年に降伏し、後年はドイツ、日本(「敵国」)とは異なる「特殊地位国」として取り扱われている⁸⁹。

⁸⁶ クロード・コロンベ著、宮澤溥明訳「著作権と隣接権」(第一書房、202 頁)

⁸⁷ Joseph S. Dubin“Extention of Copyright”UCLA Law Review Vol.8:682 (1961 年) ほか

⁸⁸ 加戸守行著「著作権法逐条講義五訂新版」(社著作権情報センター、361 頁)、オイゲン・ウルマー著「Urheber und Verlagsrecht」(社著作権資料協会)、阿倍浩二著「著作権(著作権隣接権)の保護期間について」(『コピーライト』2007 年 7 月、社著作権情報センター) 他

⁸⁹ 神出七郎著「日米間の著作権保護の沿革(III)-実務資料による日米関係の前史-」(「著作権シリーズ 81」(社著作権資料協会、27 頁、66 頁)

【参照条文】

①文学及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約パリ改正条約

第7条〔保護期間〕

- (1) この条約によつて許与される保護期間は、著作者の生存の間及びその死後 50 年とする。
- (2) もつとも、同盟国は、映画の著作物については、保護期間が、著作者の承諾を得て著作物が公衆に提供された時から 50 年で、又は、著作物はその製作の時から 50 年以内に著作者の承諾を得て公衆に提供されないときは、製作の時から 50 年で満了することを定める権能を有する。
- (3) 無名又は変名の著作物については、この条約によつて許与される保護期間は、著作物が適法に公衆に提供された時から 50 年で満了する。ただし、著作者の用いた変名がその著作者を示すことについて疑いがない場合には、保護期間は、(1)に定める保護期間とする。無名又は変名の著作物の著作者が第一文の期間内にその著作物の著作者であることを明らかにする場合には、適用される保護期間は、(1)に定める保護期間とする。同盟国は、著作者が 50 年前に死亡していると推定する十分な理由のある無名又は変名の著作物を保護することを要しない。
- (4) 写真の著作物及び美術的著作物として保護される応用美術の著作物の保護期間を定める権能は、同盟国の立法に留保される。ただし、その保護期間は、それらの著作物の製作の時から 25 年よりも短くてはならない。
- (5) 著作者の死後の保護期間及び(2)から(4)までに定める保護期間は、著作者の死亡の時又は(2)から(4)までに規定する事実が発生した時から始まる。ただし、これらの保護期間は、死亡の年又はそれらの事実が発生した年の翌年の 1 月 1 日から計算する。
- (6) 同盟国は、前記の保護期間よりも長い保護期間を許与する権能を有する。
- (7) この条約のローマ改正条約に拘束される同盟国であつて、この改正条約の署名の時に効力を有する国内法令において前記の保護期間よりも短い保護期間を許与するものは、この改正条約に加入し又はこれを批准する場合にも、それらの保護期間を維持する権能を有する。
- (8) いずれの場合にも、保護期間は、保護が要求される同盟国の法令の定めるところによる。ただし、その国の法令に別段の定めがない限り、保護期間は、著作物の本国において定められる保護期間を超えることはない。

第7条の2〔共同著作物の保護期間〕

前条の規定は、著作権が著作物の共同著作者の共有に属する場合にも適用する。ただし、著作者の死亡の時から計算する期間は、共同著作者のうちの最後の生存者の死亡の時から計算する。

②万国著作権条約パリ改正条約

第4条〔保護期間〕

- 1 著作物の保護期間は、第2条⁹⁰及びこの条の規定に従い、保護が要求される締約国の法令の定めるところによる。
- 2 (a) この条約に基づいて保護を受ける著作物の保護期間は、著作者の生存の間及びその死後 25 年から成る期間よりも短くてはならない。もつとも、いずれかの締約国が自国についてこの条約

⁹⁰ 第2条は、内国民待遇に関する保護の原則の規定。

が効力を生ずる日に特定の種類の著作物に関し保護期間を最初の発行の日から起算する期間に限定している場合には、当該締約国は、その例外を維持し及び他の種類の著作物に及ぼすことができる。これらのすべての種類の著作物に関する保護期間は、その最初の発行の日から 25 年よりも短くてはならない。

(b) いずれかの締約国が自国についてこの条約が効力を生ずる日に保護期間を著作者の生存の間を基礎として算定していない場合には、当該保護期間は、著作物の最初の発行の日又は発行に先立つ著作物の登録の日から起算することができる。当該保護期間は、それぞれ最初の発行の日又は発行に先立つ登録の日から 25 年よりも短くてはならない。

(c) 締約国が法令により二以上の連続する保護期間を許与する場合には、最初の期間は、(a)及び(b)に定める最短の期間よりも短くてはならない。

3 2の規定は、写真の著作物及び応用美術の著作物については適用しない。もつとも、写真の著作物を保護し、又は応用美術の著作物を美術的著作物として保護している締約国においては、これらの種類の著作物に関する保護期間は、いずれも 10 年よりも短くてはならない。

4 (a) いずれの締約国も、発行されていない著作物についてはその著作者が国民である締約国の法令により、発行された著作物についてはその著作物が最初に発行された締約国の法令により、それらの著作物の種類について定められている期間よりも長い期間保護を与える義務を負わない。

(b) (a)の規定の適用上、いずれかの締約国が法令により二以上の連続する保護期間を許与する場合には、それらの期間を合算した期間を当該締約国が保護を与えている期間とみなす。もつとも、特定の著作物が何らかの理由により二番目以降のいずれかの期間当該締約国の保護を受けない場合には、他の締約国は、当該期間その著作物について保護を与える義務を負わない。

5 4の規定の適用上、非締約国において最初に発行された締約国の国民の著作物は、その著作者が国民である締約国において最初に発行されたものとみなす。

6 4の規定の適用上、二以上の締約国において同時に発行された著作物は、最も短い保護期間を許与する締約国において最初に発行されたものとみなす。最初の発行の日から 30 日以内に二以上の締約国において発行された著作物は、それらの締約国において同時に発行されたものとみなす。

③著作権に関する世界知的所有権機関条約 (WCT)

第 1 条 [ベルヌ条約との関係]

(1)～(3) (略)

(4) 締約国は、ベルヌ条約第 1 条から第 21 条までの規定及び同条約の附属書の規定を遵守する⁹¹。

第 9 条 [写真の著作物の保護期間]

締約国は、写真の著作物については、ベルヌ条約第 7 条(4)の規定によらないこととする。

④実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約 (実演家等保護条約)

第 14 条 [保護期間]

この条約に基づいて与えられる保護期間は、次に掲げる年の終わ日から 20 年よりも短くてはならない。

⁹¹ ベルヌ条約第 7 条が著作権の保護期間を定めている。

- (a) レコード及びレコードに収録された実演に関しては、固定が行われた年
- (b) レコードに収録されていない実演に関しては、実演が行われた年
- (c) 放送に関しては、放送が行われた年

第 16 条 [留保宣言]

1 いずれの国も、この条約の締約国となった時に、この条約に定めるすべての義務を負い、及びすべての利益を享受する。ただし、締約国は、国際連合事務総長に寄託する通告により、いつでも、次のことを宣言することができる⁹²。

(a) 第 12 条に関し、(i)~(iii) (略)

(iv) 他の締約国の国民であるレコード製作者のレコードについて同条に定める保護を与える場合に、その保護の範囲及び期間を、自国民によって最初に固定されたレコードについて当該他の締約国が与える保護の範囲及び期間に制限すること。ただし、自国における受益者と同様の者に対して当該他の締約国が保護を与えていないという事実をもって、保護の範囲の相違があるものと解してはならない。

⑤許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約

第 4 条 [保護期間]

与えられる保護期間は、各締約国の国内法令の定めるところによる。もつとも、国内法令が特定の保護期間を定める場合には、当該保護期間は、レコードに収録されている音が最初に固定された年の終わりから又はレコードが最初に発行された年の終わりから、20 年よりも短くてはならない。

⑥実演及びレコードに関する世界知的著作権機関条約 (WPPT)

第 17 条 [保護期間]

- (1) この条約に基づいて実演家に与えられる保護期間は、実演がレコードに固定された年の終わりから少なくとも 50 年とする。
- (2) この条約に基づいてレコード製作者に与えられる保護期間は、レコードが発行された年の終わりから、又はレコードへの固定が行われてから 50 年以内に発行されなかった場合には当該固定が行われた年の終わりから、少なくとも 50 年とする。

第 15 条 [放送及び公衆への伝達に関する報酬請求権]

- (1) 実演家及びレコード製作者は、商業上の目的のために発行されたレコードを放送又は公衆への伝達のために直接又は間接に利用することについて、単一の衡平な報酬を請求する権利を享有する。
- (2) (略)
- (3) いずれの締約国も、(1)の規定を特定の利用にのみ適用すること、(1)の規定の適用を他の方法により制限すること又は(1)の規定を適用しないことを、世界知的著作権機関事務局長に寄託する

⁹² 我が国は第 16 条(a)(iv)に基づき、商業用レコードの二次使用における報酬請求権の保護期間について相互主義をとる旨の留保宣言を行っている。

通告において、宣言することができる⁹³。

(4) (略)

⑦世界貿易機関を設立するマラケシュ協定 附属書 一 C (TRIPS 協定)

第9条 [ベルヌ条約との関係]

1 加盟国は、1971年のベルヌ条約の第1条から第21条まで及び附属書の規定を遵守する⁹⁴。ただし、加盟国は、同条約第6条の2の規定に基づいて与えられる権利又はこれから派生する権利については、この協定に基づく権利又は義務を有しない。

2 略

第12条 [保護期間]

著作物（写真の著作物及び応用美術の著作物を除く。）の保護期間は、自然人の生存期間に基づき計算されない場合には、権利者の許諾を得た公表の年の終わりにから少なくとも50年とする。著作物の製作から50年以内に権利者の許諾を得た公表が行われない場合には、保護期間は、その製作の年の終わりにから少なくとも50年とする。

第14条 [実演家、レコード（録音物）製作者及び放送機関の保護]

1、2 (略)

3 放送機関は、放送の固定、放送の固定物の複製及び放送の無線による再放送並びにテレビジョン放送の公衆への伝達が当該放送機関の許諾を得ないで行われる場合には、これらの行為を禁止する権利を有する。加盟国は、この権利を放送機関に与えない場合には、1971年のベルヌ条約の規定に従い、放送の対象物の著作権者が前段の行為を防止することができるようにする。

4 (略)

5 実演家及びレコード製作者に対するこの協定に基づく保護期間は、固定又は実演が行われた年の終わりにから少なくとも50年とする。3の規定に基づいて与えられる保護期間は、放送が行われた年の終わりにから少なくとも20年とする。

6 (略)

⁹³ 我が国は第15条(3)に基づき、商業用レコードの二次使用における報酬請求権の保護期間について相互主義をとる旨の留保宣言を行っている。相互主義に基づく留保は同条項の「他の方法により制限すること」として認められている。

⁹⁴ ベルヌ条約第7条が著作権の保護期間を定めている。

3 諸外国の保護期間延長の背景

このように諸外国では、国際約束上の義務を越えて長い保護期間を設定している場合があるが、各国が過去に保護期間を延長した際の背景や論拠については、それぞれ次のとおりである⁹⁵。(なお、各国の保護期間の変遷自体については、巻末参考資料3「諸外国における一般著作物の保護期間の変遷」)

(1) ドイツ

a 死後50年への延長時(1934年)

著作権延長法の公式注釈によれば、「文化政策的および国民経済的な理由から、これまで著作者の死後30年だった保護期間を死後50年に延長することが望ましいものだという事である」と簡潔に述べられているだけである。ただし、著作者の遺族が20年の保護期間延長を求めた際に、国民啓蒙・宣伝省は、その代わりに文化税の導入を志向し、最終的には保護期間延長法が成立したとの経緯がある様子である。(ただし、公の議論はなしに行われているとのことである。)

b 死後70年への延長時(1965年)

現行ドイツ著作権法が制定されるまでの立法過程において、各種の草案では、死後50年との案であったが、著作権法案に関する法務委員会によって死後70年の保護期間に修正され、これが連邦議会において反対なく議決され、結果、死後70年に延長された。

法務委員会における検討では、死後60、70、80年といった期間が検討された末に70年が採用され、その理由は、以下の諸点とされるが、メリットやデメリット、法律学・実務面での深い議論はなかったとの評もあるようである。

- ・ 平均余命が伸長したことにより、著作者の死後50年の経過後において、著作者の近い家族がいまだ生存しており、その著作物の利用による収入が取り去られてしまう事態がますます生じると考えられたこと。
- ・ 作曲家や音楽出版社の要望が法務委員会の提案の基礎となっていること。
- ・ 有償公有制度(著作権によって保護されない著作物を公に演奏すること、複製物を業として頒布することについて、著作者基金に報酬(著作者遺族報酬)を支払う制度)を排除する代わりに、保護期間延長を提案したこと⁹⁶。

⁹⁵ 特に他の出典を記さない限り、(株)三菱UFJコンサルティング&リサーチ編「著作物等の保護と利用円滑化方策に関する調査研究『諸外国の著作物等の保護期間について』報告書」(平成20年2月)に基づき、事務局において関連部分をまとめたものである。同報告書の各国の執筆担当者は、それぞれ、ドイツ：立教大学法学部准教授 上野達弘氏、フランス：早稲田大学法学部助手 大橋麻也氏、イギリス：明治大学情報コミュニケーション学部専任講師 今村哲也氏、アメリカ：学習院大学法学部准教授 横山久芳氏。

⁹⁶ なお、有償公有制度を導入しなかった理由は、古典の著作物についても報酬を支払わなければならないとすると徴収額以上の経費がかかり実効性に乏しいこと、徴収された著作者遺族報酬による援助について、どの著作者が助成に値するかを判断することになると、国家による文化統制のおそれがあること、であったとされる。

(2) フランス

a 死後 50 年への延長時 (1866 年)

1866 年法では、当時の議会報告によれば、以下の理由により、それまで権利相続人が誰であるかによって算定方法が異なっていた著作権の保護期間を、著作者の死後 50 年に統一された⁹⁷。

- ・ 相続人の身分に応じて期間の計算方法が異なり、差があった保護期間を、「著作者の死後 50 年」という規定値を採用することで期間計算を統一し、著作物がいつから公有に帰するかを明確に知ることに対する公衆の利益を考慮した。
- ・ 統一する際に 50 年の期間を採用したのは、スペインとロシアが 50 年を、イギリスとアメリカがこれに近い 42 年を採用している点を根拠としている。

b 死後 70 年への延長時 (音楽著作物 : 1985 年、その他 : 1997 年)

1985 年法は、「歌詞付きまたは歌詞なしの音楽著作物」に限定して、保護期間を著作者の死後 70 年とした。また、1997 年改正により、全ての著作物について死後 70 年となったが、その際の理由は以下のとおりである。

i) 音楽著作物 (1985 年)

- ・ フランスよりも長い保護期間を認めている国があったこと (例 : スペイン (80 年) ・ ドイツ及びオーストリア (70 年) ・ イタリア (50 年ないし 100 年) ・ アメリカ合衆国 (75 年))。
- ・ 音楽出版社に十分な投資回収の機会を保障すること。
- ・ フランスの音楽著作物の著作権が早期に満了することで、フランスの音楽出版社が、その出版成果にただ乗りする他国の同業者との競争において不利になるのを防ぐこと。

ii) その他の著作物 (1997 年)

- ・ 1993 年の EU 指令の国内法化の要請。
- ・ 各国の保護期間の相違を消滅させ、共同体域内における自由流通及び自由競争の障壁を排除すること。
- ・ 創作を奨励すること。
- ・ 著作者の死後、二世代にわたり著作物利用権を保障するため、平均寿命の延びを考慮。

(3) イギリス

a 死後 50 年への延長時 (1911 年)

1911 年著作権法により、著作権の保護期間を死後 50 年に延長されたが、その

⁹⁷ なお、この法案審議の際には、有償公有制を含めた権利の永続化が提唱されたが、意見の收拾がつかず、採用が見送られているようである。

際の理由は以下のとおりである。

- ・ ベルヌ条約のミニマムスタンダードである死後 50 年に合わせること。
- ・ その 50 年は、著作権の保護の利益を著作者の死後の 2 世代まで及ぼすことを根拠としている。

b 死後 70 年への延長時 (1995 年)

1995 年著作権保護期間規則により、著作権の保護期間を死後 70 年に延長された際の理由は、1993 年の EU 指令を導入することであり、国内的な議論の高まりによるものではないとのことである。

(4) 1993 年の EU 指令

- 1993 年の EU 指令が著作者の権利は著作者の生存間及び死後 70 年間存続することを指示したが、EU 指令は、著作物の保護期間を死後 70 年とすることについて、以下のような理由を列挙している。
 - ・ 加盟国間で保護期間に相違があるため、自由な商品の移動とサービスの提供を妨げ、共通市場における競争を歪められる傾向がある。域内市場を円滑に機能させるために、共同体全域にわたって同一の保護期間を確立するように調和されるべき。(前文 2)⁹⁸
 - ・ ベルヌ条約の死後 50 年の保護期間は、著作者と子孫の最初の 2 世代に保護を与えることを意図したものであるが、共同体の平均寿命はより長くなっており、この期間はもはや 2 世代を保護するには不十分である。(前文 5)
 - ・ 特定の加盟国は、著作者の著作物の利用に関して世界大戦の影響を埋め合わせるために死後 50 年よりも長い保護期間を許与している。(前文 6)⁹⁹
 - ・ 保護期間の調和により、共同体において現に権利者が享受している保護を縮小する結果となることはできないため、調和は長期的基礎 (long term basis) に基づいて行うべきである。(前文 9)¹⁰⁰
- なお、同指令の制定過程においては、経済社会評議会等から死後 50 年で調和すべき旨の意見も出されたが、欧州議会においては、その是非について特に議論されなかったとされる¹⁰¹。

⁹⁸ 前文 2 の保護期間に相違のために自由な商品の移動が妨げられた例として、保護期間の経過により権利の消滅したデンマークで販売されたレコードをデンマークより保護期間の長いドイツ国内で販売することについて、欧州裁判所は、デンマークから輸入されたレコードの販売差止請求を裁判所が認めることは、欧州経済共同体条約 30 条 (輸入制限の禁止) に反しないと判断し、原告の差止請求が認められた 1989 年の判例がある。

⁹⁹ 前文 6 はフランスやその他いくつかの国が戦時加算を行っていることを指していると思われる。

¹⁰⁰ 前文 9 について、当時 EU 内で最長だったドイツの保護期間に合わせる形で、EU 内の著作物の保護期間は死後 70 年で統一されることとなったと言われている。

¹⁰¹ 南亮一著「EU における著作権保護期間延長の経緯について」(国立国会図書館調査及び立法考査局・レファレンス No.681 2007 年 10 月)

(5) アメリカ

a 死後 50 年への延長時 (1976 年)

- 1976 年法により、著作者の死後 50 年との保護期間制度が導入され、1978 年以後に創作された著作物に関して、それ以前の期間更新制度が廃止された。その理由として、連邦下院司法委員会の報告書では、以下の点が指摘されている¹⁰²。
 - ・ 1909 年法の保護期間 (最大 56 年) は、著作者やその家族に公平な経済的利益を保証するに十分な長さを有するとはいえない。また、著作者の平均寿命が延びたために、著作者の生存中にその著作物が公有化することになり、同一の著作者の昔の作品と最近の作品とが競合するようになっている。
 - ・ 情報メディアの成長により最初は公衆に認知されなかった多数の著作物の商業的価値がより長く存続するようになってきた。
 - ・ 著作物を公有化しても、著作物の価格が低下するとは限らないため、公衆の利益に資することはなく、単に後続の出版社が楽に利益を得ることを認めるにすぎない。延長を認めた方が著作物の流通や創作が促進され、公衆の利益にも合致する。
 - ・ 発行日より著作者の寿命を基準とした制度の方が、作品ごとに保護期間を調査しなくて済み、保護期間の調査が簡便かつ容易になる。
 - ・ 手続きが煩雑でコストがかかる等の問題点が指摘されていた更新制を変更できる。
 - ・ 著作者の死後 50 年という基準を採用しなければ、ベルヌ条約等、主要な著作権に関する国際条約に加入することが不可能となる。また、世界の多くの国と同様の制度を採用することは、著作物の国際取引の安定性・円滑化に資する。
 - ・ 死後 50 年とすると、未発行著作物についても連邦法の適用となり、未発行著作物の著作者にとって、州のコモンロー上で受けていた永久著作権の保護を失うこととなるが、死後 50 年となれば、その公正な補償といえる。

b 死後 70 年への延長時 (1998 年)

- 1998 年ソニー・ボノ著作権保護期間延長法により、個人著作物の場合、保護期間は著作者の死後 70 年、無名・変名著作物、職務著作物は発行後 95 年又は創作後 120 年に延長されたが、その際の延長の主たる根拠は次のとおりとされる¹⁰³。
 - ・ EU 諸国とハーモナイゼーションを図ること。主たるコンテンツの輸出先である EU 諸国において、アメリカ人の著作物は、死後 50 年の保護期間しか享受できないが、死後 70 年へと変更し、より長期間保護されることは、アメリカの創作者に対し、創作へのインセンティブを促進する。
 - ・ 著作権産業は、GDP、雇用創出の面でアメリカ経済において重要な位置を占めており、著作権保護はアメリカ経済を強化する上で重要であり、著作権保護

¹⁰² なお、延長反対の立場からはこれへの反論も示され、議論があるようである。前掲注 93 報告書、98-100 頁。

¹⁰³ なお、延長反対の立場からはこれへの反論も示され、議論があるようである。前掲注 93 報告書、102-105 頁。

を強化することはアメリカの国益にかなうものである。

- 平均寿命が延びたために、従来の死後 50 年の保護期間では、孫子の代まで著作権が存続することを保障できなくなっている。人が財産権を取得する理由の一つは自己の資産を子孫に残すためであるから、著作権を延長し、その利益によって孫子の生活保障を図ることができるということは著作者にとって十分な創作のインセンティブになりうる。また、著作権の譲渡やライセンスの際にも、著作権の延長によって著作権の市場価値が高まれば、著作者が取得できる対価も増加する。
- 収益性の高い著作物の保護期間が延長されれば、著作権者は、そこから余分に得た利益を、他の収益性の低い作品やリスクの高い作品の創作への投資に振り向けることが可能となること。過去の著作物のデジタル化には投資がかかるが、保護期間延長を認めれば、著作権者は安心して過去の著作物への投資を行うことができる。

(6) オーストラリア¹⁰⁴

- アメリカとの間の FTA (自由貿易協定) において、保護期間を死後 70 年とすることが内容となっていたことから、2005 年 1 月より保護期間を死後 70 年に延長した。その際、延長の論拠となっていると思われる事項は、以下のとおりである。
 - 米豪 FTA の経済分析 (Economic analysis of AUSFTA, April 2004) は、20 年の保護期間の延長は新たな著作物の創造のための小さなインセンティブにしかならないとしているが、一方で、同経済分析によると、保護期間の延長の消費者へのコストは恐らく極めて小さいとしている。
 - 米国、EU のような豪州への著作物の輸入国との保護期間の調和は国内の著作物の流通を促進する。通信メディアの進歩により、デジタルの著作物の国境を越えた流通が増加し、保護期間が統一されていないことにより著作物の輸出入業者に不確実性と複雑性を与えることになる。

(7) 韓国

- アメリカとの間の FTA の締結において、その内容に保護期間を死後 70 年とすることが含まれていることから、2007 年 12 月に保護期間を死後 70 年に延長する著作権改正法案が閣議決定され、その後議会に提出されている。

なお、韓国では、その際に、著作物利用実態及び著作権に対する意識調査が行われている (巻末参考資料 4 「韓国における著作物利用実態及び著作権に対する意識調査」)。その際には、8 割近くが死後 50 年までの保護期間が「適当である」又は「とても長い」と回答しており (2005 年:77.6%、2006 年:78.1%)、死後 70 年に延長することについては、「長すぎる」との回答が 6 割近く (2005 年:58.4%、2006 年:58.1%)、

¹⁰⁴ 2007 年 7 月 FTA 交渉における日本政府からの質問に対する豪州政府の回答より。

「適当である」と「もっと延ばすべき」を合わせて3割に満たない(2005年:28.9%、2006年:29.9%) 状況下であったようである。

第3節 各論点についての意見の整理

以下は、本小委員会の検討の視点（第3章第1節2 検討の視点）として指摘された論点についての、個別の論点ごとに意見を整理したものである。各論点をまたがる意見としては、例えば、保護期間延長については財産権の問題であり人格的利益の問題はここで考慮すべき課題ではないとの指摘や、経済的な観点からのみで論じるべきではないとの指摘など、各論点そのものの是非や優先順位についての指摘もあったが、その点については、最後に触れることとする。

1 各国の延長の背景に対応する事項の我が国の現状

(1) 国際約束の規定との関係

○ 諸外国の保護期間延長の背景の一つとしては、例えばイギリスの70年への保護期間延長の例に見られるように、国際約束に基づく要請がある。また、我が国の過去の保護期間延長でも、関連条約の締結を視野に入れつつ保護期間の延長が検討されている例がある（昭和37年以降の現行法に向けた著作権法の全面改定）。

現在の国際的なルール形成の状況は、前述（第2節 制度の現状等）のとおりであるが、国際的な動向の中での我が国が置かれている現状について、次のような意見があった。

- ・ 世界の文物を受け入れ、世界に発信していくためには、その場の共通ルールに則していく必要がある。
- ・ 著作隣接権延長が英国で見送られたように、権利を強める方向が国際的潮流とはいえない。著作権の歴史はわずか百数十年であり、長い歴史を踏まえれば、昨今の動きこそが特殊な可能性もある。
- ・ 国際的な平準化のために70年に延長しても、アジア・アフリカ諸国など、50年の国との調和が問題になるのではないか。
- ・ 日本と欧米で著作権制度が異なる点は多々あるはずなのに、なぜ保護期間延長に限って合わせなければならないのか。罰則は世界に先駆けて保護水準を強化した。都合のいいところに合わせるだけではないか。
- ・ 「世界の趨勢に合わせる」ことについては、そもそも最低の保護水準はベルヌ条約で一応の統一がなされており、70年にしないと何らかの弊害があって、国際調和が必要であるというならば、まずWIPO（世界知的所有権機関）で議論してからその結果に従うのが筋ではないか。

○ この点については、前述のように、我が国では過去にも条約上の最低基準は満たしている、諸外国の動向を見て保護期間を延長した例（昭和63年の著作隣接権、平

成 15 年の映画の著作物) や、国際的なルール形成の動向を踏まえつつもそれに先だ
って保護期間を延長した例 (平成 3 年の著作隣接権) もあり、また、国際的な水準
やルールを考える際には、我が国はその議論に対して積極的な姿勢で臨むのか消極的
な姿勢で臨むのか等の方向性を持つ必要があるが、今回の検討においては、そもそも
国際的な趨勢をどのようにとらえるかという現状認識の点で、まだ本委員会の意見が
集約されていない状況にあると考えられる。

(2) 市場統合等の要請

- EU においては、域内の市場統合による流通の円滑化について大きな関心が払われ、
その要請から各国の保護期間の調和が図られている。また、オーストラリア、韓国に
おいても FTA の締結に伴って両国間の保護期間の調和が図られている。

この点については、現在、我が国においても、各国との FTA 等の二国間協定の締
結を積極的に進めている状況にあるが、現在までに締結された協定¹⁰⁵の中では、著
作権の保護期間を特に両国間で延長する旨の合意は盛り込まれていない。ただし、日
米両国における国内規制・制度の改善を図ることを目的とする「日米規制改革および
競争政策イニシアティブ」¹⁰⁶における米国政府からの要望では、一般的な著作物に
ついては著作者の死後 70 年、また生存期間に関係のない保護期間に関しては著作物
の公表後 95 年という、現在の世界的な傾向との整合性を保つよう、日本の著作権保
護期間の延長を行う旨が要請されている。

- この点については、次のような意見があった。
 - ・ EU は域内の商品・サービスの自由流通が強く求められて、これは日本とは事
情が異なるが、ネット時代では物理的な近接性がなくとも、自由な流通というも
のを考慮することもあり得ないことではない。
 - ・ 保護期間の差により欧米で流通ができないとの理由で、より保護期間が長い方
に調和させて、日本でも流通できなくするような保護期間延長の発想は不合理で
ある。
 - ・ レコードについては、アメリカは著作権で保護しており、そのような面も配慮
する必要があるのではないか。
 - ・ 仮に圧力がかかってくるのであれば、現時点で我が国が自ら延長を持ち出すこ
とは有益ではない。相手方との交渉のカードは取っておくべき。
 - ・ 相手方の水準に合わせることがなぜ望ましいのか、日本の文化振興にどのよう

¹⁰⁵ 2008年9月現在我が国との間で締結又は署名されている経済連携協定の相手方としては、シンガポール、メキ
シコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、フィリピン、ASEAN がある。

¹⁰⁶ 日米規制改革及び競争政策イニシアティブは、2001年の日米首脳会談において合意された対話の枠組みで、両国に
おける国内規制・制度の改善を図ることを目的としている。毎年一回、相手国が改善を要すると考える事項について両政
府が要望書を交換し、受け入れの可否等について協議を経た後、協議結果が一つの報告書に両国共同作業でまとめられ、
翌年に両首脳に報告されている。「二年目の対話」(2002年～2003年)から「七年目の対話」(2007年～2008年)ま
で毎年合計6回の対話において、保護期間延長の要望が出されている。なお保護期間延長要望は、毎年の要望書において、
「情報技術 (IT)」章の「知的財産保護の強化」の項目に位置づけられている。

なメリットがあるのか合理的に説明すべき。

- ・ 韓国は、スクリーンクォーター制を残すことなどの取引材料として保護期間延長を使ったのにすぎないのではないか。

なお、その他国際的調和の必要性そのものについての意見等も出されており、次の「第3節2 国際的な制度調和の観点」において合わせて整理している。

(3) 平均寿命の伸長

- EU では、上記の市場統合の要請のほか、ベルヌ条約が死後 50 年までの保護期間を最低基準として採用した趣旨に触れつつ、平均寿命の伸長により著作者以降の 2 世代の最中であっても保護期間が満了してしまう事例が出てきていることを保護期間延長の理由の一つとしてあげている。この点、我が国の平均寿命の状況は、平成 17 (2005 年) 年では 82.09 (女性 85.49、男性 78.53) であり、ベルヌ条約ブラッセル改正条約において死後 50 年の保護期間が最低基準となった当時 (1948 年) と比較すると、昭和 25 年 (1950 年) では 61.30 (女性 62.97、男性 59.57) であり、一世代の寿命は、その後の 50 年余の間で 20 年以上伸びている状況にある。

なお、この点については、寿命は妻子だけでなく、著作者自身も伸びるために相互に相殺され、寿命が延びたから保護期間を延長すべきということは、論拠とならない旨の指摘もあるが、現在は、平均寿命のほか、出産年齢も高年齢化が進展しているとの指摘や、寿命が延び続けていて二世代のうちに 10 年延びるという条件がそろっている場合には死後 70 年という長さも正当化できるとの指摘もあった。(巻末参考資料 5 「平均寿命及び平均出産年齢の変遷」)

- この点については、このほか、次のような意見があった。
 - ・ 寿命が延び続けているという条件で正当化を考える場合には、将来のさらなる延長を食い止めることにもなる。
 - ・ 作家は、非常に厳しい作業環境で仕事をしており、早死にする場合も多い。創作者が若死にした場合には、死後 50 年では、創作者の一世代の生存中にも、保護期間が切れてしまうことがある。
- また、ベルヌ条約の、著作者を含めて三世代を保護するとの趣旨について、そもそもその必要があるのかどうかについて、次のような意見があった。
 - ・ 生涯保障のない世界で、自らの創作物によって自分と家族の糧を得て生きる創作者にとって、長寿高齢化が進む中で、遺された家族の未来を考えれば、保護期間を延長すべきとの思いは当然にある。
 - ・ 生前には理解されず、死後に評価される作品もあるが、そういう作品の場合、創作は家族を犠牲にして行われていることを考えれば、遺族にも成果が還元されるべきではないか。
 - ・ 演劇、美術の分野では、公的な支援が不可欠であるが、公的支援を受けた成果について、創作者の創作を支えているのは、家族だけではなく、作品を購入する

社会の経済的余剰であり、過去の文化遺産の蓄積であり、社会全体である。このような考え方からは、生まれた成果を特定個人等が囲い込むべきではない。

- ・ 仮に子どもの生活保障が最低限必要だとしても、最長で作者の死後すぐに生まれた子が大学卒業するまで 25 年の保護期間で十分である。孫世代まで収入保障をする必要はなく、孫を育てるのは子世代の責任である。
- ・ 祖父が偉大だからといって孫やひ孫を保護することが社会正義として妥当なのか。著作権が孫の生活を保障するものだとすれば、少子化によって一人当たりの取り分が増えることなど別の考慮も必要になるし、そういう問題ではない。
- ・ 孫まで保護すべきというのは、現行法の趣旨は少なくともそうなっているのではないか。
- ・ 孫の代まで著作権を与えるのは、生活保障というよりは著作物利用の決定権を与えるということ。死後の人格的利益の保護の規定（著作権法第 60 条）では利用の相手方を選べないないが、このような選択権を遺族に保障する必要があるかどうかで考えるべき。

- このように、平均寿命の伸長との関係の議論については、ベルヌ条約の制定趣旨に立脚して議論を行うのか、そのような現行規定の趣旨とは別の観点から議論すべきなのか、この点が意見を異ならせている根源的な点となっていると思われる。つまり、著作権の淵源を作者との人格的な関係にも求めるか否かの点についての議論と関係している問題であり、この点については、より深い考察が必要となると思われるとともに、後の「第 3 節 4 作者の創作意図・意欲への影響の観点」でも関連する議論が行われている。

(4) 貿易上のメリット

- アメリカでは、EU が保護期間の相互主義を採用しており、アメリカのコンテンツは EU では 50 年しか保護されず、アメリカのコンテンツ産業が EU での収益機会を逸していることを延長の論拠の一つとしている¹⁰⁷。また、フランスの音楽の著作権の延長の際にも、他国の音楽出版業者との競合の点が論拠としてあげられている。

この点については、我が国の状況は、著作権使用料についての国際収支（500 万円以上の海外送金を足し上げたもの）では、合計 5000 億円超を海外に支払っている状況にある。また、その他貿易収支や直接投資も含めた実質的な競争力については必ずしもデータがそろっていないが、ゲームソフト等の一部の分野を除けば、概ね輸入超過なのではないかとの意見も出された。（巻末参考資料 6 「著作権に関する国際収支について」）

- その他、貿易上のメリットなど我が国の利益についての観点からは、次のような意

¹⁰⁷ ただし、米国内の延長反対派からは、保護期間延長によってアメリカが貿易上のメリットを得られることを証明するデータは存在しない、諸外国で利用されているアメリカの作品は比較的最近のものであって保護期間の消滅が間近に迫ったものではない等の反論も出されているようである。前掲注 103 参照。

見があった。

- ・ 現在、日本の著作権の国際収支は年間 6,000 億円の赤字であるというデータもあり、保護期間延長は、輸入超過や国際的な知財の偏在を固定化してしまうおそれがある。
 - ・ 将来的に、日本が知的財産立国を目指して、文学作品、漫画、アニメ等が海外へ進出することを考えれば、創作者が収入を得るチャンスを増やすという点で、国策でもあるクリエイターへのリターンの強化、知的財産の保護の強化になり、著作権保護が切れてしまうのは、国家的な財産の喪失とも考えられる。
 - ・ 実際に、アニメビジネスにとって海外市場は大きなウエートを占めており、アニメ制作会社、公開企業の売り上げの 6 割程度がライセンス収入である。
 - ・ 30 年後の世界の知財の状況を踏まえて決めるべきで、現時点では、欧米の古い作品の延命を日本が後押しをする理由はない。
 - ・ 海外の作品に著作権料を支払うといことは、日本から海外に利益が流れるのではなく、利用者がその作品の創作者に敬意を払うということであり、そのことは、創作者が海外であるかどうかということとは関係がない議論である。
 - ・ 実際のビジネスでは、海外の著作物であっても日本企業が日本地域での権利を買い取り、それで日本に利益をもたらす形態があり、保護を強化すれば単純に海外に利益が流れるということではない。
 - ・ 国益ということであれば、短期的な国際収支だけではなく、中長期的には、模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）の提唱国といった世界の先進国、リーダー国として発言していけるのかについても考えるべき。
 - ・ 実際には、建築、ファッション、漫画、アニメ等、保護や権威が薄い分野の方が、保護がないために、開拓精神、チャレンジ精神が育ち、日本の文化が世界に通用するものになり、我が国の生産力につながっている。
 - ・ 日本が目指す知的財産立国は、一国知財主義ではなく、知財による国際貢献を目指すものであるべきであり、アジア・アフリカ諸国との連帯を準備すべき。
- この問題については、著作権が国際的な共通ルールとして、国境を越えて著作物を保護しあう仕組みであるとの観点に立つか、アメリカの延長の背景にあるように、一国の経済上を考えて著作権法制を利用するかとの観点に立つかによって、国際的な収支に対する評価が大きく異なっているものと考えられる。また、何を国益と考えるべきかについても、それぞれに観点が異なっている状況にあると思われる。

(5) 保護期間の長さについての国民意識

- 韓国では、アメリカとの FTA 締結に際して保護期間の長さについての国民の意識調査を行っているが、我が国においても著作権の保護期間に関して、民間において関連する調査が行われている¹⁰⁸。それによれば、一般の著作物の保護期間については、

¹⁰⁸ 過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会（第 8 期第 5 回・平成 20 年 8 月 21 日）配付資料「著作権に関する

「長い」又は「どちらかといえば長い」と回答した者が 41.0%、映画の著作物の保護期間については 52.0%、などの結果となっている。

同調査によれば、概ね長いと答える者の方が多いという結果となったものの、50年とか70年の数字に反応しただけであり、どこまでの意味を持つものかについては、さらに調査が必要としている。また、韓国においても、コンテンツの利用実態や FTA そのものについての意識調査等も併せて行っており、我が国においても、本小委員会の議論の状況その他を踏まえた上での意識調査など、さらに詳細について精査されることが望まれる。

(6) その他

各国においては、その他、ドイツやフランスのように有償公有制度の導入との比較において保護期間延長が選択された事例や、アメリカのように過去の作品に対する再投資の観点論が論拠の一つとされた事例もあるが、これらについては、後の関連する論点の中で適宜触れることとする。

2 国際的な制度調和の観点

- 前述（第3章第1節1 検討の経緯）のように、国際的な制度調和が必要であるとの考え方は、今回の保護期間延長の要望の一つの大きな要素となっているが、この点については、そもそも国際的な平準化にどのような意味があるのか検討をすべき、国際的な平準化のために70年に延長しても、アジア・アフリカ諸国など50年の国との調和が問題になるのではないかとの指摘もあった。

国際的な制度調和の意義については、「第3章第3節1(2) 市場統合等の要請」でも一部触れているが、それ以外にも次のように意見があった。

a 保護期間の実効性の確保

保護期間の国際的な調和の必要性について、保護期間の実効性から説明する観点からは、次のような議論が行われた。

- ・ インターネット等で著作物が簡単に国境を越える時代にあって、保護期間が切れている国にサーバーを置いて著作物を発信すれば、まだ保護期間が切れていない国からでもダウンロードができてしまう。著作物等の保護の実効性を高めるためには、保護期間について国際的調和を図る必要がある。
- ・ 著作権が異なるのは保護期間だけではなく、権利の与え方の違いなど権利が存在している期間内でも生じてくるものであって、インターネットの特質そのものから生じる問題である。保護期間延長によって対処するものではない。

b 我が国のコンテンツの空洞化の懸念

また、海外のコンテンツが我が国に投入されるインセンティブを妨げ、空洞化が起きるのではないかな等の観点から、次のような議論が行われた。

- ・ 音楽配信では、保護期間経過後の作品を無料でダウンロードできるようにすることがあるが、海外ではまだ保護期間が存続している場合には、海外の権利者が日本の配信事業者に対して契約を拒む恐れがある。
- ・ 日米欧の共同著作で、例えば、日本で最初に公開した場合には、日本が著作物の本国となり、EUで短い保護期間しか享受できない。その結果、日本では著作物を最初に公開しないという判断をする者ができる可能性もあり、日本では著作物の空洞化が起こるのではないかな。
- ・ 実際のビジネスの上では、保護期間が異なるだけでビジネスが止まることはあり得ず、日本の市場規模などマーケットの価値で検討するはずである。

c 保護期間が異なることに伴う管理コスト等の観点

そのほか、保護期間が異なることによる管理コスト等の観点から、次のような議論が行われた。

- ・ 海外の著作物の流通に携わることで、国内において海外権利者の立場を代弁する立場に置かれることもあるため、国際的な調和は重要である。
- ・ 国際的に著作物を管理する場合、その保護期間がまちまちであると、保護期間の確認などの管理コストが増加し、流通を阻害する。
- ・ 著作物の利用の際に、著作者、没年についての調査は、保護期間が異なるかどうかにかかわらず必要であり、管理コストの増にはならないはずである。
- ・ 日本で著作権が切れても、海外で声優がアフレコを行えば海外では権利が存続している場合がある。それを原盤として逆輸入して日本でも著作権が存続するような歪んだ形も考えられ、なるべく海外と同じ条件の方が市場の混乱は起きないと考えている。
- ・ それで具体的な問題が生じるのかは疑問である。特許権でも国ごとに制度は異なるが、契約等によって制度の違いをクリアしており、著作権についても、実際のビジネス上で混乱は生じていないのではないかな。

- この課題については、このような国際的な制度調和の必要性の観点のほか、どこの国の基準に調和させるべきかについて、我が国との文化交流が盛んな欧米諸国との調和を考えるべきか、今後の日本のコンテンツの海外進出で巨大なマーケットとなるアジアの国の動向を踏まえるべきか、最終的に 70 年よりもさらに長く保護をしている国との調和も考えることになればきりが無いのではないかなとの趣旨の指摘もあった。この問題は、保護期間についての国際的な趨勢をどうとらえるのかとも密接に関係する論点であり、その国際的な動向をさらに踏まえて検討を深めるべき問題と思われる。

3 文化の発展に与える効果の観点（総論）

- 本小委員会では、保護期間の延長による効果については、最終的には文化の発展に資するかどうかの観点から検討すべきとの指摘があったが、そもそも「文化の発展」をどのようにとらえるかについても様々な考え方が示され、次のような意見があった。
 - ・ オリジナリティの高い作品を手厚く保護することが重要であり、安易に過去の思想・感情・表現を借用した作品が大量に流通することにはなっても、創作的な表現を本質とする豊かな文化芸術の発展にはならない。
 - ・ 著作権法が目的とする文化の発展について、この文化とは、特許の場合であれば良い・悪い、進歩性等の評価を付けられるが、文化は評価を付けられないことを大前提にすれば、文化の発展は、情報の豊富化であると考えべき。

- このように、作品の質（あるいは既存の文化的土台に付加された創作性の程度）をどうとらえるかによって考え方に差はあるものの、作品が豊富に社会に提供されることになるかどうかの観点については、保護期間を延長することによって、
 - ・ 新たな作品の創出意欲が増加されるかどうか
 - ・ 既存の作品を再び世に出す（別形態での発表、別媒体での利用等の二次利用）意欲が促進されるかどうかとの2つの観点が示されている。この点については、経済学的な分析も盛んであり、それも含め、「4 創作意欲への影響の観点」において関連の意見を整理している。

なお、その中では、個々のクリエイターが作品を着想して生み出すとのインセンティブと、コンテンツ事業者を含めて作品を世に出すまでの創作活動のインセンティブとは異なるとの指摘もあり、個々のクリエイターのインセンティブに関連する意見もその中で整理している。

- 次に、文化の発展を考える上では、実際のコンテンツ産業では、一つの作品への投資とそれに対する収益との関係だけで成り立っているわけではないため、一つの作品の収益増によって作品を世に出すインセンティブが増加するかどうかだけではなく、さらに、その作品から得られた収益が次の創作に投下されるサイクルも踏まえて考えるべきとの指摘もあった。

この観点からは、現在、これらの創作活動の大きな部分を担っているプロとしてのクリエイターやコンテンツ産業の活動にどのような影響が生じるのかについて「5 コンテンツ事業者等を介した文化創造サイクルへの影響の観点」において関連の意見を整理している。

- さらに、次世代の文化がどのように生じるのかとの文化創造サイクルについては、まず基本的な考え方として、土台となる過去の文化遺産を利用することができる状況を整えることが重要との指摘があり、その観点から次のような意見があった。
 - ・ 新たな創作を生むには、先人の作品を土台とした部分が9割、自分のオリジナリティは1割という意見がある。延長することによって許諾を要する期間が増え、

著作物がさらに 20 年間死蔵される場合、過去の著作物の利用を土台とした次なる創作の機会を奪うことになる。

- ・ 開花された個性を保護するとの方法の一方、海外では、個性を殺して模写することで伝統を学び取るとの模写教育が重要になっている。優れた芸術作品は、模写や改良によって系統発生するものであり、保護はできるだけ短くして、伝統の中から新しい文化が生じるシステムを重視すべき。
- ・ 欧米は、インターネットの効用が明確でない段階で保護期間を延長したが、日本は、多くの人が平等に容易に著作物に触れられるなどのインターネットの利点を生かした文化振興のモデルを検討すべき。

このような意見の中には、上記の世の中に作品を提供するインセンティブの中で議論すべき問題も含まれているが、同時にこのような意見は、パブリックドメインにすることによるメリットとして語られることも多い。また、インターネットの普及等に伴う「一億総クリエイター」時代と言われる中では、大きな投資を必要としないプロ以外による創作活動も、新たな文化創造の仕組みとして捉えられてきていることから、保護期間が終了することに伴う効果を含め、幅広い利用を認めることによって創作活動にどのような影響が生じるのかについても、「6 公有による文化創造サイクルへの影響の観点」関連の意見を整理している。

4 創作意欲への影響の観点

(1) 新たな作品を創出するインセンティブ

○ まず、保護期間延長によって、事前の創作のインセンティブが増すかどうかという観点については、本小委員会では、死後 50 年だと創作するインセンティブがないが、20 年延長されればインセンティブが生じることが果たしてあり得るのかとの意見があったが、この問題提起に対して、経済学的な分析の観点からは、次のような見解が示されている。

i) 保護期間延長をすることにより見込まれる将来の増益については、国立国会図書館の所蔵出版物を元に著作者の死後の年数と書籍の出版点数との関係を調べ、そのデータを用いて推定すると、50 年から 70 年に延長してもその間に起こる出版点数の増加は 1～2%程度であり、この程度の増加が創作の誘引になるかは疑問である。また、米国における同様の観点からの分析ではその効果はさらに小さいとも言われている¹⁰⁹。

¹⁰⁹ 米国の裁判に対して George Akerlof 等の 17 人の経済学者が出した意見書 (2002 年) では、将来の収益について、割引率として市場利子率 (7%) を使うと、50 年以上先の収益は現在価値では 200 分の 1 以下になり、そのような遠い将来の収益増加が現時点の創作の誘引となるとは考えにくく、仮に誘引になるとしても今後創作される作品だけに当てはまると述べられているようである。また、これに対しては個人作品の場合は、現在価値はもう少し大きくなるとの反論

- ii) 一方で、わずかな収益増加であっても、それに敏感に反応してインセンティブが高まることはあり得るという主張もある¹¹⁰。また、映画、アニメのように様々な関連商品の市場が、大きくかつ長期間継続する可能性がある場合には、保護期間延長によって期待利潤が増加し、投資が増加する可能性があるとの分析もある¹¹¹。

○ これに関連する意見としては、次のような意見があった。

i) の分析に関連する意見

- ・ 保護期間延長利益は、100年くらい先の話であり、その頃には、会社が残っているかどうか分からず、株主も変わるなど、それが今の投資に影響を与えるというのは考えにくいほか、企業は著作権だけで利益構造を見ているわけではないため、延長による収益増が投資の誘因となる影響はもっと少ないはずである。
- ・ 作品数だけを数えて分析をしているが、今売れるものを書こうとする創作意欲と50年後、100年後まで残る作品を書こうとする創作意欲は少し違うのではないか。作品の数をカウントするだけでなく、創作意欲の質も考慮しなければ、後者のインセンティブが見えてこない。
- ・ 写真の分野では、創作時には価値がなくとも50年経ってから価値が上がるものが非常に多い。このような作品については、最初に価値が決定して減少していくものとは前提が異なるのではないか。
- ・ 没後に価値が上昇する作品は、書籍の分野では非常に例外的なケースであり、特定の一個人に関しては没後の収入が多いケースもあり得るが、それを前提として全員についての制度を作るわけにはいかないのではないか。

ii) の分析に関連する意見

- ・ 著作物には、評論や美術、プログラムのようにキャラクターグッズ展開ができないものもあり、投資がほとんどなくても個人的に生み出せるコンテンツもあるが、そのようなコンテンツについてはii)の分析は成り立たないのではないか。
- ・ 例えば、英語教室の事業では、自社開発の教材を他社が使わないようにするためのビジネスの戦略的なツールとして著作権が用いられている。このように優れた教材を作って社会に貢献する企業にとっては、保護期間延長が、そのままビジネス活動の延長になり、優良な著作物の制作に投資するインセンティブになる。
- ・ ディズニーやバンダイのような極めて特殊なケースをもとに議論するのはどうかという問題もある。

(Liebowitz and Margolis (2005年)) もあるとされるが、Landes and Posner (2003年) は割引率を使わなくともそもそも収益額が相当小さいという大雑把な推定を行っているとのことである。(過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会(第8期第4回・平成20年8月8日) 田中辰雄氏発表資料より)

¹¹⁰ Liebowitz and Margolis (2005年)。これに関して、I.P.L.png and Qui-Hong Wang (2006年) は、実際に映画の保護期間を延長する前後で映画製作本数が増加したかを調査し、延長は製作本数を増加させる効果があるとしている。ただし、パネル推計を用いて推定した場合には、基本的に効果はないと反対の結果が得られるとの田中辰雄氏等の報告(2007年)もある。(過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会(第8期第4回・平成20年8月8日) 絹川真哉氏、田中辰雄氏発表資料より)

¹¹¹ 過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会(第8期第4回・平成20年8月8日) 絹川真哉氏発表資料より

- ・ ディズニーやバンダイは特殊なケースかもしれないが、彼らの経済に対するインパクトは大きいので、そのような企業の行動様式をモデル化するのはある程度意味のあることである。
- ・ 権利者以外の第三者が新たな投資を行うことにより、新たな作品展開が行われる可能性もあるのであり、その点を考慮しないのは問題ではないか。

(2) 既存の作品の価値を高めるための追加投資のインセンティブ

○ また、作者の死後となっている著作物について保護期間を延長しても、創作へのインセンティブは増進されないのではないかとの問題提起に対しては、次のような意見があった。

- ・ 過去の保護期間延長や諸外国でも、いずれも施行の際に既に保護が消滅しているもの以外は延長をしており、従来の保護期間延長は、必ずしも事前のインセンティブだけで基礎づけられてきたわけではないのではないか。
- ・ 海外で我が国の著作物が利用されている中、権利がなければ収入が得られないという観点からは、過去の作品についても検討する必要があるのではないか。

○ この点について、アメリカでは、過去の著作物の保護期間延長を正当化する根拠として、事後投資による著作物の価値向上が用いられているように（第3章第2節3諸外国の延長の背景）、最近の経済学の分析では、著作物は創作時点で価値が決まり、全ての投資は創作段階で行われるという前提ではなく、創作後に作品の価値を高めるための事後投資の持つ意味に焦点が置かれており、その効果が十分に大きい場合は、延長が正当化されるという考え方もある¹¹²との指摘もあった。

これに関しては、次のような意見があった。

- ・ レコードは、劣化を防ぎレコード文化の承継、発展に寄与するためには、デジタル化、リマスタリング等の追加の投資が必要となるため、保護期間延長が過去のレコードの再商品化のインセンティブになる。
- ・ 音楽出版社は「楽曲の再開発」として、ヒットせずに埋もれた曲やヒットしてもその後忘れられた曲などを改めてプロモートするが、それは、利益が生み出さなければ停止されるものであり、保護期間が延長されればその活動は長く行える。
- ・ カバー曲のヒットが出るかどうかは、どのように曲を見つけて今の時代に合わせてアーティストが歌うかという点が重要であり、曲を見つけることについて、なぜ音楽出版社の管理下に置いておかなければできないのか疑問である。
- ・ 事後投資を正当化するためには、財産権がないと現行の著作権に対する投資、活用が十分になされないという前提や、著作物の活用について独占的な財産権者が市場競争より優れているという前提が必要となるのではないか。

¹¹² Landes and Posner (2003年)は、著作物の価値を高めるための追加投資のインセンティブを高めるには、権利は長い方がよいと論じ、著作物の性質に応じて異なった期間が最適であるとの観点から、更新制度を提唱しており、無期限の著作権保護も条件によっては社会厚生を最大化しようとしているようである。(過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会(第8期第4回・平成20年8月8日) 絹川真哉氏発表資料より)

- ・ 音楽、ゲーム、映像作品のように、財がデジタル技術によって一瞬にしてデジタルコピーできるような場合には、財産権がなければ投資しない一方で、継続投資の唯一の例であるディズニーのように、巨大なブランドとディズニーランドのようなアナログでコピーが難しいものの集合体である場合には、財産権がなくても投資を続ける可能性はある。また、著作権が切れることで、青空文庫や格安DVDのように、権利者以外の者の投資が実際に発生しており、パブリックドメインの利益を主張する論拠になっている。
- ・ 財産権がないと投資が行われぬか、独占者の方が著作物をうまく使えるかについては、もう少し実証研究を進めなければ分からないが、権利の幅の設定によっては、権利があったとしても他者による利用が活発に行われる状況もある。
- ・ 事後的な投資によって、ミッキーマウスの新しい映画やキャラクターグッズが作られる場合、新作品を新たな著作権として保護することは必要であるが、その投資を元のミッキーマウスの著作権として保護する必要はないのではないかと。

(3) 個々のクリエイターのインセンティブとの違い

- 一方で、上記のような出版、映画等についての創作のインセンティブの分析については、個々のクリエイターが実際に創作意欲を生じる場合とは、実情が異なるのではないかとこの観点から、次のような指摘もあった。
 - ・ 著作者にとっては、今売れるものを書こうとする場合もあれば、それと別に50年後、100年後まで残る作品を書こうとする創作意欲もあり、この創作意欲は少し違うのではないかと。
 - ・ 著作者にとっては、収入が増えるかどうかではなく、社会からより作品や創作者が大切にされているという直観的な思いが創作のインセンティブになるのであって、経済分析で述べられているインセンティブの議論は違和感がある。
 - ・ 創作者にとって、金銭ではなく、死後に評価されて過去の文豪並みの評価を受けられる可能性がある期間が延びるという事実が創作のインセンティブとなる。
 - ・ 70年ではなく50年だから作品や創作者が大切にされていないと感じる創作者ばかりではなく、著作者全体の話に一般化すべきではない。インターネット上に日記を書き込むことや、写真を掲載している人のインセンティブは確かに金銭ではないが、そのような者を著作権法が一律に扱ってしまうことが問題ではないかと。
 - ・ 著作権の保護期間延長によって作品が利用されにくくなり、死後に読み継がれる機会が減るのであれば、それこそ創作を軽視するものであり、作家が心血を注いだ作品を殺すことになる。
 - ・ 大切にされているかどうかを、自分の作品が広く世の中に伝えられて鑑賞されているという意味で測るのなら、パブリックドメイン化した方がたくさん利用され、満足度が高まるとも考えられる。
 - ・ 著作者が経済的合理性や経済的価値以外のことを考えて行う行動については、どのような心境であれば創作意欲が増加するのか客観的に評価することができないため、それを経済学的な分析に含めることは難しい。

○ この点については、作品を着想し生み出すこと自体を創作と呼ぶか、それを社会に出すところまでを含めて創作と呼ぶかによる捉え方の違いではないかとも思われるが、この点については、次のような意見があった。

- ・ 創作のインセンティブについては、個人のクリエイターを中心に議論されていたが、保護期間延長の効果を論じる上では、コンテンツ事業者の投資インセンティブという側面が重要であり、文化創造に投資する事業者を含めた大きなフレームで議論する必要がある。

この議論は、コンテンツ事業者が、個々のクリエイターに対してどのような役割を果たしているのかとも関係すると思われ、次の「5 コンテンツ事業者等を介した文化創造サイクルへの影響の観点」で関連の意見を整理する。

(4) 創作者の創作意図（人格的利益）への配慮の観点

○ 個々のクリエイターにとっては、創作環境として、社会から創作者が大事にされているかどうかの直観がインセンティブとして重要との意見に関連して、保護期間延長をすることとしないことのどちらが、創作者の創作意図（人格的利益）に応じた利用が図られるのかとの観点からも、保護期間延長の効果を検討すべきとの指摘もあった。

この点については、次のような意見があった。

- ・ 遺族が創作者の意図したとおりの権利行使を行わない場合もあり、保護期間が延長されれば、創作者の意図を理解しない相続人にまで権利が承継され、作品の利用を理解されない危険が増える。真の理解者を得るためにできる限り多くの人に創作物を流通させるべきである。
- ・ 遺族が無理解だと思えるのは、利用者側の勝手であり、相続者としては、亡き創作者の心を推しはかって守るのが使命である。
- ・ 創作者は、伝えようとする信念を持って創作に挑んでおり、著作権の保護がなく自由利用の下で、意識、改変され、創作者の意図しない形で用いられること、さらには、流用者の利益に帰結するのは耐え難い屈辱的事態である。
- ・ 著作者人格権はあるが、実際には、複製権とセットになっていないと訴えることが難しく、また、財産権が存続することは、人格権を守るために利用を許諾しないとといった使い方もできるため、創作者の人格権にとって意義がある。
- ・ 外向けに伝えたいものをイメージして創作する者と自分の中で内なる自分との闘いで創作する人とは、求める人格的利益は異なるのではないか。
- ・ どちらの創作者が多いという問題ではなく、ケースバイケースである。
- ・ 著作権の行使は、金銭目的のみではなく、人格的利益の確保のために行使されることもありうるが、保護期間延長という手段でなければならないことなのか、議論はありうる。
- ・ 二次創作を行った場合に、創作した著作物を見た後で同一性保持権を主張され

る場合には、事前の投資が全て無駄になってしまうというリスクが生じ、投資のインセンティブを削ぐことになる。

- ・ 著作権の保護期間は財産権の問題であり、財産権でも人格権的な場面で使える側面は、事実としてはあるとしても法律としてそれを全面から認めていいのか。逆に人格権を財産権的に使ってもいいのかという問題や、そもそも人格権と財産権を分けて考えている現在のシステムの意味についての根本問題になる。
- ・ キャラクターの盗用の問題については、本来、著作権でなく、商標や不正競争など保護期間がない、あるいは期限延長ができる仕組みで保護すべきもの。

5 コンテンツ事業者等を介した文化創造サイクルへの影響の観点

(1) コンテンツ事業者等による文化創造サイクルの実情

- 前述（3 文化の発展に与える効果の観点（総論））のように、実際のコンテンツ産業では、一つの作品への投資とそれに対する収益との関係だけで成り立っているわけではなく、その作品から得られた収益が次の創作に投下されるサイクルも踏まえて考えるべきとの指摘があった。この点について、コンテンツ産業の実情として、次のような報告が行われた。
 - i) 音楽出版社では、作曲家・作詞家から権利の譲渡を受け、作品が社会でスタンダード楽曲になるためのプロモート活動を行っており、この資金を元に、次世代のヒット曲、スタンダード曲を作っていくことに投資している。50年、70年使われ続ける曲は間違いなく傑作であり、この数少ないヒット作の安定的な収入が、新しい才能の発掘をし、作品発表の場を与えて育成していくとの創造サイクルをスムーズに循環させる原資となっている¹¹³。
 - ii) レコードについても、少数のヒットという状況は同じであり、そういった少数のヒット作品による収益が、その他のレコードの制作、新人アーティストの発掘、育成などに充てられるとの構造がある。
 - iii) アニメ制作会社では、過去にヒットした作品のライセンス収入、また海外販売で得た利益を再投資した形で、現在のアニメ番組が制作されており、新しいクリエイターたちの働く場の提供に関しても、過去の作品の収入が積極的に循環している。
- この点に関連して、次のような意見があった。
 - ・ 死後70年に延長して、事業者がごく僅かなヒット曲から収入を得たいという希望は分かるが、それ以外の大半のヒットしないものについても保護期間が延長

¹¹³ 実際、EUにおいて、2008年7月に、実演家及びレコード制作者の権利の保護期間を50年から95年に延長する等の提案（後述）がなされた際には、レコード市場の縮小等から新人に投資するための安定的収入源の確保が難しいことが理由の一つとされているとのことである。（過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会（第8期第5回・平成20年8月21日）朝妻一郎氏の発表より）

されることによる弊害が問題である。

- ・ 出したときにはヒットしなかった作品を再開発してヒットさせることもコンテンツ事業者の役割の一つであり、そのために新たな原資を生み出す可能性ががるものは多く事業者の手元にあった方がいいということである。

○ また、コンテンツ事業者が個々のクリエイターの創作の場を提供し、個々のクリエイターの創作意欲の支えているのではないかと指摘もあり、その観点からは、次のような意見があった。

- ・ 文化の発展にはパトロンが必要である。保護されて安心して創作できる状況、例えば、原稿を書く際に出版社から原稿料をもらえるという安心感がクリエイターのインセンティブになると思われ、現代社会では音楽出版社やコンテンツ事業者がパトロンの役割を担っているのではないか。そのパトロンの役割を担う事業者にとっては保護期間が長い方が経済的利益を得やすいということではないか。
- ・ 現在問題になっているのは、インターネットを通じての著作物の流通であるが、インターネット産業はあくまでも情報産業であって、クリエイターに何らかの報酬を与えて文化を育成する状況になっていないのではないか。

(2) 公的主体による文化振興支援

○ 関連して、コンテンツ事業者でなく、公的な主体が文化創造サイクルを支える仕組みについても次のような意見があった。

- ・ 演劇、美術のように公的支援を受けて行われた成果について、個人の権利として主張することに、国民のコンセンサスが得られるのか。このような分野では、死後の保護期間の延長よりも、生存中の公的支援の拡充などを国民に訴える方が芸術界にとって重要ではないか。
- ・ 横山大観記念館の運営に見られるように、著作権があることによって文化遺産の保存が図られていることも考慮すべき。
- ・ 文化遺産の保存については、今回保護期間を20年延長しても、20年後、同じ議論になるはずである。文化遺産の保存は著作権制度ではなく、それをどのように保存していくかという文化行政の議論である。
- ・ 延長した20年で得られた使用料については、国家が徴収し、芸術教育や若手芸術家支援、途上国の文化振興基金など公的資金に充ててはどうか。

この点については、民間のコンテンツ産業による文化の下支えにどこまでの役割を求めるのか、どこまで公的な支援によって文化振興を行うのか、著作権による手法と公的支援の長所短所の観点など、より広汎な論点を含んでいると思われる¹¹⁴。

¹¹⁴ なお、前述のように、ドイツ、フランスにおける過去の保護期間延長の際には、有償公有制度による公的支援との提案もなされた中で保護期間の延長が選択されたとの経緯もある。(前述 p.67、68)

6 公有による文化創造サイクルへの影響の観点

(1) パブリックドメイン化による利用の促進

○ 前述（3 文化の発展に及ぼす影響の観点）のように、作品の創出、情報の豊富化については、保護期間を延長せずに、パブリックドメイン（公有）とすることにより、むしろ効果があるという観点からは、次のような報告がなされた。

- ・ パブリックドメインとすることにより、①利用の拡大、②利用方法の革新、③再創造、④取引費用の削減の4つの効果がある。
- ・ 利用拡大については、米国の書籍分野での実証研究¹¹⁵では、保護期間内の作品とパブリックドメイン化された作品の出版状況では、パブリックドメイン化された作品の方が多く出版されている。著作権がなければ収益が確保されないために商業出版社が手を出さなくなると市場から消えることが理論的には考えられるが、著作権がなくても流通業者が作品をユーザーに届けるべく出版活動をしており、むしろ独占から解放されたことにより利用が拡大したと考えられる。
- ・ 利用方法の革新としては、青空文庫による新たな利用者の開拓や、格安DVDによる販路の革新が例として考えられる。
- ・ 再創造については、シャーロックホームズのパロディ等の二次創作作品数は、著作権が切れる付近から急に増加しているとのことである¹¹⁶。

○ これらの主張に関しては、次のような意見が出された¹¹⁷。

- ・ 著作物の利用についての取引費用（著作物探索コスト、契約コスト、適正利用監視コスト）は、著作権保護がない作品に比べて、著作物の利用を抑制する効果を持つ。著作物の取引費用を軽減するための投資が行われるのは商業的な価値がある著作物に限られるため、死後50年の時点で投資に見合う十分な商業的な価値を持たない大半の著作物は、延長によって、20年間取引されず、死蔵される可能性が極めて高い。
- ・ インターネット上のアーカイブ等が、利用方法の革新となっているが、保護期間内でも、手続を経れば可能であり、保護期間が切れればその革新が起こるとの関係に立つものではないのではないか。
- ・ 保護期間延長のメリットとして上げられた一部の有名な作家の例も特殊な例であるが、パブリックドメインにすることによる効果として出される青空文庫の例も特殊な例ではないか。

¹¹⁵ Paul.J.Heald (2007年)。過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会（第8期第4回・平成20年8月8日）田中辰雄氏発表資料より

¹¹⁶ 太下義之（2008年）。前掲注115、田中辰雄氏発表資料より

¹¹⁷ 一部は、過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会（第8期第4回・平成20年8月8日）絹川真哉氏の発表におけるLiebowitz and Margolis（2005年）より。

- ・ 作品が使われすぎるとは、作品の価値が下がる等の負の外部効果が生じる。(既存作品についても著作権を長期間保護することにより、その外部効果を抑えることができる。)
- ・ 著作権が再創造を妨げるとの主張はあるが、多くの作品は寿命が短く、それは市場で評価されなかったためにそうなるのであって、パブリックドメインに入ったからと言って、その著作物の価値がどれだけ上がるのかは疑問である。
- ・ 多くの者が使いたいと思う価値の高い著作物についても、保護されるのはあくまで表現だけで、アイデアは保護されないからそれほど問題はない。
- ・ 著作権の支分権の一つには翻案権があり、同じものを使わなければいいというものではない。

(2) パブリックドメイン化による再創造の促進

- パブリックドメイン化による利用促進効果の中でも、パブリックドメイン化による再創造の促進との観点については、次のような意見が出された。
 - ・ ネットワーク化の下で一億総クリエイターと言われる中で、カバー作品、アナザーストーリーなどの再創造作品が生じやすくなっており、ネットワーク化の下では、パブリックドメインの意義が高まっている。
 - ・ 過度な著作権保護は、批判精神やパロディを抑制し、新しいものを作ろうとする個々のチャレンジ精神や、我が国の将来の表現力を失わせるおそれがあるのではないか。
 - ・ 二次創作については、何でも自由に使えることが良いわけではなく、権利承継者である遺族の許諾を得られるような質の高い作品を生み出すよう絶えず努力することで、良い二次創作が生まれる。
 - ・ 特許権の場合には、特許権があることによって、それを侵害しないようにするために新たな技術を工夫するインセンティブになるという効果が指摘されており、著作権についても同様に、過去の文化遺産に依存する状態にならずに新たな作品を生み出すためには、ある程度制約的に働く意義があるのではないか。
 - ・ 逆に、過去のパブリックドメインの楽曲を利用する場合には、編曲など新たな創作を加えないと著作権で保護されなくなるため、そのことによって新たな創作物が生まれることを誘発するのではないか。
 - ・ 例えば、翻案権は延長せずに他の支分権は延長すると分けて考えた場合には、保護期間延長が新たな創作の阻害になる懸念を除く一方で、新たな創作を加えれば自由に使えるという状況とすることにより、新たな創作行為の契機になるのではないか。
 - ・ 例えば、青空文庫ではデジタル複製物を作って、それを公衆送信しているが、これによって多くの人を読めるようになったという効用もあるし、明治期の雑誌の復刻なども複製そのままである。また翻案と複製の区別が難しいこともあり、複製は70年、翻案は50年、と支分権ごとに分けて考えるのは難しい。

○ この点については、実際にプロ以外の者が創作活動を行っている場について、コミックマーケット¹¹⁸や、ニコニコ動画を例として、著作権保護期間の延長による影響がどのように生じてくるのかについては、次のような報告がなされた。

i) コミケの中では、一般に最近のキャラクターや作品を使った二次創作が多いが、巨人の星やデビルマンといったある程度の年数を経た作品も使われている。現状では保護期間が切れていないものを元ネタにしており、著作権との関係は一般に「グレー」と言われている中で活動が行われている。著作権保護期間が延長されたとしても、グレーのものが白にも黒にもなるわけではなく、グレーのままであると考えれば、同人誌の二次創作に及ぼす影響はない。

ただし、20、30年後には、もし延長しなければ全く自由に使える元ネタが、保護が効いてくるので、観念的には、使いにくくなるという影響は考えられる。寛容な態度な企業もあるのだが、厳しい態度で権利を行使する企業もあり、コミケ活動に萎縮効果があるのも事実である。

ii) インターネットにおいては、多くの者が著作権など気にせずに著作物等の利用を行っており、このような状態であれば、保護期間は何年であっても、100年であっても200年であっても関係がない。

ニコニコ動画のユーザーアンケートでも、ユーザーはパロディを楽しむことに対してオリジナルの著作権者に悪いことをしているという感覚は持っていない。また、作品が好きであればあるほど、ファンであればあるほど、違法コンテンツを探してきて友人に見せていくという心理も働いている。

○ この点に関しては、次のように意見が出された。

- ・ 趣味のユーザークリエイターを著作者ではないと主張するつもりはないが、コンテンツを職業的に生み出し、育成し、その産業に従事している人をいかに保護していくかという観点が重要ではないか。
- ・ コミケには、オリジナルの作品で勝負しているクリエイターのグループとパロディで楽しんでいるグループの2つに分かれている。将来の漫画家になるのは圧倒的に前者のグループの者であって、出版社も積極的に新人発掘をしているが、コミケの全てがクリエイターの成長に役立っているというのは誤解である。
- ・ オリジナリティのある創作か否かを事前に峻別することは難しい。利用規模に応じてある程度は目をつぶるという対応しかないのではないか。ただ、コミケ市場が楽観視できないほど大規模になったことが一番の問題である。
- ・ コミケでは、現在流行っているマンガをネタとして取り上げることが多いと思うが、保護期間の延長の影響は余り感じられないのではないか。ニコニコ動画に

¹¹⁸ 通称「コミケ」。1975年に創設された最古参の同人誌即売会であり、近年はビックサイトで毎年開催しており、参加者は50万にも上る。また、コミケの中で創作を学んだ者が商業活動を行うクリエイターになっている例もあり（60年代の作家の8割、それ以降は5～6割の者が同人誌の経験がある）、一定程度、プロの育成の場としての機能もある。（過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会（第8期第5回・平成20年8月21日）境真良氏発表より）

- についても、保護期間が70年に延長されても実際は何も変わらないだろう。
- ・ この問題は、翻案権などの財産権に関わる問題よりは人格権に関わる問題の方が大きいのではないのか。日本の人格権は強く、判断する者がアナログな世界に生きているので人格権の行使、不行使が実際に機能していないことが問題である。
 - ・ 人格権を行使されるために、二次創作ができない、ネット上の情報の流出が変わるといった実態はないのではないのか。
 - ・ 合法的に事業を行おうとする者にとっては、萎縮効果が働くのではないのか。
 - ・ コミケやニコニコ動画の現状は、法的裏付けはないが、当事者間でコンセンサスがあって認め合っているという希有な例ではないか。
 - ・ 保護期間を延長することが是か非かというよりも、延長するのであればどのように延長のマイナス効果、二次創作への萎縮効果を止めるのかを考えるべき。

7 ネット時代における情報流通の在り方との関係の観点

- デジタル化、ネットワーク化の進展により、情報の流通の仕方が急速に変わっている中で、情報流通のための社会基盤がどうあるべきかとの観点から、著作権法制もその一環としての適正な整備をまず考えるべきとの指摘がある。

この論点は、「5 公有による文化創造への影響の観点」の中で、作品を公有することに伴うメリットの観点から取り上げたほか、「第2章 過去の著作物等の利用の円滑化方策について」「第5節 その他の課題」の中でも触れたように、様々な観点から検討が進められている。例えば、著作権分科会法制問題小委員会においても、「デジタルコンテンツ流通促進法制」を検討する中で多様な著作物の創作形態、利用形態の変化に伴う著作権法上の課題を検討されており、また、政府の知的財産戦略本部においてもより直裁にデジタル・ネット時代の著作権制度の在り方について検討が進められている。

- このような中で、この論点が保護期間の在り方にもさらに関係してくるものなのかどうかについて、次のような意見があった。
 - ・ インターネットの急速な進展等の中で、50年後の姿は全く想像がつかないものであり、一方で保護期間はいったん延長してしまうと短縮することは難しいものであるため、今の段階で拙速に議論せず、当面議論を凍結すべき。
 - ・ インターネットにおいては、多くの者が著作権など気にせずに著作物等の利用を行っており、このような状態であれば、保護期間は何年であっても、100年であっても200年であっても関係がない。
 - ・ インターネットを利用した違法行為によって実質的な権利が縮小しており、EUで検討されているレコード、実演家の保護期間延長の提案も、その収益機会の減少によって新人に投資ができなくなっていることが背景になっている。
 - ・ インターネットで対価を払わないユーザーが多くいるということは、法律と運用・ビジネスとが乖離しているということであって、著作権保護を強めれば解決

するというものではないのではないか。むしろ、他の方法で職業クリエイターをいかに育てていくかという観点で対応の仕組みを考えていくべきはないか。

- この論点では、インターネットでの著作物利用についての権利の実効性次第によって保護期間延長の効果が変わってくる（支障もない一方で、メリットもなく、場合によっては他の方策がコンテンツ振興のために有効となる可能性もある）との視点が示されていると思われる。著作物の利用手段はインターネットでの利用に限られないことは無論であるが、このような指摘を踏まえ、第2章のインターネット時代に対応するための利用円滑化方策とともに、権利の実効性やインターネットにおいて著作権に関連するビジネスの動向も、今後の検討の参考としていくことが適当と考えられる。

8 文化の発展への影響に関する各論点の関係

- 上記（3～6）の各論点の議論の状況を踏まえ、著作権保護を延長することによる創作や文化創造サイクルへのメリット、著作権保護を切ることによる文化創造サイクルへのメリット等との関係をどのように考えていくかについては、次のように意見があった。
 - ・ ごく一部の巨匠のような場合を念頭に置いて、残りの大多数の著作物についても著作権保護を及ぼしてしまうことが問題である。既に十分儲けている少数の者のために保護期間延長する必要があるのか。
 - ・ 現在、流通・利用しているコンテンツは大体が最近に作られたものである。相当期間たった著作物で流通しているものは全体のごくわずかな部分に過ぎない。逆に言えば、著作権が切れたとしても使われるものは全体のごくわずかであり、保護期間を延長することによって利用者に生じる損失も、ごくわずかということではないか。
- このほか、各論点で主張された双方のメリットに対して、それぞれ別の方策によって対応すべきではないか、あるいはそれぞれの折衷的な対応策が考えられるのではないかとこの観点から、次のような意見があった。
 - ・ 大事なことは、インターネット時代において、職業クリエイター、プロのクリエイターをどのように育てていくのかという問題であるが、それは保護期間の延長ではなく、ネットの違法コピーの対応策など根本的なことを話し合っていく必要があるのではないか。
 - ・ パブリックドメインになることによるメリットについては、現状でも各種の権利制限規定が用意されている学校教育、障害者のような利用もあり、利用できる幅を広げていけば、保護期間を延長しても、具体的な支障はないのではないか。
 - ・ 創作者の人格的利益を確保するという点では、キャラクターの盗用については、本来、著作権でなく、商標や不正競争など保護期間がない、あるいは期限延長ができる仕組みで保護すべきものである。

また、保護期間延長による著作物利用等の弊害を最小限にする方策として、次のような提案もなされた。

- 保護期間の死後 50 年から 70 年までの間は、許諾権ではなく報酬請求権にすること、又は再創造、非営利利用は自由、営利利用の場合も収入の数%の支払いで利用できるとの緩い報酬請求権としてはどうか。
- 延長希望者が、更新料を支払って登録する制度 (opt-in 方式) としてはどうか。
- 延長した 20 年で得られた使用料について、国家が徴収し、芸術教育や若手芸術家支援、途上国の文化振興基金など公的資金に充ててはどうか。
- 翻案権、二次著作物を利用する権利のみは延長しないということも、検討の選択肢の一つになりうるのではないか。

第4節 関連する課題

1 映画の著作物の保護期間について

- 前述（第3章第2節 現行制度等）のように映画の著作物については、数字だけを見れば、その他の著作物の保護期間（50年）とは異なる保護期間（70年）が設定されており、仮に著作物一般の保護期間を延長するのであれば、この映画の著作物の保護期間をさらにどのように考えるかとの課題も生じる。

平成15年に映画の保護期間を改めた趣旨は、同じく前述のとおりであるが、これは、著作者の死後起算である他の著作物に比べて、公表时起算である映画の著作物は、実質的に著作者の生前期間の分だけ保護が短くなること等のバランスが考慮されたものである。一般の著作物の保護期間を仮に死後70年までとする場合には、映画の著作物についても再度検討が必要となる可能性がある。この点、協同組合日本映画監督協会からは（平成19年1月23日）、映画の著作物について他の著作物とのバランスから保護期間の起算点を「公表後」から著作者の「死後」にすることについて検討を求めるとの要望も寄せられている。

- この点については、必要に応じて検討を加えつつも、当面は著作物一般についての議論を進めた上で、その動向を踏まえて対応を検討することが適切と考えられる。

2 著作隣接権の保護期間について

(1) 諸外国の動向

- 著作隣接権については、前述のように（第3章第2節 現行制度等）、レコード及びそれに関する実演の保護に関する条約として、TRIPS協定、WPPTが、保護期間は行為後50年を下回らないこととの義務を課している。（参照条文 p.64、66）

一方、諸外国の状況を見ると、例えば、レコード製作者の保護については、南北アメリカ大陸諸国を中心に、WPPTの締約国のうち1/4近くは、70年以上の保護期間を定めている状況にある。（巻末参考資料2「実演・レコード条約（WPPT）等加盟国のレコードの保護期間一覧」）

- 一方、現在50年の保護期間を採用しているEU諸国の動向に目を向けると、次のような動きが見られる。

i) イギリスのレコード保護期間を巡る議論

2006年12月に作成されたガローズ・レビュー（Gowers Review of Intellectual

Property) では、著作隣接権の保護期間について 50 年を維持するべきであると提言されている。2007 年 5 月には、英国下院の文化・メディア・スポーツ委員会が、著作隣接権の保護期間延長を支持すると表明したが、これに対して政府は 7 月に現時点での保護期間延長は適当ではないと判断している¹¹⁹。

ii) 欧州委員会による保護期間延長の提案

2008 年 7 月、欧州委員会は、実演家が晩年直面する収入の減少を改善することを目的として、実演家及びレコード製作者の権利の保護期間を 50 年から 95 年へと延長することを内容の一つに含む「著作権・著作隣接権の保護期間に関する欧州議会・理事会指令 2006/116/EC を改正する指令の提案」を発表している。なお、この提案については、今後、欧州議会においてさらに検討が行われることとなる¹²⁰。

- なお、レコードに関する権利以外の著作隣接権（視聴覚的実演、放送）については、WIPO（世界知的所有権機関）において、インターネット時代に合わせた国際ルールの検討が行われているが、現在のところ、合意を得る状況には至っていない¹²¹。

(2) 主な意見の整理

- 著作隣接権の保護期間の在り方については、まず、著作権の保護期間の在り方と同様の観点から、次のような意見があった。
 - ・ 実演家については、存命中に権利を失う場合もあり、実演の著作隣接権の保護期間を「実演家の死後」起算に改めるか、平均寿命の一般的な伸長を加味した加味した年数に改めるべき。
 - ・ レコードは、劣化を防ぎレコード文化の承継、発展に寄与するためには、デジタル化、リマスタリング等の追加の投資が必要となるため、保護期間延長が過去のレコードの再商品化のインセンティブになる。
 - ・ 映画の著作物の保護期間が、他の著作物の保護との実質的な格差を解消するために延長したのであれば、例えば、アメリカはレコードを著作権で保護しているが、レコードについても映画と同様の取扱いをすべきではないか。
 - ・ 著作権と著作隣接権とで、保護期間に格差を設ける合理的な根拠はないのではないか。また、音楽文化は、楽曲創作、実演提供、原盤製作が一体となっているものであり、三者の保護期間は調和的に設定されるべき。
 - ・ 著作権と著作隣接権は、保護期間の違いだけでなく様々な相違点があり、保

¹¹⁹ ガワーズ・レビューが延長は適当でないとした理由、英国下院文化・メディア・スポーツ委員会が延長提案を働きかけるべきだとした理由については、過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会（第 7 期第 7 回・平成 19 年 9 月 3 日）配付資料「諸外国における保護期間に関する議論の動向」を参照。

¹²⁰ なお、本小委員会では、この提案について、EU 内で他国の権利管理団体への権利委託を禁止する条項や国ごとに利用許諾を行う契約の排除等、権利管理団体の競争を促すための措置と合わせて提案されているものであり、単純な延長提案としてとらえるべきではないとの指摘もあった。

¹²¹ なお、視聴覚的実演については、2000 年の外交会議に向けた条約草案の中では、TRIPS 協定、WPPT の定める期間と同様に、現状の少なくとも 20 年との保護期間に替えて、50 年とするとする内容が盛り込まれていた。

護期間だけを著作権と同様に、という議論には問題が多いのではないか。

- ・ 著作権と著作隣接権とを区別する説明は完全に解明されていない部分もあり、また実演家は隣接権者の中でも創作的活動の側面がより強いことから、その延長を検討することはあり得るが、国際的調和の観点からは外れることになる。
- また、逆に著作権との違いに着目した意見としては、次のような意見が出された。
- ・ 実演については、著作権を延長することに伴う弊害として指摘されていることは、権利者不明の場合のコスト等の問題はあがあるが、それ以外の問題はほとんど当てはまらない。権利相続にしても、代表者を定めてもらっている。
 - ・ 著名な実演家のような場合であれば意識的に相続代表者を定めるだろうが、多くの場合は権利があることは意識されていないと考えられるため、やはり著作権と同様の問題が生じるのではないか。
 - ・ レコード製作者の著作隣接権は、類似する音を固定したレコード製作には及ばないため、保護期間を延長しても、新たな創作に対する制約にはならない。
 - ・ 著作権と著作隣接権は、保護期間の違いだけでなく様々な相違点があり、保護期間だけを著作権と同様に、という議論には問題が多いのではないか。
- このように、著作隣接権の保護期間の在り方については、著作権と同様の観点からその議論を踏まえて検討すべき論点も多いものの、中には、延長することによる影響が生じる部分など著作権の場合とは事情が異なると思われる論点があると考えられる。
- しかし、現状としては、著作権の保護期間の在り方についても十分に意見の一致が得られていない状況の中で、著作隣接権の保護期間の在り方についても結論が得られるには至っていない。今後、この課題については、著作隣接権に固有の問題と思われる論点について検討を加えつつも、まずは著作権についての議論を中心とした検討を進め、その動向を踏まえて併せて検討することが適当と考えられる。

3 いわゆる「戦時加算」について

(1) 最近の動向

戦時加算については、平成 19 年 3 月 12 日に著作権問題を考える創作者団体協議会が、著作権協会国際連合 (CISAC^{1 2 2}) 宛に戦時加算の解消について要望書が提出されており、平成 19 年 6 月 1 日にブラッセルで行われた CISAC 総会において、以下のように、各国の加盟団体による自主的な権利行使の停止に関する事項が、全会一

^{1 2 2} 著作権協会国際連合 (Confederation International of Societies of Authors and Composers)。著作権の国際間の保護、国内における法律、経済上の保護への監督寄与、また各国の著作権管理団体の活動の調整等を目的として、1926 年に非営利、民間の国際組織として設立。2006 年 6 月現在、114 カ国・地域の 217 の著作権管理団体が加盟。日本からは(社)日本音楽著作権協会、(協)日本脚本家連盟、日本美術著作権機構が加盟している。

致で決議されている。

- ・ 各加盟団体が会員に対し、戦時加算の権利を行使しないように働きかける。
- ・ その時期については、日本の保護期間が延長される時期等を基準に、加盟団体の判断に委ねる。

(2) 主な意見の整理

○ この戦時加算の取扱いについては、次のような意見があった。

- ・ 戦後 60 年以上が経過しており、既に戦時中の逸失利益は還元されていること、また、我が国のみ課せられており、正当性を欠くものであるから、連合国側の理解を得て解消を図るべき。
- ・ 戦時加算があることにより、対象国ごとに保護期間が異なるほか、戦時加算の適用の有無について著作権の譲渡等の有無も調査する必要性が生じ、権利関係の調査費用の増大につながっている。
- ・ 保護期間の延長との関係では、10 年の戦時加算の解消を交渉するために 20 年の延長をすることは考えにくい。また、国際的な保護期間の平準化のためには戦時加算の解消が不可欠であることから、戦時加算制度の廃止か、又は戦時加算対象著作物の消滅後を待ってから延長を検討すべき。

このように、この課題については、戦時加算を解消すべき旨の指摘はあるものの、それと保護期間延長との関係をどのように考えるのかについては、保護期間延長を戦時加算解消のきっかけとする考え方と、保護期間延長を利用すべきではないとの考え方の双方が示されている。

○ 戦時加算解消のための理屈としては、中にはそもそも戦後 60 年以上経過した状況の変化を理由として検討を求める主張もあるが、上記の CISAC の決議にも見られるように、仮に著作権の保護期間が延長される場合の課題であるとの観点もある。現実問題としては、仮に前者の主張によっても、その後の状況の変化を説明する要素として、我が国の著作権保護法制の変化はその要素の一つになると思われるため、いずれにしても、この課題は、著作権の保護期間の在り方の議論の動向によって、深く影響を受ける課題であると考えられる。

このため、これらの課題については、必要に応じて検討を加えつつも、まずは著作権についての議論を中心とした上で、その動向を踏まえて対応を検討することを基本とすることが適当と考えられる。

第4章 議論の整理と今後の方向性

(1) 利用円滑化方策と保護期間の在り方との関係について

- これまで「第1章 はじめに」等で述べてきたように、本小委員会では、保護期間の在り方(第3章)について議論するとともに、それに関連する問題として、権利者不明の場合の利用の円滑化方策やアーカイブ活動の円滑化方策等(第2章)についても検討を進めてきた。

これらの利用円滑化の課題については、保護期間の延長に際して必ず取り組まなければならない課題であるとの考え方一方で、本小委員会の議論の中では、これらの課題は保護期間の問題とは別個の問題として取り組むべき課題であるとの考え方も示された。例えば、文化の承継のためのアーカイブ活動の円滑化や各種の権利制限の必要性についての指摘等は、現行の死後50年までの保護期間の後に初めて生じる問題ではなく、現行の保護期間内であっても考慮しなければならない問題であるとの考え方である。

この両課題の関係をどうとらえるべきかについては、次のような意見があった。

- ・ 利用円滑化に関する課題を保護期間延長に際しての問題であるとしてとらえる考え方からは、今回の利用円滑化方策によれば、保護期間延長に伴う弊害として指摘された問題点の大きな部分は解消されるのではないかと意見があった一方、利用円滑化方策が実現するのかどうかを見極めるまで保護期間延長の弊害が解消されるかは判断できないとの意見や、そもそも保護期間延長をしないことが最大の利用円滑化方策であるとの意見もあった。
- ・ 利用円滑化に関する課題は、保護期間延長の是非とは別個の課題であるとしてとらえる考え方からは、保護期間延長の問題と切り離して早期にこれらの利用円滑化方策を実施に移すべきだとの意見があった一方、必要な利用ができるように必要な対処がされていれば、保護期間が何年であろうと関係がないという意見や、直接の関係はないが、権利制限の拡大については通常権利者は抵抗感を強く持つので保護期間延長の機会を利用すべきとの意見もあった。

※ なお、この点については、いずれの考え方を取るべきかということではなく、例えば「第2章第1節1 検討の経緯」のように、一部の円滑化方策は、法制問題小委員会のデジタルコンテンツの流通促進ための方策としても要請されているものであり、このような状況を踏まえれば、1つの事項が、保護期間と関連を有する側面もあれば、別の観点との関連を有する側面もあることは当然である。

- このような中で、保護期間の在り方と利用円滑化方策との関係については、保護期

間延長の弊害として指摘された項目だけを取り上げて、それで円滑化方策を論じるべきでないとの意見や、権利の強さは、長さや幅の双方を勘案して評価すべきであるとの意見も出されており、本小委員会としては、知的財産推進本部においてネット時代における情報流通の在り方との関係等で検討されている権利制限の見直しも含めて、著作権法制全体のバランスとして、仮に保護期間を延長した場合に、保護と利用のバランスを全体として失するものとならないかどうかという考え方に立って、検討を行っていくべきものとする。

(2) 保護期間の在り方について

○ 本小委員会としては、上記のように利用円滑化方策との関係で保護期間の在り方を検討するほか、保護期間の在り方それ自体として、保護期間を延長することの必要性・メリットと、現行の保護期間のままとしておくことのメリットとの関係等について検討を行ってきた。

○ 「第3章 保護期間の在り方について」で意見を整理したとおり、いずれの論点についても、保護期間延長に肯定的な立場と否定的な立場の両方の立場からの意見が様々に出されている。また、論点ごとの関係をいかに考えていくべきかについても、例えば、経済的な観点からのみで論じるべきではないとの指摘と保護期間延長については財産権の問題であり人格的利益の問題はここで考慮すべき課題ではないとの指摘など、各論点そのものの是非や優先順位についての指摘もあり、意見集約を難しくしている要素となっていると考えられる。

いずれにしても、各論点を総合的に俯瞰した上での現在までの状況としては、保護期間延長の必要性やメリットについて、メリットを受けられる少数であるが価値の高い著作物と、それ以外の多数の著作物との双方があるということについて概ね認識は一致したものと思われるものの、その全体を捉えた場合のメリットはどうかについては、十分な合意が得られたという状況ではないと思われる。また、それと比較すべき保護期間が切れた場合のメリットについては、一定の例を取り上げての検討にとどまっているものもあり、今後、その内容やそのメリットが生じる仕組み等を明らかにしていく必要があると考えられる。

このような検討も踏まえつつ、保護期間の在り方については、双方のメリットを単純に比較して二者択一の形で議論するだけでなく、「第3章第3節8 文化の発展への影響に関する各論点の関係」で議論されたような、それぞれのメリットについて他の措置で同様の効果を得ることができるものはないか、あるいはそれぞれのメリットを両方とも受けられるような方法はないかなどの点も適宜含めつつ、一層の検討が深められるべきとする。

(3) 今後の議論について

このように、本小委員会の各検討課題は、利用円滑化方策について一定の取りまとめを行ってきたものの、それ以外の点ではさらに検討を行うべき事項が残されている。本小委員会としては、今後とも、保護期間の在り方について第3章で取り上げられている各論点等について検討を深めるほか、各論点どうしの関係やそれを総合的に捉えた場合の評価についても検討するとともに、第2章その他の利用円滑化方策も踏まえて、著作権法制全体として、保護と利用のバランスについて、調和の取れた結論が得られるよう、検討を続けることが適当である。

参 考 資 料

目 次

参考資料 1	i
参考資料 2	ii
参考資料 3	iii
参考資料 4	iv
参考資料 5	v
参考資料 6	vi

【参考資料1】ベルヌ条約加盟国保護期間一覧（第7期第7回配付資料）

(空欄は保護期間50年)

(2007年4月現在)

地域	国名	保護期間	地域	国名	保護期間	
アジア (18ヶ国)	インド	60年	中米・カリブ (21ヶ国)	アンチグア・バーブーダ		
	インドネシア			エルサルバドル		
	韓国			キューバ		
	北朝鮮			グアテマラ	75年	
	シンガポール	70年		グレナダ		
	スリランカ	70年		コスタリカ	70年	
	タイ			ジャマイカ		
	中華人民共和国			セントクリストファー・ネイビス		
	★日本			セントビンセント・グレナディーン	75年	
	ネパール			セントルシア		
	パキスタン			ドミニカ共和国		
	バングラデシュ			ドミニカ国	70年	
	フィリピン			トリニダード・トバゴ		
	ブータン			ニカラグア	70年	
	ブルネイ・ダルサラーム			ハイチ		
ベトナム		パナマ				
マレーシア		パハマ				
モンゴル		バルバドス				
中近東 (10ヶ国)	アラブ首長国連邦			バリーズ		
	イスラエル	70年		ホンジュラス	75年	
	オマーン			メキシコ	100年	
	カタール			アルゼンチン	70年	
	サウジアラビア			ウルグアイ		
	シリア			エクアドル	70年	
	トルコ	70年		ガイアナ		
	バーレーン			コロンビア	80年	
	ヨルダン			スリナム		
	レバノン			チリ	70年	
NIS 諸国 (11ヶ国)	アゼルバイジャン			パラグアイ	70年	
	アルメニア			ブラジル	70年	
	ウクライナ	70年		ベネズエラ	60年	
	ウズベキスタン			ペルー	70年	
	カザフスタン	70年		ボリビア		
	キルギス			アルジェリア		
	グルジア	70年		エジプト		
	タジキスタン			ガーナ	70年	
	ベラルーシ			カーボベルデ		
	モルドバ	70年		ガボン		
ロシア	70年		カメルーン			
EU加盟国 (27ヶ国)	アイルランド	70年		ガンビア		
	イギリス	70年		ギニア		
	イタリア	70年		ギニアビサウ		
	エストニア	70年		ケニア		
	オーストリア	70年		コートジボワール	99年	
	オランダ	70年		コモロ連合		
	キプロス	70年		コンゴ	70年	
	ギリシャ	70年		コンゴ民主共和国		
	スウェーデン	70年		ザンビア		
	スペイン	70年		ジブチ		
	スロバキア	70年		ジンバブエ		
	スロベニア	70年		スーダン		
	チェコ	70年		スワジランド		
	デンマーク	70年		赤道ギニア		
	ドイツ	70年		セネガル		
	ハンガリー	70年		タンザニア		
	フィンランド	70年		チャド		
	フランス	70年		中央アフリカ		
	ブルガリア	70年		チュニジア		
	ベルギー	70年		トーゴ		
	ポーランド	70年		ナイジェリア	70年	
	ポルトガル	70年		ナミビア		
	マルタ	70年		ニジェール		
	ラトビア	70年		ブルキナファソ	70年	
	リトアニア	70年		ベナン		
	ルーマニア	70年		ボツワナ		
	ルクセンブルク	70年		マダガスカル	70年	
	ヨーロッパ (EU加盟国以外) (13ヶ国)	アイスランド	70年		マラウイ	
		アルバニア	70年		マリ	
		アンドラ	70年		南アフリカ	
クロアチア		70年		モーリシャス		
スイス		70年		モリタニア		
セルビア		70年		モロッコ		
ノルウェー		70年		リビア		
バチカン		70年		リベリア		
ボスニア・ヘルツェゴビナ		70年		ルワンダ		
マケドニア		70年		レソト		
モナコ				オーストラリア	70年	
モンテネグロ		70年		サモア		
リヒテンシュタイン		70年		トンガ		
アメリカ合衆国		70年		ニュージーランド		
カナダ				フィジー		
			ミクロネシア			
北米 (2ヶ国)						

計 163ヶ国

(70年以上70ヶ国)(JASRAC調べ)

【参考資料2】実演・レコード条約（WPPT）等加盟国のレコードの保護期間一覧
（第7期第8回配付資料）

(参考)

地域	国名	レコード	著作物一般	
アジア	インド	60年	60年	
	インドネシア★	50年		
	韓国	50年		
	カンボジア	50年	—	
	シンガポール★	70年	70年	
	中華人民共和国★	50年		
	日本★	50年		
	フィリピン★	50年		
	ベトナム	50年		
	モンゴル★	50年		
中近東	アラブ首長国連邦★	50年		
	イスラエル	50年	70年	
	オマーン★	95年/120年		
	カタール★	50年		
	トルコ	70年	70年	
	バーレーン★	70年		
NIS 諸国	アゼルバイジャン★	50年		
	アルメニア★	50年		
	ウクライナ★	50年	70年	
	カザフスタン★	50年	70年	
	キルギス★	50年		
	グルジア★	50年	70年	
	ベラルーシ★	50年		
	モルドバ★	50年	70年	
	EU加盟国	アイルランド	50年	70年
		イギリス	50年	70年
イタリア		50年	70年	
エストニア		50年	70年	
オーストリア		50年	70年	
オランダ		50年	70年	
キプロス★		50年	70年	
ギリシャ		50年	70年	
スウェーデン		50年	70年	
スペイン		50年	70年	
スロバキア★		50年	70年	
スロベニア★		50年	70年	
チェコ★		50年	70年	
デンマーク		50年	70年	
ドイツ		50年	70年	
ハンガリー★		50年	70年	
フィンランド		50年	70年	
フランス		50年	70年	
ブルガリア★		50年	70年	
ベルギー★		50年	70年	
ポーランド★		50年	70年	
ポルトガル		50年	70年	
ラトビア★		50年	70年	
リトアニア★	50年	70年		
ルーマニア★	50年	70年		
ルクセンブルク	50年	70年		
ヨーロッパ (EU以外)	アイスランド	50年	70年	
	アルバニア★	50年	70年	
	クロアチア★	50年	70年	
	スイス	50年	70年	
	セルビア★	50年	70年	
	ノルウェー	50年	70年	
	マケドニア★	50年	70年	
	モンテネグロ★	50年	70年	
リヒテンシュタイン★	50年	70年		

(参考)

地域	国名	レコード	著作物一般
北米	アメリカ合衆国★	95年/120年	70年
	カナダ	50年	
中米・カリブ	エルサルバドル★	70年	
	グアテマラ★	75年	75年
	コスタリカ★	70年	70年
	ジャマイカ★	50年	
	セントルシア★	50年	
	ドミニカ共和国	70年	
	ドミニカ国★	50年	70年
	トリニダード・トバゴ	50年	
	ニカラグア★	70年	70年
	パナマ★	50年	
	バルバドス	50年	
	ホンジュラス★	75年	75年
	メキシコ★	75年	100年
南米	アルゼンチン★	50年	70年
	ウルグアイ	50年	
	エクアドル★	70年	70年
	コロンビア★	70年	80年
	チリ★	70年	70年
	パラグアイ★	50年	70年
	ブラジル	70年	70年
	ベネズエラ	60年	60年
	ペルー★	70年	70年
	ボリビア	50年	
アフリカ	エジプト	50年	
	ガーナ	70年	70年
	ガボン★	20年?	
	ギニア★	40年?	
	ケニア	50年	
	コンゴ	20年?	70年
	コンゴ民主共和国	20年?	
	セネガル★	?	
	トーゴ★	25年?	
	ナイジェリア	50年	70年
	ニジェール	50年	
	ブルキナファソ★	70年	70年
	ベナン★	50年	
	ボツワナ★	50年	
マリ★	?		
レソト	20年?		
大洋	オーストラリア	70年	70年
	ニュージーランド	50年	
	フィジー	50年	

(参考)

	上記記載國中	WPPT 締約國中
70年以上	20/104 (19.2%)	15/61 (24.6%)

注1) 出典：資料協力・(社)日本レコード協会。その他、ユネスコのホームページより。

いずれによっても確認の取れていない部分は、「?」を付している。

注2) 上記の★は、実演及びレコードに関する世界的著作権機関条約（WPPT）の締約国。

その他の記載国は、WTO設立条約の受諾国のうち、便宜上実演家等保護条約又はレコード保護条約を締結している国。

注3) 「著作物一般」の欄は、第7回過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会（平成19年9月3日）配付資料3より。空欄は50年。

【参考資料3】 諸外国における一般著作物の保護期間の変遷（第7期第7回配付資料）

西暦	条約	日本	米国	英国	フランス	ドイツ	スペイン	オーストラリア
			1790年 Copyright Act 発行後14年 (更新で14年の延長が可能) 1831年 発行後28年 (更新で14年の延長が可能)	1710年 アン・アクト法 発行後14年間 の印刷の独占権 1842年 The Literary Copyright Act 発行後42年 及び 死後7年 の何れか 長い期間	1791年 上演に関する法律 死後5年間 1793年 複製に関する法律 死後10年間 1844年法 死後20年 1854年法 死後30年 1866年法 死後50年	1837年 プロシ ア法 死後30年	1879年 死後80年	
1886	ベルヌ条約	各国の現存保護期間の相違を踏まえ、保護期間については期間を定めず、各国法によることとし、コンバリゾン規定(実体的相互主義)を採用。						
			発行後28年 (14年更新可)	発行後42年 (死後7年)	死後50年	死後30年	死後80年	
		1899年 旧著作権法 死後30年						
1908	ベルリン改正条約	原則として 死後50年 とするが、50年を認めない国では、保護期間は、本国法により、かつ、本国法の定めた期間を超過することを得ないとされた。						
		→死後50年に設定	1909年 発行後28年 (更新で28年の延長が可能)	1911年 Copyright Act 1911 死後50年 (後半25年は有償公有 public domain payant)				
1928	ローマ改正条約	死後30年		死後50年	死後50年	死後30年	死後80年	
						1934年 死後50年		
1948	ブラッセル改正条約	死後50年主義を確立(日本、ドイツ、オーストリアは不参加)。						
		死後30年		死後50年	死後50年	死後50年	死後80年	死後50年
		1962年 死後33年 1965年 死後35年		1956年 Copyright Act 1956 死後50年		1965年 Author's Right Law 死後70年		
1967	ストックホルム改正条約							
		1967年 死後37年 1969年 死後38年 1970年 著作権法 死後50年						
1971	パリ改正条約							
			1976年 新著作権法 死後50年 (78年1月1日以後の著作物)、既存の著作物は発行後28年に更新期間を47年に延長: 合計75年				1986年 EC加盟	
						1992年 知的財産権法典 死後70年	1987年 死後60年 (87年以前死亡の場合は80年)	
				1993年 EU指令 死後70年				
		1998年 ソニー・ボノ著作権保護期間延長法 死後50年→70年 、無名・変名・職務上著作物 発行後75年→95年 に延長		1995年 著作権保護期間規則 死後70年 (条件付きで、95年12月31日以前に公有の著作物の権利復活)			1996年 死後70年	2005年 死後70年 (米豪 FTA 締結)

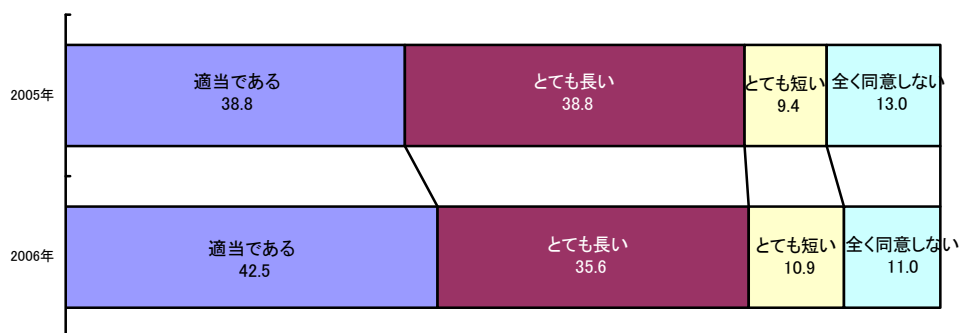
【参考資料4】韓国における著作物利用実態及び著作権に対する意識調査（抄）
（第8期第5回配付資料）

<調査概要>

- ・ 全国の15～39才の男女インターネット利用者1000人（2005は1535人）
- ・ 住民登録人口現況により、性別、年齢別、地域別、人口構成比に併せて無作為抽出
- ・ ウェブ調査
- ・ 2005年11月17日～2005年12月1日、2006年11月15日～26日

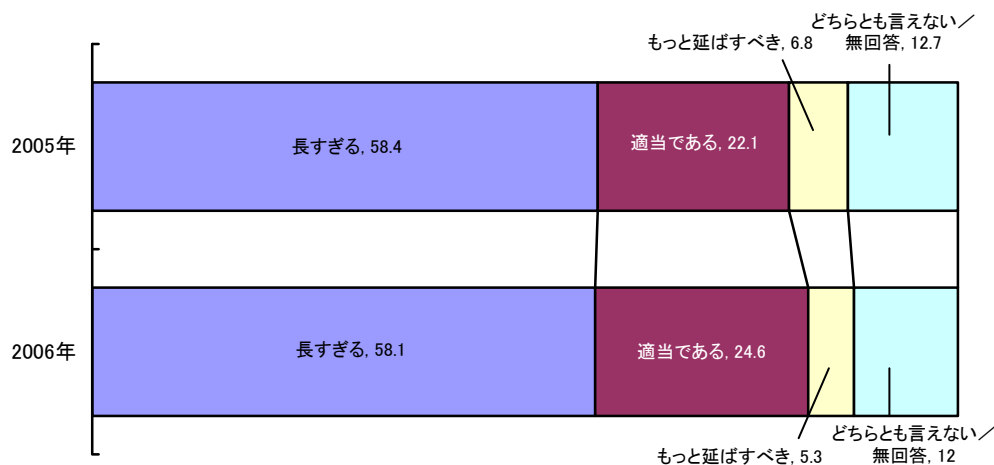
問) 現在、韓国の著作権法は著作権者の生存期間及び死亡後50年まで著作権を保護しています。このような著作権保護期間についてどのようにお考えですか？

(単位：%)



問) 現在、著作権者の死後50年である著作権保護期間を著作権者の死後70年に延長することについてどのようにお考えですか？

(単位：%)



※ このほか、コンテンツの利用実態や、著作権に対する認識、著作権保護実態に対する認識、海外の著作権に対する認識、著作権保護政策に対する認識についても併せて調査されている。

【参考資料5】平均寿命及び平均出産年齢の変遷（第7期第7回配付資料）

1. 平均寿命の推移

(参考)

年次	平均寿命(年)			人口性比
	女	男		
昭和25年(1950)	62.97	59.57	61.30	96.3
30年(1955)	67.75	63.60	65.71	96.6
35年(1960)	70.19	65.32	67.80	96.5
40年(1965)	72.92	67.74	70.38	96.4
45年(1970)	74.66	69.31	72.03	96.4
50年(1975)	76.89	71.73	74.35	96.9
55年(1980)	78.76	73.35	76.10	96.9
60年(1985)	80.48	74.78	77.68	96.7
平成02年(1990)	81.90	75.92	78.96	96.5
07年(1995)	82.85	76.38	79.68	96.2
12年(2000)	84.60	77.72	81.23	95.8
17年(2005)	85.49	78.53	82.09	95.3

2. 平均出産年齢の推移

(参考)

年次	第1子出産時の平均年齢(歳)			全出産時の平均年齢(歳)			合計特殊出生率(人)	人口性比
	母	父		母	父			
昭和25年(1950)	24.4	—	—	28.7	—	—	3.65	96.3
30年(1955)	24.8	—	—	28.2	—	—	2.37	96.6
35年(1960)	25.4	—	—	27.6	—	—	2.00	96.5
40年(1965)	25.7	—	—	27.4	—	—	2.14	96.4
45年(1970)	25.6	—	—	27.5	—	—	2.13	96.4
50年(1975)	25.7	28.3	27.0	27.4	30.1	28.7	1.91	96.9
55年(1980)	26.4	29.2	27.8	28.1	30.8	29.4	1.75	96.9
60年(1985)	26.7	29.6	28.1	28.6	31.4	30.0	1.76	96.7
平成02年(1990)	27.0	29.9	28.4	28.9	31.8	30.3	1.54	96.5
07年(1995)	27.5	30.0	28.7	29.1	31.7	30.4	1.42	96.2
12年(2000)	28.0	30.2	29.1	29.6	31.8	30.7	1.36	95.8
17年(2005)	29.1	31.1	30.1	30.4	32.3	31.3	1.26	95.3

出典:「平均余命」については、第19回生命表、平成17年簡易生命表より。昭和25年の欄は、正確には、昭和25～27年。

「出産時の平均年齢」及び「合計特殊出生率」については、平成17年人口動態統計より。

「人口性比」は、女性100に対する男性の数であり、国勢調査報告より。男女間の「平均余命」及び「出産時の平均年齢」の平均の算出は、この比率によった。また、昭和45年以前は沖縄県を含まない。

【参考資料6】著作権に関する国際収支について（第7期第7回配付資料）

①著作権使用料

（文芸、学術、美術、音楽、コンピュータソフトウェア、キャラクター商品等著作物の使用料）

▽著作権等使用料

（億円）

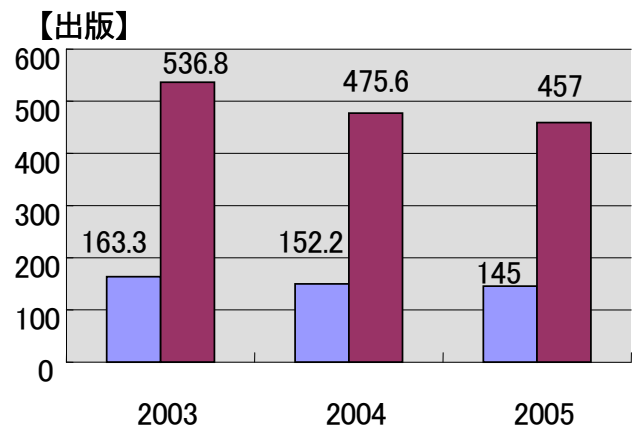
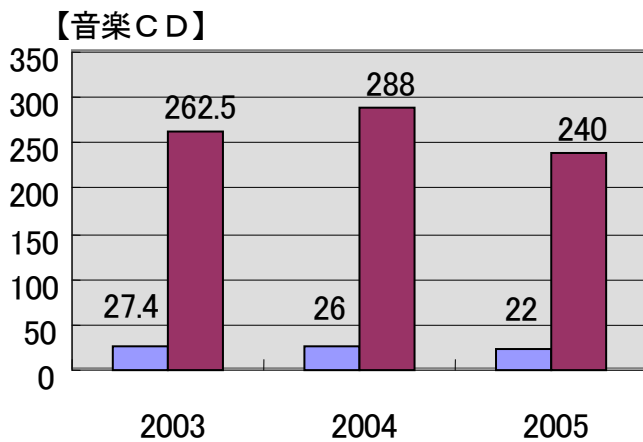
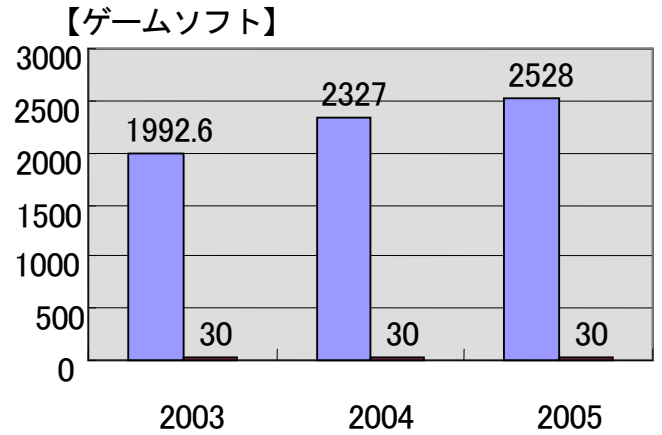
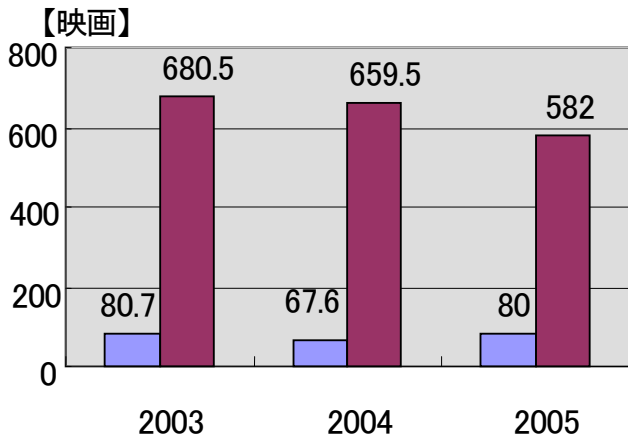
	世界計			アジア			北米			EU		
	受取	支払	ネット	受取	支払	ネット	受取	支払	ネット	受取	支払	ネット
1996年	482	3,076	△ 2,594	225	28	197	134	2,329	△ 2,195	104	633	△ 529
1997年	931	3,924	△ 2,993	262	41	221	395	3,030	△ 2,634	233	752	△ 519
1998年	944	3,313	△ 2,368	178	22	156	533	2,551	△ 2,018	220	615	△ 394
1999年	600	2,999	△ 2,399	124	20	103	297	2,402	△ 2,105	174	503	△ 329
2000年	594	2,855	△ 2,261	106	507	△ 401	414	1,794	△ 1,380	71	481	△ 409
2001年	706	3,694	△ 2,988	151	727	△ 576	446	2,293	△ 1,847	97	574	△ 477
2002年	745	4,246	△ 3,502	144	767	△ 623	465	2,700	△ 2,235	123	611	△ 488
2003年	809	4,148	△ 3,339	139	742	△ 603	419	2,558	△ 2,139	226	682	△ 456
2004年	983	5,413	△ 4,431	115	919	△ 804	569	3,591	△ 3,022	291	814	△ 522
2005年	1,014	5,742	△ 4,729	143	1,057	△ 914	548	3,856	△ 3,309	302	769	△ 467
2006年	1,341	6,641	△ 5,301	160	1,193	△ 1,033	751	4,688	△ 3,936	408	674	△ 265
p2007年	1,951	7,868	△ 5,918	253	1,357	△ 1,104	1,139	5,520	△ 4,381	781	745	36

（注）2007年中の地域別計数は、07年1-9月の実績を基に、日本銀行国際局で推計。

500万円以上の海外送金の申請を足し上げたもの

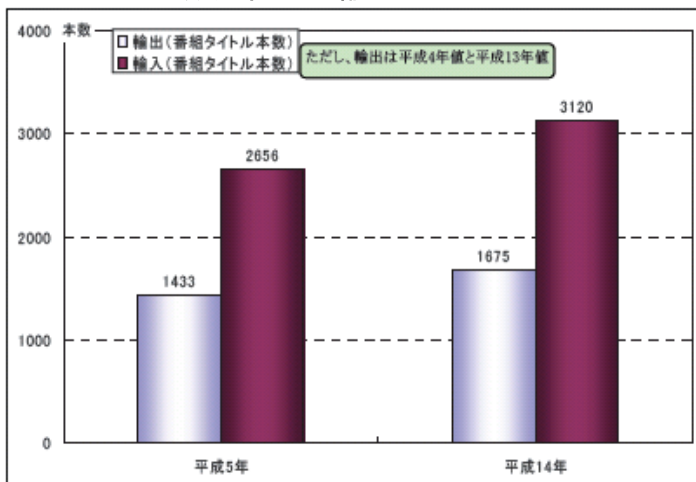
出典：日本銀行国際局「2007年の国際収支動向」

②コンテンツ別の輸出入額 (左:輸出 右:輸入、縦軸の単位は億円)



【テレビ番組】

放送番組の輸出入の状況



NHK放送文化研究所年報より作成

我が国の地上テレビ番組の輸出金額(推計値)

2004年度	82~87億円
2005年度	83~88億円
2006年度 (見込値)	95~100億円

参考: 地上テレビ番組の国内市場 2兆8,757億円(2005年)
 ※地上テレビ局やプロダクションへのアンケート及びインタビュー調査の結果等をもとに推計

出典: 情報通信政策研究所調査研究部「数字で見るメディア・ソフトの製作及び流通の実態」
 (平成17年7月、18年6月、平成19年6月)

文化審議会著作権分科会過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会
委員名簿（平成20年9月現在）

	上野達弘	立教大学法学部准教授
	大村敦志	東京大学大学院法学部教授
	梶原均	日本放送協会ライツ・アーカイブスセンター著作権・契約担当部長
	金正勲	慶應義塾大学デジタルメディア・コンテンツ統合研究機構准教授
	久保田裕	社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会専務理事・事務局長
	佐々木正峰	独立行政法人国立科学博物館長
	佐々木隆一	ネットワーク音楽著作権連絡協議会代表世話人
	里中満智子	マンガ家
	椎名和夫	社団法人日本芸能実演家団体協議会実演家著作権センター運営委員
主査代理	渋谷達紀	早稲田大学法学部教授
	瀬尾太一	有限責任中間法人日本写真著作権協会常務理事
	津田大介	ジャーナリスト
	常世田良	社団法人日本図書館協会理事
	都倉俊一	作曲家、社団法人日本音楽著作権協会理事
	中山信弘	東京大学名誉教授、弁護士
	野原佐和子	株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長
主査	野村豊弘	学習院大学法学部（法学科）教授、学校法人学習院常務理事
	生野秀年	社団法人日本レコード協会専務理事
	平田オリザ	劇作家、演出家
	三田誠広	作家、社団法人日本文藝家協会副理事長

(以上22名)

アーカイブワーキングチーム委員名簿（平成20年4月現在）

- ◎渋谷 達 紀 早稲田大学法学部教授
井村 寿 人 (社) 日本書籍出版協会
小池 信 彦 (社) 日本図書館協会常務理事
佐々木 隆 一 ネットワーク音楽著作権連絡協議会代表世話人
瀬尾 太 一 有限責任中間法人日本写真著作権協会常務理事
田中 久 徳 国立国会図書館総務部企画課電子情報企画室長
三田 誠 広 作家、(社) 日本文藝家協会副理事長

(以上7名)

共有ワーキングチーム委員名簿（平成20年4月現在）

- ◎上野 達 弘 立教大学法学部准教授
池田 朋 之 (社) 日本民間放送連盟・知的所有権対策委員会 IPR 専門部会、コンテンツ制度部会主査
大井 法 子 弁護士
梶原 均 日本放送協会ライツ・アーカイブスセンター著作権・契約副部長
梶山 敬 士 弁護士
藤原 浩 (社) 日本芸能実演家団体協議会顧問弁護士

(以上6名)

※◎は座長

文化審議会著作権分科会過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会審議経過

【第7期】

第1回 平成19年3月30日

- ・ 検討課題について

第2回 平成19年4月27日

- ・ 関係者ヒアリング（第1回）※
（文芸、音楽、漫画、実演、放送、書籍、音楽配信、国立国会図書館、民間アーカイブス、クリエイティブコモンズ、エンドユーザー）

第3回 平成19年5月16日

- ・ 関係者ヒアリング（第2回）※
（教育、障害者、公立図書館、博物館、延長に慎重な創作者、実務家、演奏団体、写真、美術、レコード、ソフトウェア、学識者）

第4回 平成19年6月26日

- ・ ヒアリングの総括及び検討課題の整理について
- ・ 今後の議論の進め方について

第5回 平成19年7月9日

- ・ 著作物の利用円滑化方策について
 - ① 権利者の所在不明の場合の利用
 - ② 権利者が複数存在する場合の利用

第6回 平成19年7月27日

- ・ アーカイブ事業の円滑化方策について
- ・ 意思表示システムの利用に伴う法的課題について

第7回 平成19年9月3日

- ・ 保護期間の在り方について
- ・ 戦時加算の取扱について

第8回 平成19年9月27日

- ・ 保護期間の在り方について
- ・ 各論点の意見の整理について

第9回 平成19年10月31日

- ・ 利用円滑化等の具体策について
 - ① 権利者の所在不明の場合の利用
 - ② 権利者が複数存在する場合の利用

第10回 平成19年11月26日

- ・ アーカイブ事業の円滑化方策について
- ・ ワーキングチームの設置について

【第8期】

第1回 平成20年3月14日

- ・ 今期の検討課題及びワーキングの設置について
- ・ 利用円滑化方策について

第2回 平成20年4月28日

- ・ 利用円滑化方策について
 - ① アーカイブワーキングチームからの報告
 - ② 共有ワーキングチームからの報告
 - ③ 権利者不明の場合の利用円滑化方策について

第3回 平成20年5月16日

- ・ 利用円滑化方策について
- ・ 今後の議論の進め方について

第4回 平成20年8月8日

- ・ 保護期間の在り方について（経済学の観点から）
 - 田中辰雄 慶應義塾大学経済学部准教授
 - 絹川真哉 駒澤大学グローバル・メディア・スタディーズ学部講師
 - 中泉拓也 関東学院大学経済学部准教授

第5回 平成20年8月27日

- ・ 保護期間の在り方について
（文化創造サイクル、コンテンツビジネスへの影響の観点から）
 - 朝妻一郎 社団法人音楽出版社協会会長
 - 久保雅一 株式会社小学館キャラクター事業センターセンター長
 - 境真良 早稲田大学大学院国際情報通信研究科客員准教授
 - 川上量生 株式会社ドワンゴ代表取締役会長
 - 太田勝造 東京大学法学部教授

第6回 平成20年9月18日

- ・ 中間整理（案）について

※ ヒアリング者一覧（役職はヒアリング実施時）

文芸	坂上 弘	(社) 日本文藝家協会理事長
文芸	寺島 アキ子	(協) 日本脚本家連盟常務理事
文芸	西岡 琢也	(協) 日本シナリオ作家協会理事長
音楽	川口 真	作曲家、日本音楽作家団体協議会
音楽	朝妻 一郎	(社) 音楽出版社協会会長
漫画	松本 零士	漫画家、(社) 日本漫画家協会常務理事、著作権部部长
実演	椎名 和夫	(社) 日本芸能実演家団体協議会実演家著作権隣接センター運営委員
放送	池田 朋之	(社) 日本民間放送連盟・知的所有権対策委員会IPR専門部会、コンテンツ制度部会主査
放送	梶原 均	日本放送協会ライツ・アーカイブスセンター（著作権・契約） 副部长
書籍	金原 優	(社) 日本書籍出版協会副理事長
音楽配信	戸叶 司武郎	(社) 音楽電子事業協会著作権委員会副委員長
国会図書館	田中 久徳	国立国会図書館総務部企画課電子情報企画室長
青空文庫	富田 倫生	青空文庫呼びかけ人
クリエイティブコモンズ	野口 祐子	弁護士、クリエイティブ・コモンズ・ジャパン専務理事
エンドユーザー	津田 大介	IT・音楽ジャーナリスト
教育	金 正勲	慶応義塾大学准教授
教育	酒井 淳	NPO法人著作権利用等に係る教育NPO理事長
教育	佐藤 公作	全国高等学校長協会管理運営研究委員会委員
障害者	井上 芳郎	障害者放送協議会著作権委員会委員長
公立図書館	糸賀 雅児	慶應義塾大学教授
博物館	井上 透	(独) 国立科学博物館情報・サービス課長
慎重な創作者	平田 オリザ	劇作家、演出家
慎重な創作者	別役 実	劇作家
慎重な創作者	椿 昇	現代美術家、京都造形芸術大学教授
慎重な創作者	寮 美千子	作家、詩人
実務家	福井 健策	弁護士
演奏団体	岡山 尚幹	(社) 日本オーケストラ連盟常務理事
写真	松本 徳彦	有限責任中間法人日本写真著作権協会専務理事、(社) 日本写真家協会専務理事
美術	福王寺 一彦	日本画家、(社) 日本美術家連盟常任理事、日本美術著作権連合理事長
レコード	生野 秀年	(社) 日本レコード協会専務理事
ソフトウェア	久保田 裕	(社) コンピュータソフトウェア著作権協会専務理事・事務局長
経済学	田中 辰雄	慶応義塾大学准教授



コピーOK 障害者OK 学校教育OK

利用の際は必ず下記サイトを確認下さい。
www.bunka.go.jp/jiyuriyo

これらのマークは、本書中に掲載しているすべての著作物のうち、文化審議会著作権分科会又は文化庁に著作権の帰属するものを対象とするものです。